

第5次

加須市高齢者支援計画

高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画
認知症施策推進計画

地域の絆と協働の力で
高齢者が健康で安心して住み続けられる
まちづくり

令和6年3月
加 須 市

はじめに

加須市では、高齢者の皆様に、住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心して暮らし続けていただくために、介護保険サービスをはじめとする様々な施策の充実に取り組んでおります。

今後、人口が減少する中で、総人口に占める 65 歳以上の方の割合を表す「高齢化率」は、令和 5 年の 30.8%から、令和 12 年には 32.9%、令和 22 年には 35.4%へと上昇していくことが見込まれております。認知症の方や医療と介護の両方の支援を必要とされる方の増加、そして、こうした方々を支える人材の確保がより一層課題となってまいります。

高齢者支援については、一人ひとりの状態に応じてきめ細かに対策を講じていくとともに、市が責任を持って取り組む領域である公助、また、自助、互助、共助など地域の皆様が取り組む領域、さらに、市と地域の皆様が協働する領域というように、役割分担を意識しながら効果的に取り組んでいく必要があります。

今回策定いたしました第 5 次加須市高齢者支援計画では、基本理念を「地域の絆と協働の力で高齢者が健康で安心して住み続けられるまちづくり」とし、その実現のための基本目標として、「高齢者の健康づくりと介護予防の推進」、「高齢者の日常生活を支える体制づくり」、「認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり」、「在宅医療・介護サービス提供体制等の充実」、「高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え」、「介護保険制度の安定的な運営」の 6 つを掲げました。

今後とも、市民の皆様との協働によって、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました加須市介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、市民、関係の皆様、心よりお礼申し上げますとともに、今後とも、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

加須市長

角田守良



《目次》

第1部 総論

第1章	計画の策定に当たって	3
第1節	計画策定の趣旨・背景	3
第2節	計画の位置付け	4
第3節	計画の期間	4
第4節	他の計画との調和	5
第2章	現状及び課題等	6
第1節	人口構造	6
第2節	介護保険被保険者数の推移	8
第3節	要介護・要支援認定者（要介護等認定者）数	9
第4節	認知症患者数の推移	12
第5節	ひとり暮らし高齢者世帯数の推移	13
第6節	認定率・サービス受給率・受給者1人当たり給付月額	14
第7節	要介護等認定の原因となった主な疾患	17
第8節	高齢者生活実態調査の結果	18
第9節	第4次計画における施策・事業の評価	32
第10節	調査結果などを踏まえた課題	33
第3章	計画の基本的な考え方	36
第1節	基本理念	36
第2節	基本目標	37
第3節	施策体系	44
第4節	日常生活圏域	45
第5節	SDGsの取組	47

第2部 施策の展開

第1章	高齢者の健康づくりと介護予防の推進	53
第1節	高齢者の健康づくり	55
第2節	高齢者の介護予防	63
第3節	高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施	75
第2章	高齢者の日常生活を支える体制づくり	77
第1節	相談支援等の体制の充実	79
第2節	高齢者福祉サービスの充実	82
第3節	家族介護者等（ケアラー）への支援の充実	87
第4節	高齢者の居住支援	89
第5節	地域で高齢者を支え合う仕組みづくり	91
第3章	認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり	101
第1節	認知症に関する普及啓発・本人発信の支援	103
第2節	認知症予防活動の推進	106
第3節	認知症の人とその家族等への支援	107
第4章	在宅医療・介護サービス提供体制等の充実	115
第1節	在宅医療・介護連携の推進	117
第2節	特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備	118
第3節	介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	120
第5章	高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え	123
第1節	災害に対する備え	125
第2節	感染症に対する備え	127
第6章	介護保険制度の安定的な運営	129
第1節	介護保険料の収納確保	131
第2節	介護給付の適正化	132

第3部 サービス見込量及び介護保険料

第1章 サービス種類ごとの量の見込み.....	137
-------------------------	-----

第1節 介護給付等対象サービスの量の見込み..... 137

第2節 地域支援事業の量の見込み..... 153

第2章 費用の見込み及び介護保険料.....	161
------------------------	-----

第1節 費用の見込み..... 161

第2節 介護保険料の設定..... 164

第4部 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標

第1章 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標..... 169

第2章 介護給付の適正化への取組及び目標..... 171

第5部 計画の進行管理

第1章 計画の点検・評価..... 175

第2章 計画の見直し..... 176

資 料 編

第1部 総論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨・背景

日本の65歳以上の高齢者数は増加を続けており、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年にはピークを迎えると予測されています。

本市でも、少子高齢化の進展により、高齢化率（総人口に対する65歳以上の人口の割合）が年々上昇しており、今後も高齢者数が増加する一方、介護サービスの担い手でもある生産年齢人口の減少が見込まれることから、高齢化率はさらに上昇することが見込まれます。

このような状況において、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、地域の保健・医療・福祉などの様々な分野の関係機関との連携を強化し、複数の関係者がチームとなって高齢者を支えていく必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、見守りや支援を必要とする高齢者が増加していく中にあるのは、地域コミュニティによる支援が不可欠であり、地域の絆と協働の力で高齢者を支え合う地域づくりを進める必要があります。

そのためには、これまで構築に取り組んできた地域包括ケアシステム（高齢者ができるだけ住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。）をさらに深化・推進するとともに、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

また、今後の後期高齢者の増加に伴い、認知症の人や医療と介護の両方の支援を必要とする人の増加が見込まれます。

このため、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携の強化、医療・介護人材の確保、さらにはロボット・ICTの活用や文書負担の軽減などによる介護現場の生産性の向上に取り組んでいく必要があります。

こうした中、令和3年3月に策定した「第4次加須市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする「第5次加須市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」を策定するものです。

※ 以下、本書において、「第4次加須市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）」を「第4次計画」、また、「第5次加須市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」を単に「計画」又は「第5次計画」と表します。

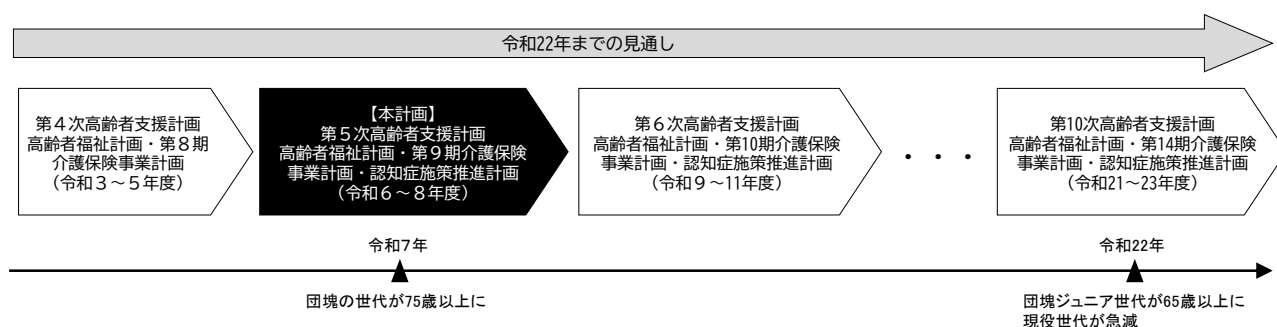
第2節 計画の位置付け

この計画は、「第2次加須市総合振興計画」を上位計画とした高齢者支援に関する部門計画です。

また、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項に規定する「市町村認知症施策推進計画」に位置付けられるものであり、本市では、これらを一体的に定めています。

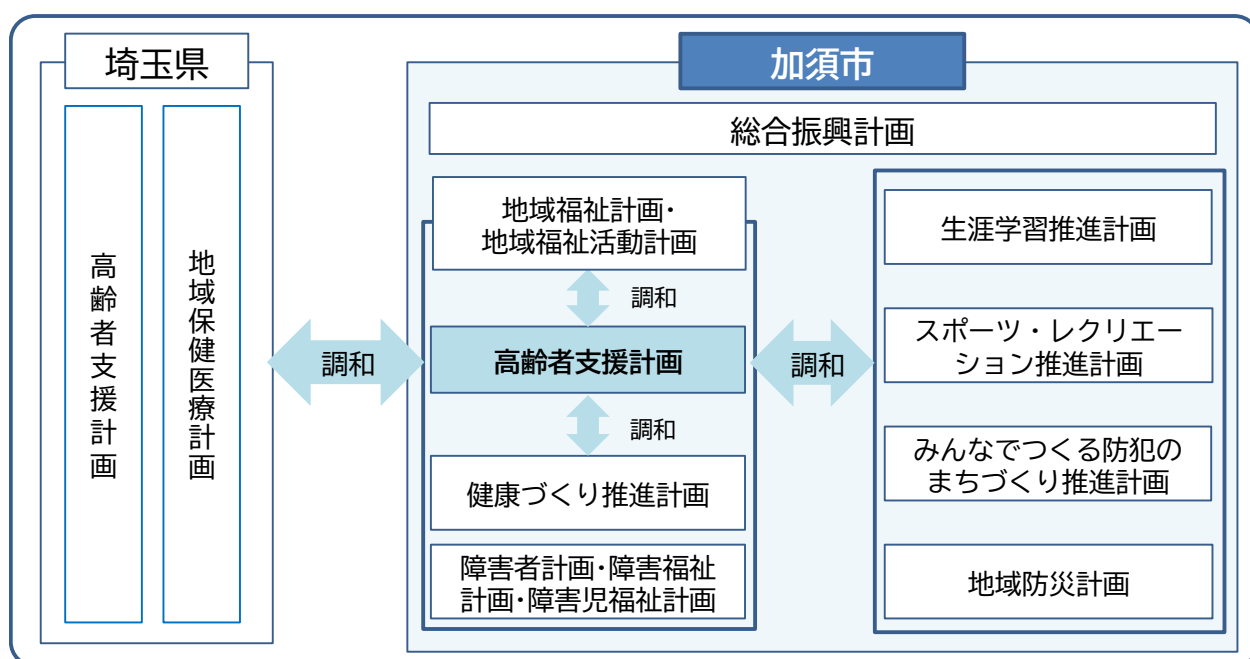
第3節 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。ただし、中長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、団塊ジュニア世代が65歳以上になると同時に現役世代の大幅な減少が見込まれる令和22年までの見通しを計画に位置付けます。



第4節 他の計画との調和

この計画は、「第2次加須市総合振興計画」を上位計画として、地域福祉の分野横断的な計画である「加須市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や、「加須市健康づくり推進計画」、「加須市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「加須市生涯学習推進計画」、「加須市スポーツ・レクリエーション推進計画」、「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画」、「加須市地域防災計画」などの高齢者施策に関連する各種行政計画との調和が保たれたものとします。



第2章 現状及び課題等

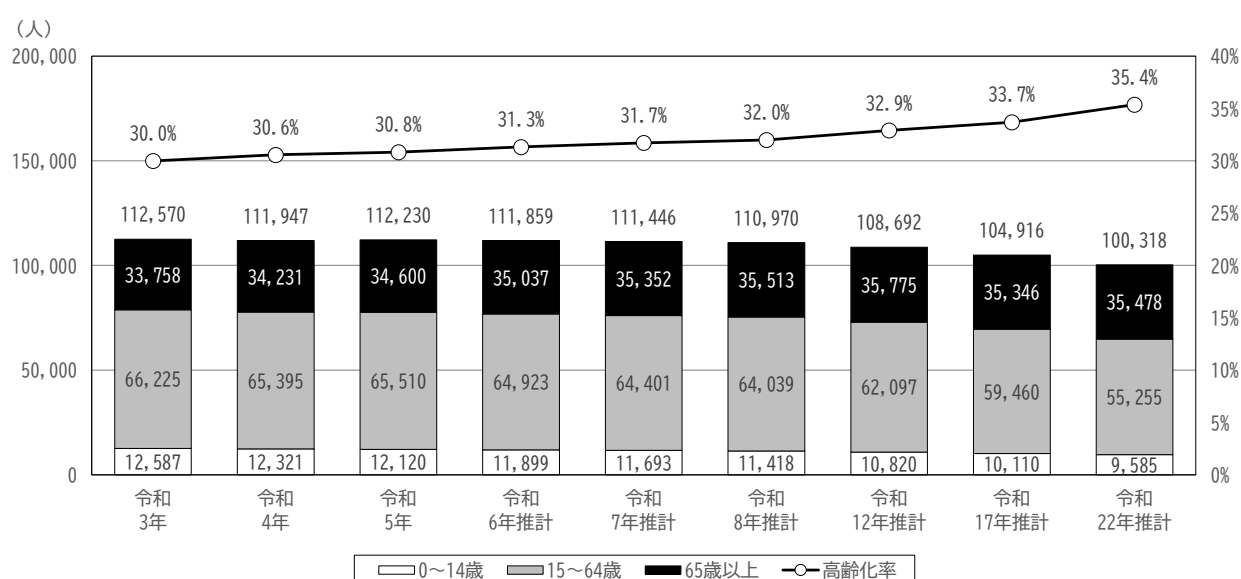
第1節 人口構造

1 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、今後、減少傾向が続くと予想されています。特に 15～64 歳人口の減少が大きく、令和 5 年の 65,510 人から、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年には 55,255 人へと、15.7%の減少となる見込みです。

一方、65 歳以上の人口は令和 12 年まで増加を続け、その後は横ばいとなる見込みです。このため、高齢化率が上昇し、本市の高齢化率は令和 5 年の 30.8%から令和 22 年の 35.4%へと 4.6 ポイント上昇する見込みです。

■総人口と高齢化率の推移



※平成 30 年～令和 5 年の各年 4 月 1 日現在における住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計したものです。(以下「過去 6 年間の住民基本台帳を基に推計」と表記)

【コーホート変化率法】

各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いる推計方法です。

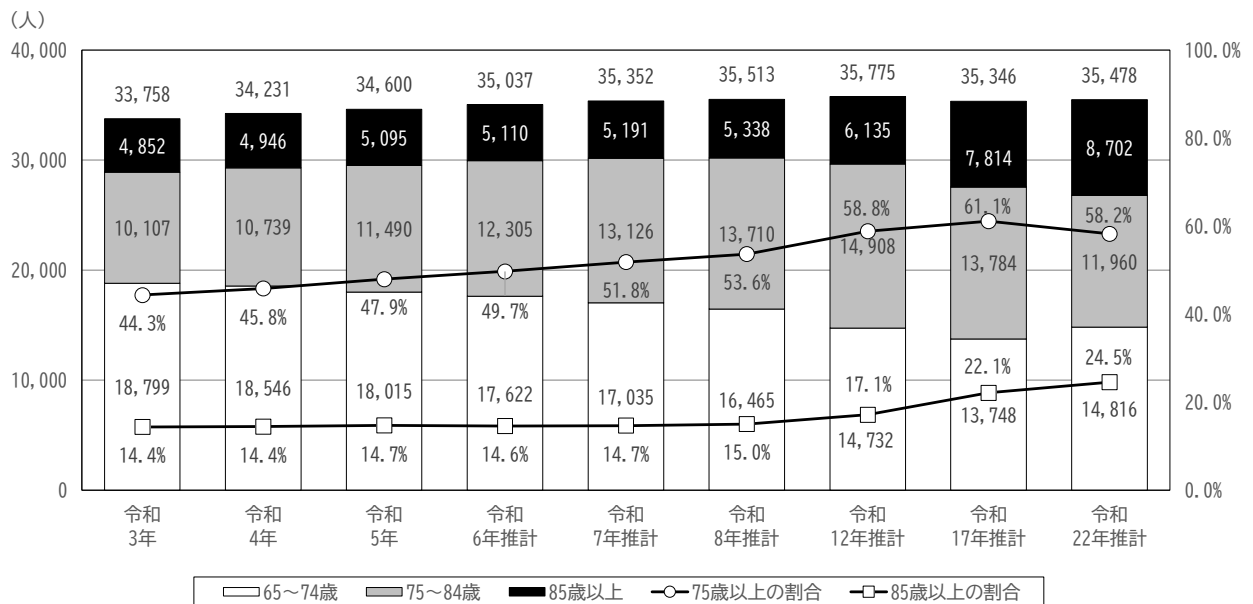
2 高齢者人口の推移

65 歳以上の高齢者人口は増加を続け、令和 12 年にピークを迎える見込みです。

年齢階層別に見ると、75 歳以上の後期高齢者が令和 17 年まで増加を続け、特に令和 12 年まで急速に増加する見込みです。

特に医療と介護の両方が必要になる可能性が高い 85 歳以上の人口の増加が続き、令和 22 年には令和 5 年の約 71% 増となる 8,702 人になると見込まれます。

■ 高齢者人口の推移



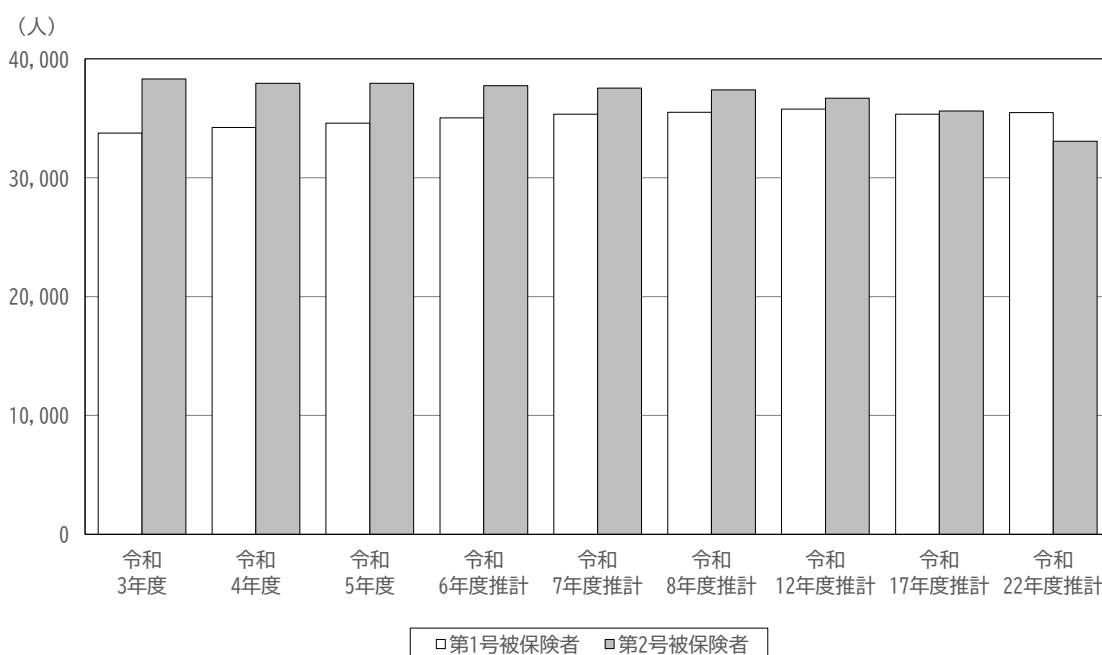
※過去 6 年間の住民基本台帳を基に推計

第2節 介護保険被保険者数の推移

令和5年度の第1号被保険者（65歳以上）は34,600人であり、第2号被保険者（40～64歳）の37,943人を下回っていますが、令和17年度にはほぼ同数となり、以降は、第1号被保険者数が第2号被保険者数を上回ると予想されます。

介護保険制度の支え手である第2号被保険者の減少が顕著であり、令和22年度には、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になることから、第2号被保険者が大きく減少し、第1号被保険者との乖離が鮮明になると見込まれます。

■ 介護保険被保険者数の推移



	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度推計	令和 7年度推計	令和 8年度推計	令和 12年度推計	令和 17年度推計	令和 22年度推計
第1号被保険者	33,758	34,231	34,600	35,037	35,352	35,513	35,775	35,346	35,478
第2号被保険者	38,311	37,951	37,943	37,736	37,540	37,399	36,693	35,608	33,079
総数	72,069	72,182	72,543	72,773	72,892	72,912	72,468	70,954	68,557

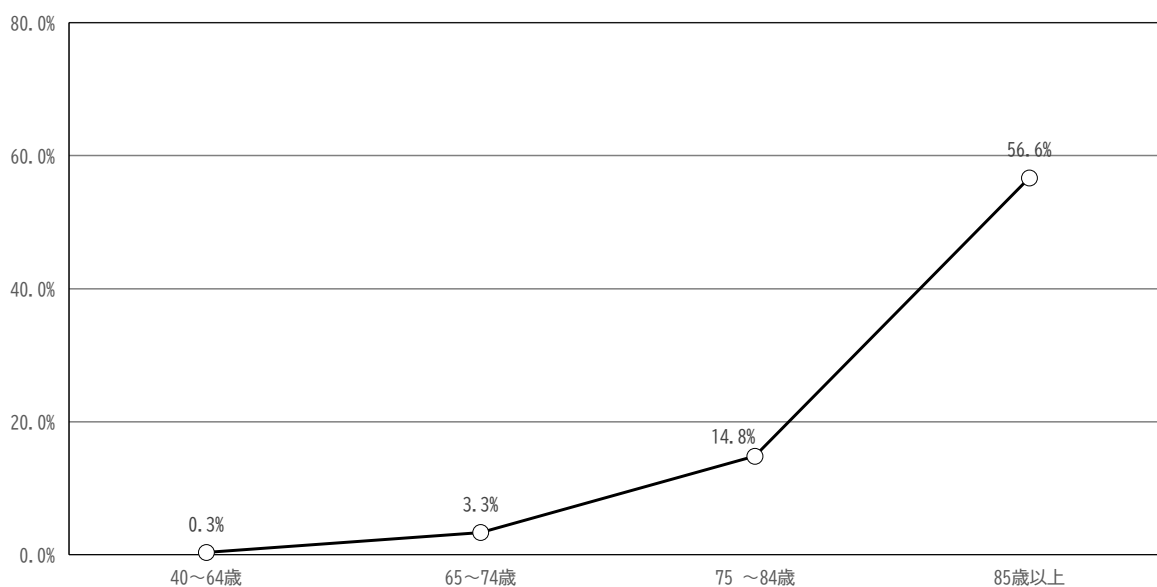
資料：地域包括ケア「見える化」システム

第3節 要介護・要支援認定者（要介護等認定者）数

1 年齢階層別の状況

令和5年3月末現在の本市の要介護等認定率を年齢階層別に見ると、65～74歳が3.3%、75～84歳が14.8%、85歳以上が56.6%となっています。75歳以上の後期高齢者になると要介護等認定率の上昇が顕著となり、85歳以上になると急激に高くなっています。

■年齢階層別の要介護等認定率



資料：介護保険事業状況報告

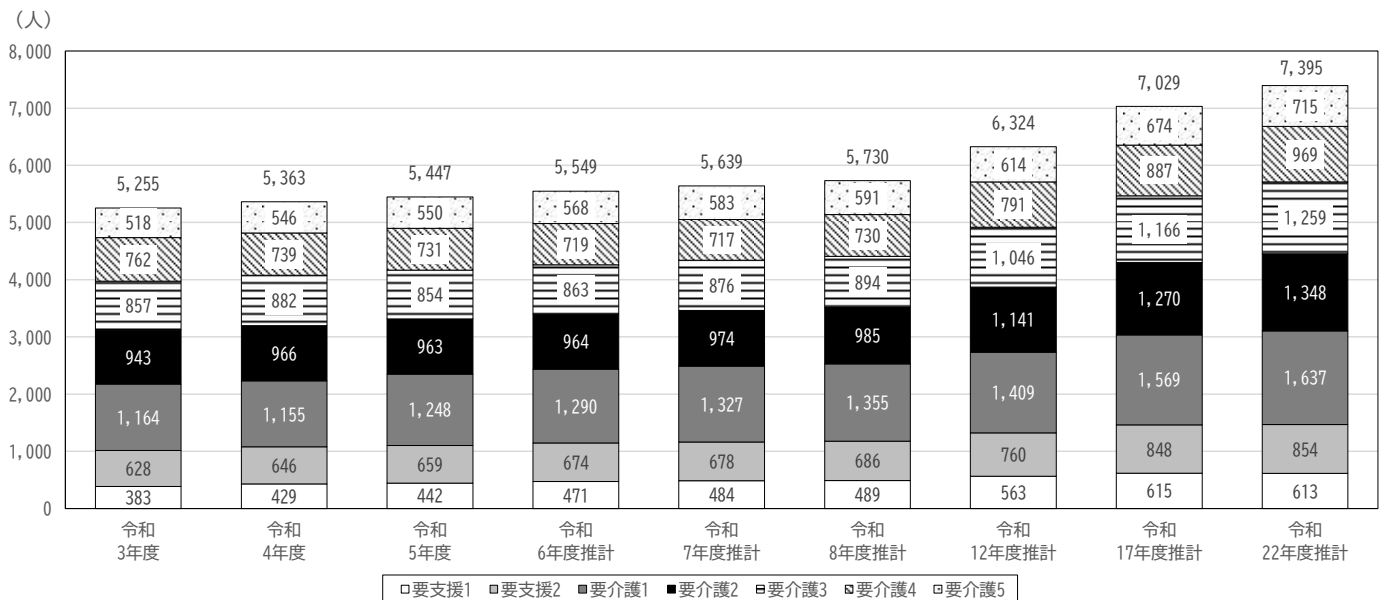
2 要介護等認定者数の推移

国の地域包括ケア「見える化」システムによると、第5次計画期間中（令和6～8年度）の要介護等認定者数は5千人台半ばで推移すると見込まれます。

しかし、令和12年度頃になると、要介護等認定者数の増加が顕著となり、令和22年度には7,395人と、令和5年度の約1.4倍に達すると予想されます。

高齢者が介護が必要な状態になることを予防し、又は状態が悪化することを防止するため、この計画に位置付ける高齢者の健康づくりや介護予防の取組を推進していく必要があります。

■ 要介護等認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■ 要介護等認定者数の推移

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度推計	令和 7年度推計	令和 8年度推計	令和 12年度推計	令和 17年度推計	令和 22年度推計
総 数	5,255	5,363	5,447	5,549	5,639	5,730	6,324	7,029	7,395
要支援1	383	429	442	471	484	489	563	615	613
要支援2	628	646	659	674	678	686	760	848	854
要介護1	1,164	1,155	1,248	1,290	1,327	1,355	1,409	1,569	1,637
要介護2	943	966	963	964	974	985	1,141	1,270	1,348
要介護3	857	882	854	863	876	894	1,046	1,166	1,259
要介護4	762	739	731	719	717	730	791	887	969
要介護5	518	546	550	568	583	591	614	674	715
うち第1号被保険者	5,113	5,228	5,314	5,419	5,508	5,599	6,193	6,902	7,276
要支援1	376	421	434	463	475	480	558	610	608
要支援2	606	630	644	660	664	672	749	837	844
要介護1	1,135	1,122	1,222	1,265	1,301	1,328	1,378	1,539	1,608
要介護2	912	941	936	939	949	961	1,114	1,244	1,324
要介護3	834	858	830	839	852	870	1,018	1,139	1,234
要介護4	747	726	718	706	704	717	780	876	959
要介護5	503	530	530	547	563	571	596	657	699
うち第2号被保険者	142	135	133	130	131	131	131	127	119
要支援1	7	8	8	8	9	9	5	5	5
要支援2	22	16	15	14	14	14	11	11	10
要介護1	29	33	26	25	26	27	31	30	29
要介護2	31	25	27	25	25	24	27	26	24
要介護3	23	24	24	24	24	24	28	27	25
要介護4	15	13	13	13	13	13	11	11	10
要介護5	15	16	20	21	20	20	18	17	16

資料：地域包括ケア「見える化」システム

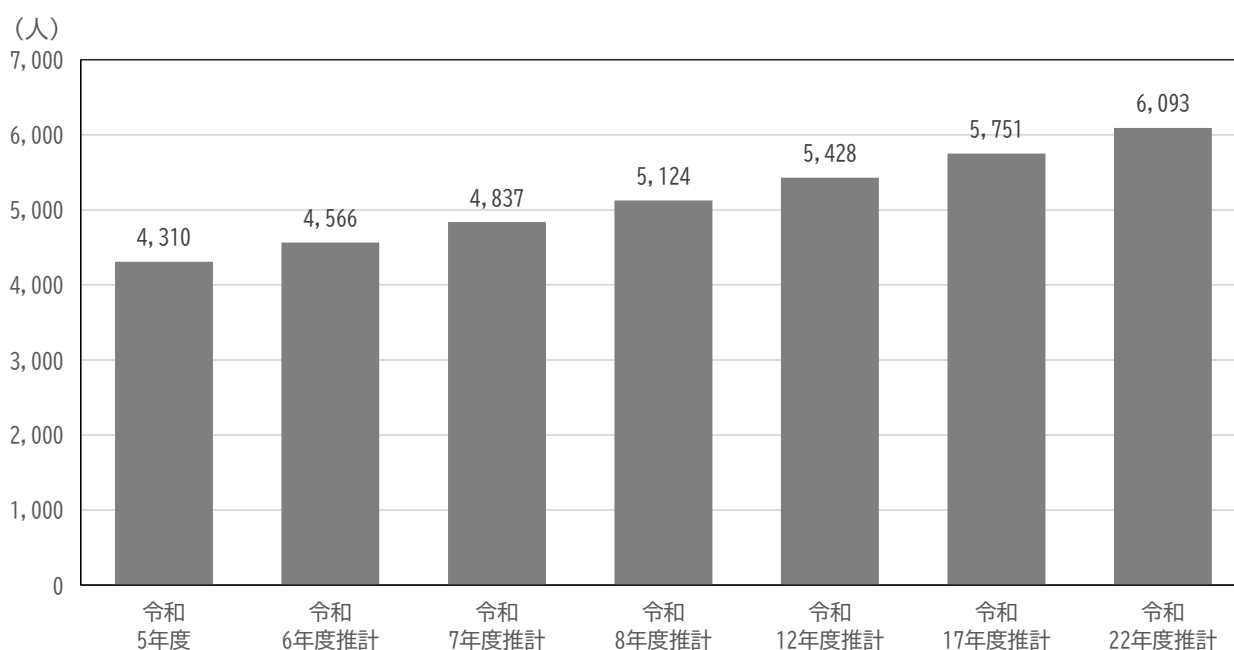
第4節 認知症患者数の推移

本市の認知症患者数は、令和5年度で4,310人と推計されます。

平成30年度から令和4年度までの実績値に基づき推計すると、認知症患者数は今後も増加が続き、令和22年度には6,093人と、令和5年度の約1.4倍に達すると見込まれます。

認知症の発症リスクを低減し、又は認知症の発症や進行をできるだけ遅らせるとともに、認知症になっても尊厳を保ち希望を持って暮らすことができるよう、この計画に位置付ける認知症施策を推進していく必要があります。

■ 認知症患者数の推移



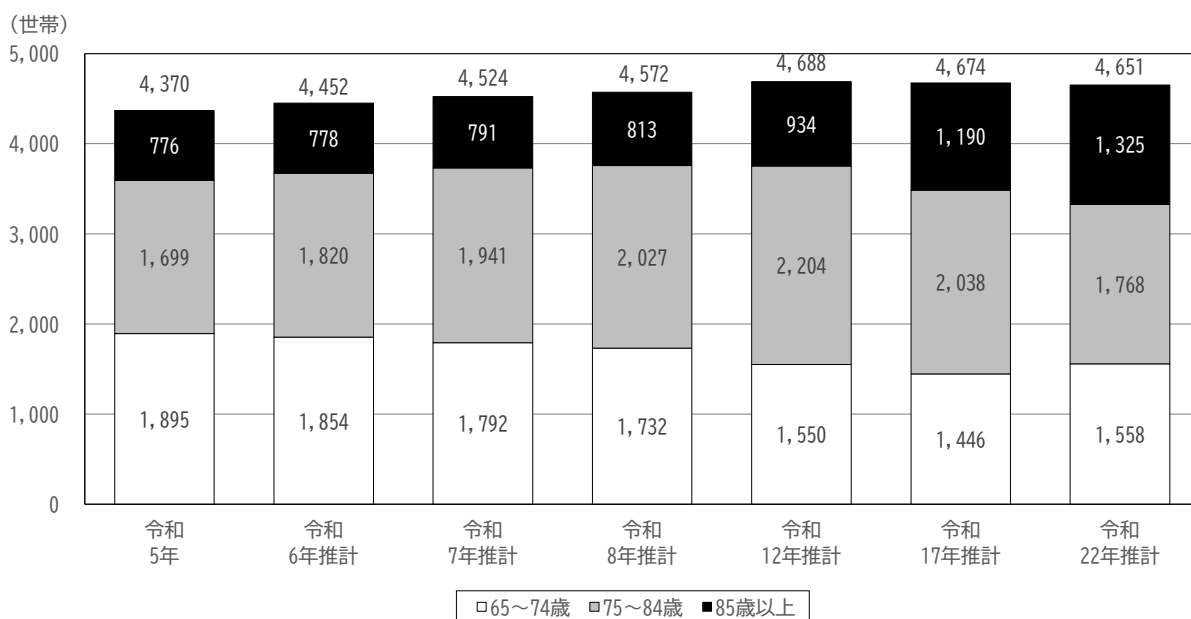
※平成30年度～令和4年度の各年度における要介護等認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の人の数を基に推計したものです。

第5節 ひとり暮らし高齢者世帯数の推移

本市のひとり暮らし高齢者世帯数は、令和5年の4,370世帯から令和12年には4,688世帯まで増加すると見込まれます。

年齢階層別では、85歳以上のひとり暮らし高齢者世帯の増加が続き、令和5年の776世帯から令和22年には1,325世帯へと約1.7倍に増加する見込みです。

■ ひとり暮らし高齢者世帯数の推移



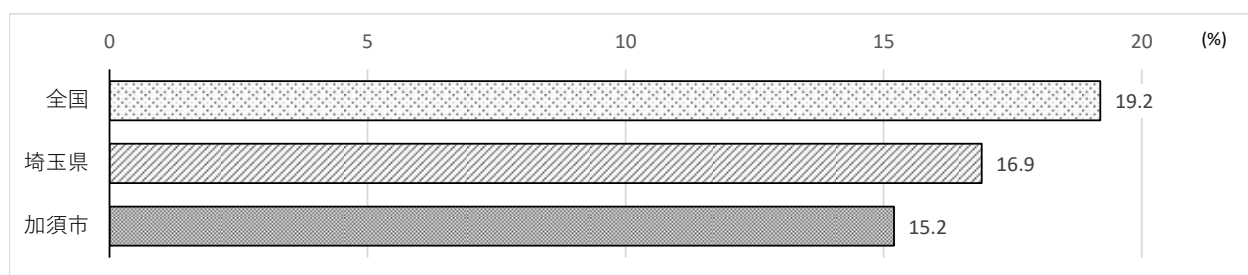
※令和元年～令和5年の各年4月1日現在における「ひとり暮らし高齢者等台帳（高齢介護課）」を基に推計したものです。

第6節 認定率・サービス受給率・受給者1人当たり給付月額

1 認定率（令和5年度）

本市の第1号被保険者の認定率は15.2%で、埼玉県の16.9%より1.7ポイント、全国の19.2%より4.0ポイント低くなっています。

■ 認定率(合計)の比較

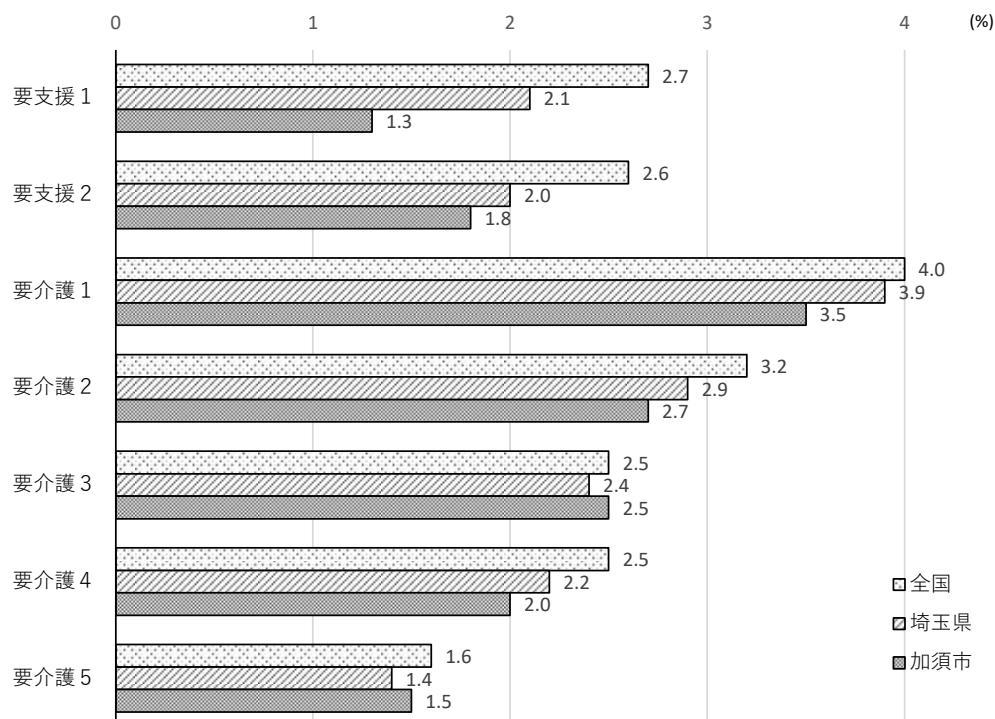


資料：地域包括ケア「見える化」システム

要介護度別では、要支援1から要介護2までの認定率は全国及び埼玉県を下回り、特に要支援1では埼玉県から0.8ポイント、全国から1.4ポイント下回っています。

一方、要介護3及び要介護5の認定率は埼玉県を上回っており、特に、要介護3では全国と同率となっています。

■ 要介護度別認定率の比較

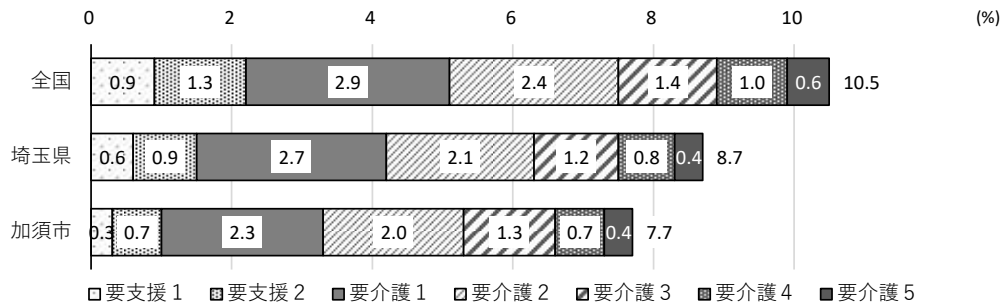


資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 サービス受給率（令和5年度）

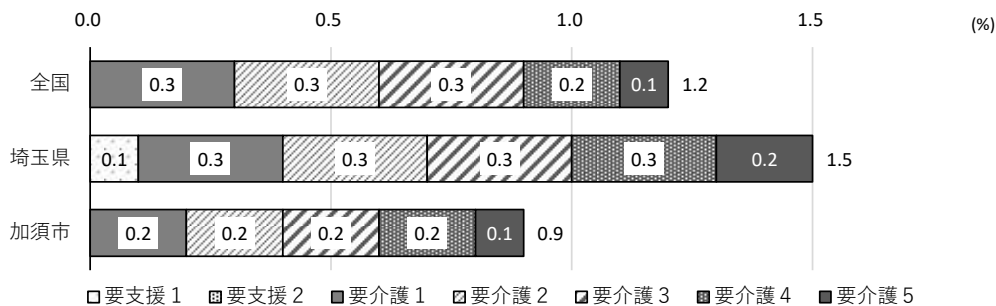
（1）在宅サービス

本市における訪問介護や通所介護などの在宅サービスの受給率（合計）は7.7%で、全国を2.8ポイント、埼玉県を1.0ポイント下回っています。要介護度別では、要介護1以下の軽度認定者でその差が大きくなっています。



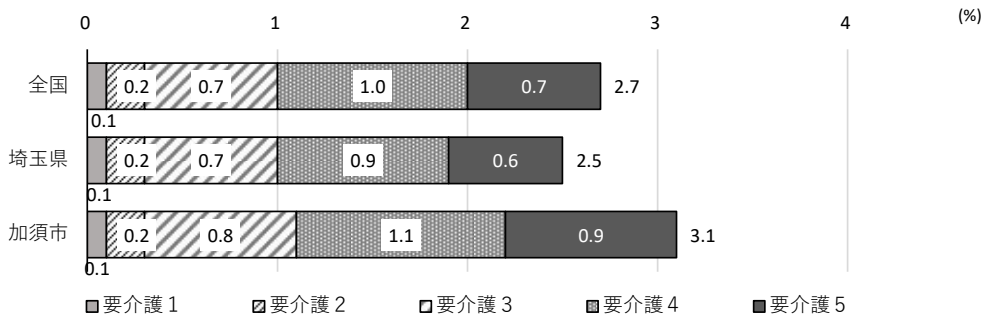
（2）居住系サービス

居住系サービスとは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護を指します。本市の居住系サービスの受給率（合計）は0.9%で、全国を0.3ポイント、埼玉県を0.6ポイント下回っています。



（3）施設サービス

本市の施設サービスの受給率（合計）は3.1%で、全国を0.4ポイント、埼玉県を0.6ポイント上回っています。要介護度別では、要介護3以上で埼玉県を0.6ポイント上回っており、重度の認定者で施設サービスを選択する傾向が強くなっています。

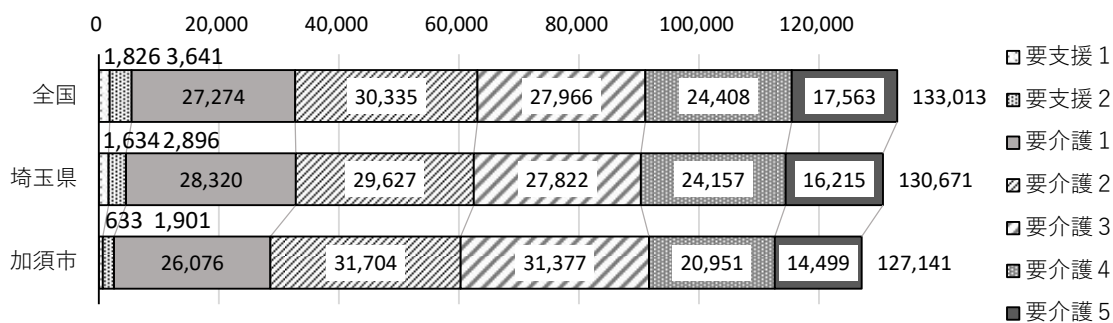


資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 受給者1人当たり給付月額（令和5年度）

本市の受給者1人当たり給付月額（在宅サービス及び居住系サービス）は127,141円で、埼玉県を約3,500円下回っています。これには、居住系サービスの受給率が低いことが影響しており、在宅サービスのみ（116,028円）では埼玉県とほぼ同額となっています。

サービス別では、訪問入浴介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護などの給付月額が埼玉県に比較して高く、居宅療養管理指導、地域密着型通所介護などの給付月額は低くなっています。



■ サービス別の受給者1人当たり給付月額

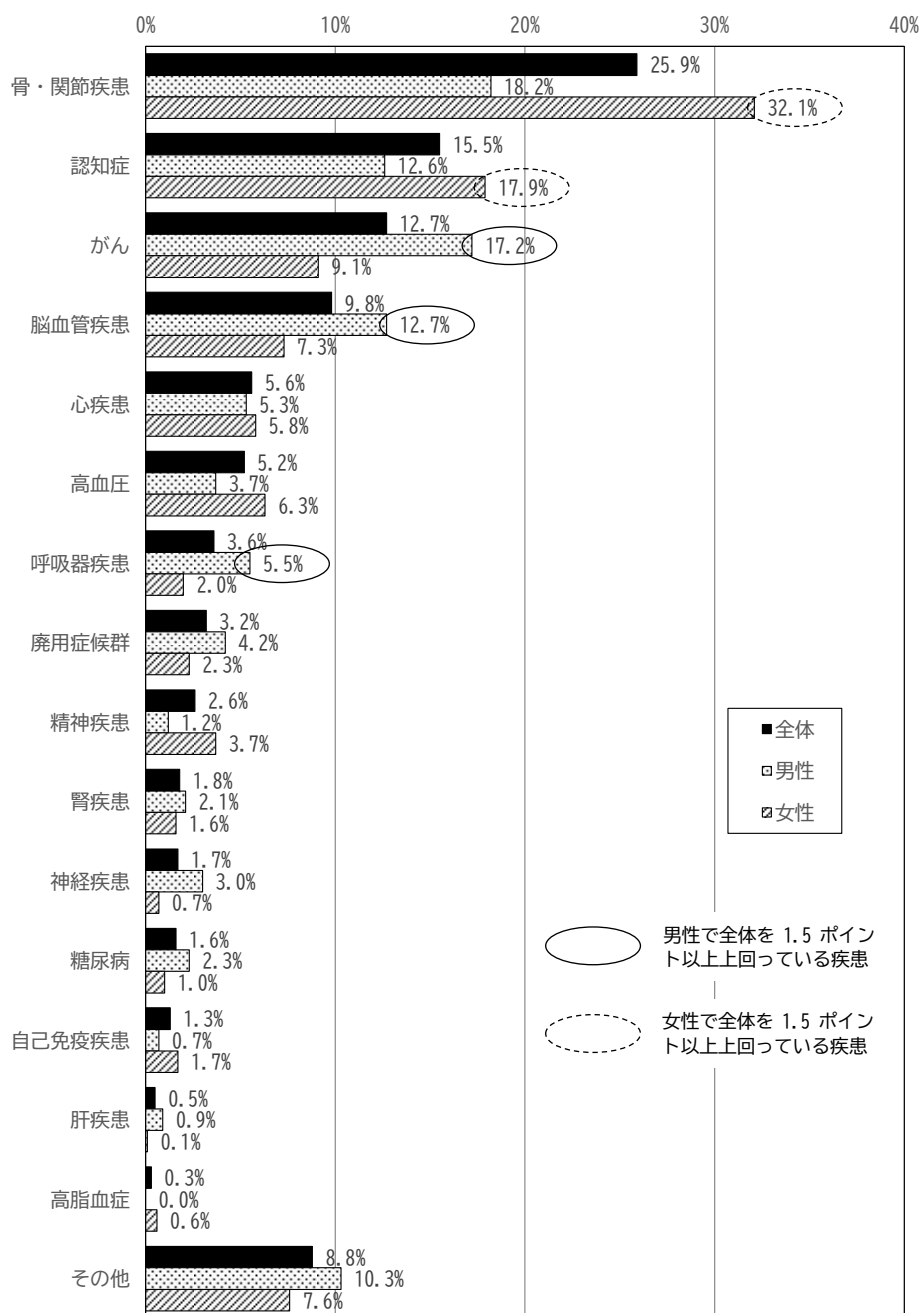
	全国	埼玉県	加須市	加須市/埼玉県
訪問介護	79,348	64,467	59,534	0.75
訪問入浴介護	62,491	62,011	67,159	1.00
訪問看護	41,868	42,299	39,915	0.75
訪問リハビリテーション	34,862	37,067	35,779	0.75
居宅療養管理指導	12,749	14,558	12,145	0.75
通所介護	85,586	86,603	88,812	1.00
通所リハビリテーション	59,876	61,769	79,101	1.25
短期入所生活介護	108,023	120,282	146,796	1.25
短期入所療養介護	90,766	105,546	106,949	1.00
福祉用具貸与	12,056	12,965	13,053	1.00
特定施設入居者生活介護	187,129	189,696	192,745	1.00
介護予防支援・居宅介護支援	13,200	13,681	14,766	1.00
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	168,106	154,451	143,824	0.75
地域密着型通所介護	75,979	71,453	62,913	0.75
認知症対応型通所介護	119,813	123,914	145,409	1.25
小規模多機能型居宅介護	193,777	200,342	202,163	1.00
認知症対応型共同生活介護	264,413	269,275	270,781	1.00
地域密着型特定施設入居者生活介護	199,534	207,856	185,691	0.75

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第7節 要介護等認定の原因となった主な疾患

令和4年度における本市の要介護等認定の結果から、新規申請者の要介護等認定の原因となった疾患（第1診断名）を見ると、全体では骨・関節疾患（25.9%）、認知症（15.5%）、がん（12.7%）、脳血管疾患（9.8%）の順に多くなっています。

男女別では、女性は骨・関節疾患が32.1%で最も多く、次いで認知症（17.9%）、がん（9.1%）の順に多くなっていますが、男性は、骨・関節疾患が最も多いものの18.2%にとどまり、がん（17.2%）、脳血管疾患（12.7%）、認知症（12.6%）と続いています。



資料：令和4年度の要介護等認定結果

第8節 高齢者生活実態調査の結果

調査の概要

高齢者生活実態調査は、第5次計画を策定するに当たって、高齢者の生活状況や健康状態などを伺い、介護の実態や課題を把握すると同時に、介護保険事業を担っているケアマネジャーや介護サービス提供事業者による介護サービスの提供状況などを把握することを目的に行いました。

■ 調査の対象

調査名	調査対象者	配布数	回収数	回収率
若年一般調査	要介護（要支援）認定を受けていない40歳～64歳の方	750件	407件	54.3%
高齢者一般調査	要介護認定を受けていない65歳以上の方	1,800件	1,397件	77.6%
居宅サービス利用者調査	要介護（要支援）認定を受けていて、居宅サービスを利用している方	600件	394件	65.7%
施設サービス利用者調査	要介護認定を受けていて、介護保険施設に入所している方	200件	151件	75.5%
介護サービス未利用者調査	要介護（要支援）認定を受けていて、介護サービスを利用していない方	500件	339件	67.8%
ケアマネジャー調査	市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャー	30件	26件	86.7%
介護サービス提供事業者調査	市内及び加須市の被保険者が利用する市外の介護サービス提供事業所	120件	81件	67.5%
計		4,000件	2,795件	69.9%

■調査方法：郵送配布・郵送回収

■調査時期：令和4年11月16日（水）～ 令和4年12月16日（金）

次ページ以降は、今後の取組に当たって重要となる調査結果の概要です。

1 要介護状態等になるリスクの発生状況

令和4年度に実施した本市の「高齢者生活実態調査」の項目には、厚生労働省が作成した全国共通の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の項目を含んでいます。

この調査は、市内の圏域ごとに、要介護状態等になるリスクを有する高齢者の割合を把握できることから、以下に各圏域の特徴を記載します。

また、県内市町村のうち令和5年10月1日現在において調査結果が地域包括ケア「見える化」システムに登録されている市町の平均値（埼玉県平均）と比較して、本市の高齢者が要介護状態等になるリスクが相対的に高い項目を以下に記載します。

（1）圏域ごとの特徴

ア 機能別リスクを有する高齢者の割合

8項目の機能別リスクを有する高齢者の割合からみる圏域ごとの特徴を以下に記載します。

	運動器機能	栄養状態	口腔機能	閉じこもり	認知機能	うつ傾向	手段的自立度(IADL)	転倒リスク
市全体	10.8	6.0	32.1	17.9	40.8	40.0	5.1	27.9
加須地域① 加須・大桑・水深地区	8.3	5.3	29.4	13.3	41.7	39.4	3.9	24.1
加須地域② 不動岡・礼羽・志多見地区	13.5	8.4	32.9	13.5	35.5	40.0	9.0	30.3
加須地域③ 三俣・樋遣川・大越地区	13.7	5.5	38.3	25.7	47.5	48.1	7.7	26.8
騎西地域	13.8	6.5	34.0	22.7	40.9	39.7	4.5	33.2
北川辺地域	7.5	4.5	33.6	17.9	37.3	35.1	6.0	27.6
大利根地域	10.1	7.1	27.8	18.3	38.5	37.3	2.4	29.0

加須地域①：ほぼすべての項目で市全体より低い割合となっており、比較的健康な高齢者が多い傾向にありますが、認知機能低下のリスク該当者の割合のみ市全体よりやや高くなっています。

加須地域②：市全体と同程度の割合又は市全体より高い割合の項目が多くなっており、栄養状態と手段的自立度（IADL）のリスク該当者の割合は6圏域中最も高く、特に、IADLは約1割の方がリスク判定されています。

加須地域③：ほとんどの項目で市全体より高い割合となっています。一方、栄養状態と転倒リスクのリスク該当者の割合は市全体より低くなっています。

騎西地域：ほとんどの項目で市全体より高い割合となっており、運動器機能及び転倒リスクのリスク該当者の割合は6圏域中最も高くなっています。一方、うつ傾向及びIADLのリスク該当者の割合は市全体より低くなっています。

北川辺地域：ほとんどの項目で市全体より低い割合となっており、加須地域①と同様に比較的健康な高齢者が多い傾向にあります。運動器機能、栄養状態、うつ傾向のリスク該当者の割合は6圏域中最も低くなっています。一方、口腔機能とIADLのリスク該当者の割合は市全体よりやや高くなっています。

大利根地域：栄養状態、閉じこもり、転倒リスクのリスク該当者の割合は市全体をやや上回っていますが、それ以外の項目は市全体を下回っています。特に、口腔機能、IADLのリスク該当者の割合は6圏域中最も低くなっています。

イ 高齢者の日常生活の状況等からみるリスクの状態①

高齢者の活動状況や日頃のつき合い、健康感、幸福感などの観点からみる圏域ごとの特徴を以下に記載します。

	ボランティア等に参加している高齢者の割合	スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合	趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合	情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合（心配事や愚痴を聞いてくれる相手がいる者の割合）	情緒的サポートを与える相手がいる者の割合（心配事や愚痴を聞いてあげる相手がいる者の割合）	手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（病気で寝込んだ時、看病や世話をしてくれる人がある者の割合）	手段的サポートを与える相手がいる者の割合（病気で寝込んだ時、看病や世話をしてくれる人がある者の割合）	主観的健康感の高い高齢者の割合（自分の健康状態が良いと感じている高齢者の割合）	主観的幸福感の高い高齢者の割合（自分の幸福感が高いと感じている高齢者の割合）
市全体	10.9	19.6	21.7	6.6	55.8	37.2	94.3	93.6	94.5	88.8	81.0	36.7
加須地域① 加須・大桑・水深地区	9.2	23.2	22.5	5.7	57.8	41.1	93.6	93.6	93.8	88.5	79.4	35.8
加須地域② 不動岡・礼羽・志多見地区	13.5	19.4	19.4	7.1	58.1	39.4	95.5	93.5	93.5	87.7	80.6	38.1
加須地域③ 三俣・樋遣川・大越地区	8.7	15.8	21.9	7.7	51.4	32.8	93.4	95.1	95.1	90.7	79.2	34.4
騎西地域	12.6	16.2	22.3	6.5	60.7	36.0	95.1	93.9	95.1	87.9	82.6	32.8
北川辺地域	6.7	17.2	18.7	3.7	48.5	34.3	95.5	90.3	95.5	89.6	85.1	43.3
大利根地域	16.0	21.3	23.1	9.5	52.1	33.7	94.1	94.1	94.7	89.3	82.2	40.8

加須地域①：スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合及び地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合が6圏域中最も高くなっています。

加須地域②：情緒的サポートをくれる相手がいる人の割合が6圏域中同率で最も高くなっています。一方で、手段的サポートをくれる及び与える相手がいる人の割合は6圏域中最も低くなっています。

加須地域③：情緒的サポートを与える相手及び手段的サポートを与える相手がいる人の割合が6圏域中最も高くなっています。一方で、スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者、地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者、情緒的サポートをくれる相手がいる人及び主観的健康感の高い高齢者の割合は6圏域中最も低くなっています。

騎西地域：地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合が6圏域中最も高くなっています。一方で、主観的幸福感の高い高齢者の割合は6圏域中最も低くなっています。

北川辺地域：手段的サポートをくれる相手がいる人並びに主観的健康感及び主観的幸福感の高い高齢者の割合が6圏域中最も高くなっています。一方で、ボランティア等、趣味関係のグループ及び学習・教養サークルに参加している高齢者並びに情緒的サポートを与える相手がいる人の割合は6圏域中最も低くなっています。

大利根地域：ボランティア等、趣味関係のグループ及び学習・教養サークルに参加している高齢者の割合が6圏域中最も高くなっています。

ウ 高齢者の日常生活の状況等からみるリスクの状態②

高齢者の世帯状況や支援の必要性の観点からみる圏域ごとの特徴を以下に記載します。

	独居 高齢者の 割合	夫婦 2 人暮らし (配偶者 65 歳以上) 世帯 の割合	配食ニーズありの高齢者の割合 (自分で食 事の用意ができない高齢者の割合)	買い物ニーズありの高齢者の割合 (食品・日用品の買い物ができない高齢者の割合)	介護が必要な高齢者の割合	介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	現在の暮らしが苦しい高齢者の割合
市全体	17.5	30.5	6.5	3.2	2.3	4.5	34.4
加須地域① 加須・大桑・水深地区	17.0	32.6	4.8	2.8	2.5	4.4	34.6
加須地域② 不動岡・礼羽・志多見地区	22.6	24.5	9.0	4.5	2.6	5.2	31.6
加須地域③ 三保・樋遣川・大越地区	15.3	29.0	7.1	4.9	2.7	6.0	39.3
騎西地域	19.0	30.0	6.5	3.6	2.0	4.9	34.0
北川辺地域	16.4	32.1	9.0	1.5	0.7	3.7	30.6
大利根地域	15.4	32.0	5.9	2.4	3.0	3.0	34.9

加須地域①：夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）世帯の割合が 6 圏域中最も高くなっています。一方で、配食ニーズがある高齢者の割合は 6 圏域中最も低くなっています。

加須地域②：ひとり暮らしの高齢者の割合が 6 圏域中最も高く、高齢者の約 5 人に 1 人がひとり暮らしとなっています。また、配食ニーズありの高齢者の割合が 6 圏域中同率で最も高くなっています。

加須地域③：買い物ニーズありの高齢者、介護が必要だが現在は受けていない高齢者及び現在の暮らしが苦しい高齢者の割合が 6 圏域中最も高くなっています。

騎西地域：ひとり暮らしの高齢者の割合が 6 圏域中 2 番目に高くなっています。他の項目はおおむね市全体と同程度となっています。

北川辺地域：配食ニーズありの高齢者の割合が 6 圏域中同率で最も高くなっています。一方で、買い物ニーズありの高齢者、介護が必要な高齢者及び現在の暮らしが苦しい高齢者の割合は 6 圏域中最も低くなっています。

大利根地域：介護が必要な高齢者の割合が 6 圏域中最も高くなっています。一方で、介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合は 6 圏域中最も低くなっています。

(2) 埼玉県平均との比較

ア 機能別リスクを有する高齢者の割合

8 項目の機能別リスクを有する高齢者の割合をみると、本市の高齢者は、栄養状態を除いて埼玉県平均より高くなっており、特に、閉じこもりは県平均より 3.9 ポイント、口腔機能は 2.3 ポイント高くなっています。

※地域包括ケア「見える化」システムに登録している市町（令和 5 年 10 月 1 日現在）

川越市、川口市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、坂戸市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、小川町、神川町、上里町、杉戸町

指 標	加須市 (%)	埼玉県 (%)	比較 (加須市-埼玉県)
運動器機能	10.8	10.2	0.6 ポイント
栄養状態	6.0	7.0	-1.0 ポイント
口腔機能	32.1	29.8	2.3 ポイント
閉じこもり	17.9	14.0	3.9 ポイント
認知機能	40.8	39.3	1.5 ポイント
うつ傾向	40.0	39.8	0.2 ポイント
手段的自立度 (I A D L)	5.1	3.8	1.3 ポイント
転倒リスク	27.9	26.7	1.2 ポイント

※太枠・網掛けの指標は、県平均値と比較して、リスクが高かった項目です。

※本表では、平均値よりもポイントが高い項目が、相対的にリスクが高い項目となります。

イ 高齢者の日常生活の状況等からみるリスクの状態①

高齢者の活動状況や日頃の付き合い、健康感、幸福感などの観点からみると、本市は、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ及び学習・教養サークルに参加している高齢者並びに主観的幸福感の高い高齢者の割合が相対的に低くなっています。

その他の項目は、県平均より高く、地域づくりへの参加意向のある高齢者、地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者、手段的サポートをくれる相手がいる人及び手段的サポートを与える相手がいる人の割合が特に高くなっています。

指 標	加須市 (%)	埼玉県 (%)	比較 (加須市- 埼玉県)
ボランティア等に参加している高齢者の割合	10.9	10.9	0.0 ポイント
スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合	19.6	23.3	-3.7 ポイント
趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	21.7	24.7	-3.0 ポイント
学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	6.6	7.3	-0.7 ポイント
地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	55.8	53.3	2.5 ポイント
地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合	37.2	32.2	5.0 ポイント
情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合（心配事や愚痴を聞いてくれる相手がいる高齢者の割合）	94.3	93.9	0.4 ポイント
情緒的サポートを与える相手がいる者の割合（心配事や愚痴を聞いてあげる相手がいる高齢者の割合）	93.6	92.0	1.6 ポイント
手段的サポートをくれる相手がいる者の割合（病気で寝込んだ時、看病や世話をしてくれる人がある高齢者の割合）	94.5	92.3	2.2 ポイント
手段的サポートを与える相手がいる者の割合（病気で寝込んだ時、看病や世話をしあげる人がある高齢者の割合）	88.8	83.9	4.9 ポイント
主観的健康感の高い高齢者の割合（自分の健康状態が良いと感じている高齢者の割合）	81.0	80.5	0.5 ポイント
主観的幸福感の高い高齢者の割合（自分の幸福感が高いと感じている高齢者の割合）	36.7	44.8	-8.1 ポイント

※太枠・網掛けの指標は、県平均値と比較して、リスクが高かった項目です。

※本表では、平均値よりもポイントが低い項目が、相対的にリスクが高い項目となります。

ウ 高齢者の日常生活の状況等からみるリスクの状態②

高齢者の世帯状況や支援の必要性の観点からみると、本市は、独居高齢者、夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上）世帯の割合は県平均より低くなっている一方、配食ニーズありの高齢者、買い物ニーズありの高齢者、介護が必要な高齢者及び現在の暮らしが苦しい高齢者の割合が県平均よりも高くなっています。

指 標	加須市 (%)	埼玉県 (%)	比較 (加須市- 埼玉県)
独居高齢者の割合	17.5	18.7	-1.2 ポイント
夫婦２人暮らし(配偶者 65 歳以上)世帯の割合	30.5	39.5	-9.0 ポイント
配食ニーズありの高齢者の割合（自分で食事の用意ができない高齢者の割合）	6.5	5.2	1.3 ポイント
買い物ニーズありの高齢者の割合（自分で食品・日用品の買い物ができない高齢者の割合）	3.2	2.4	0.8 ポイント
介護が必要な高齢者の割合	2.3	2.1	0.2 ポイント
介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	4.5	6.1	-1.6 ポイント
現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	34.4	30.3	4.1 ポイント

※太枠・網掛けの指標は、県平均値と比較して、リスクが高かった項目です。

※本表では、平均値よりもポイントが高い項目が、相対的にリスクが高い項目となります。

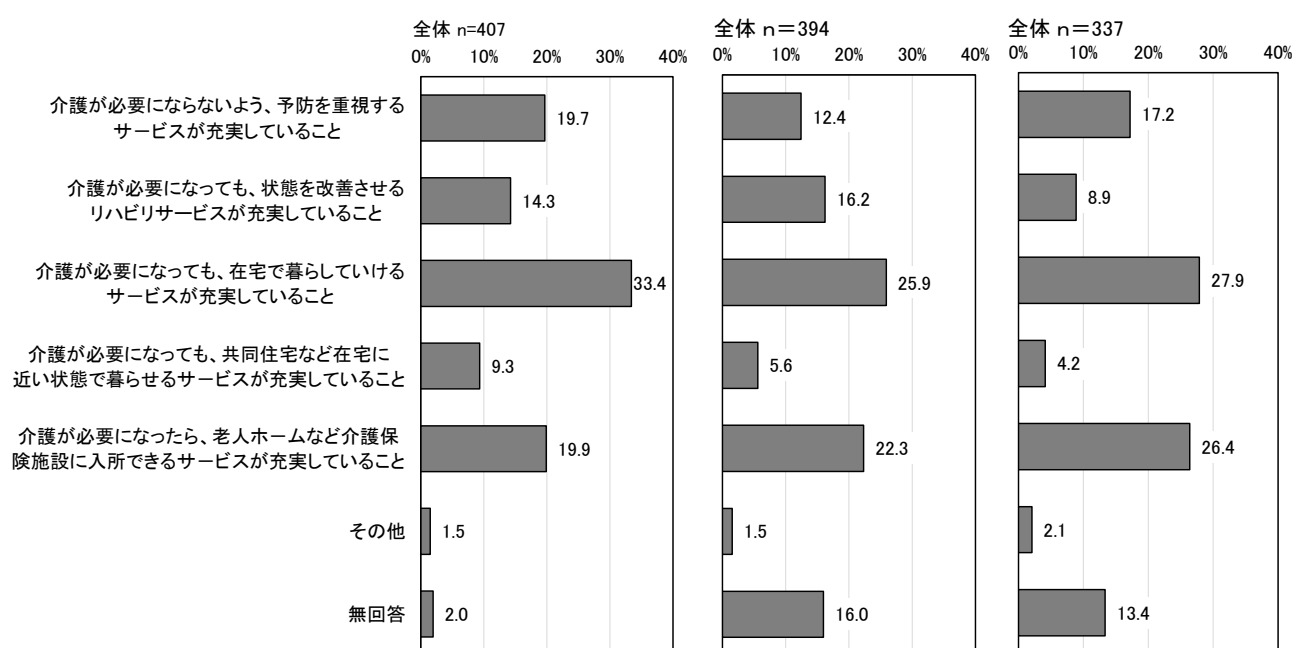
2 介護保険サービスに期待すること

若年一般、居宅サービス利用者及び介護サービス未利用者のいずれも「介護が必要になっても、在宅で暮らしていけるサービスが充実していること」、「介護が必要になったら、老人ホームなど介護保険施設に入所できるサービスが充実していること」と回答した人の割合が高くなっており、自宅での生活を望む人が多い一方、介護保険施設への入所を希望する人も多いことがうかがえます。

【若年一般調査】

【居宅サービス利用者調査】

【介護サービス未利用者調査】

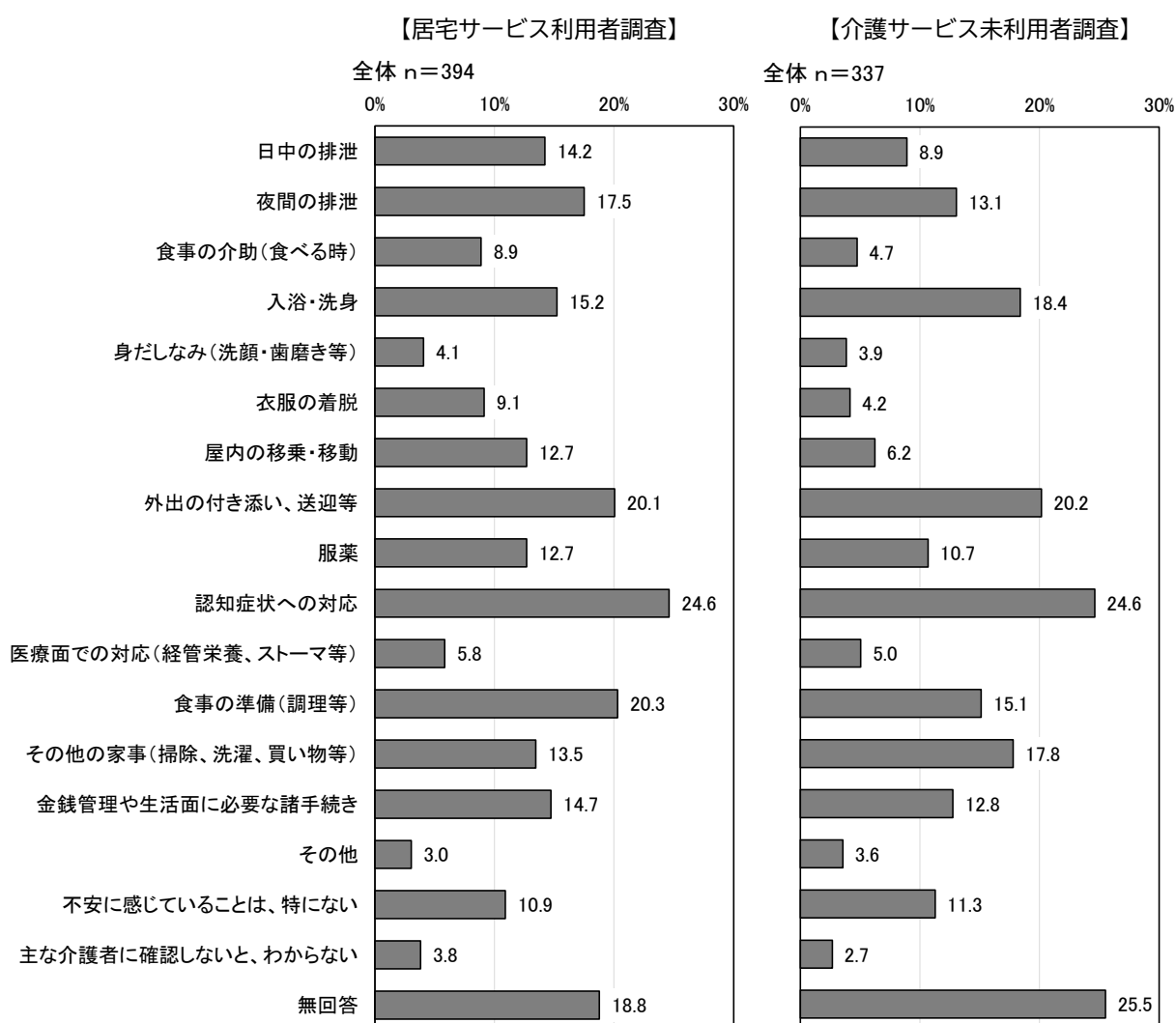


3 在宅介護者が不安に感じている介護の内容

現在の生活を継続していく上で、主な介護者が不安に感じる介護は、居宅サービス利用者では、「認知症状への対応」、「食事の準備（調理等）」、「外出の付き添い、送迎等」と回答した人の割合が高くなっています。

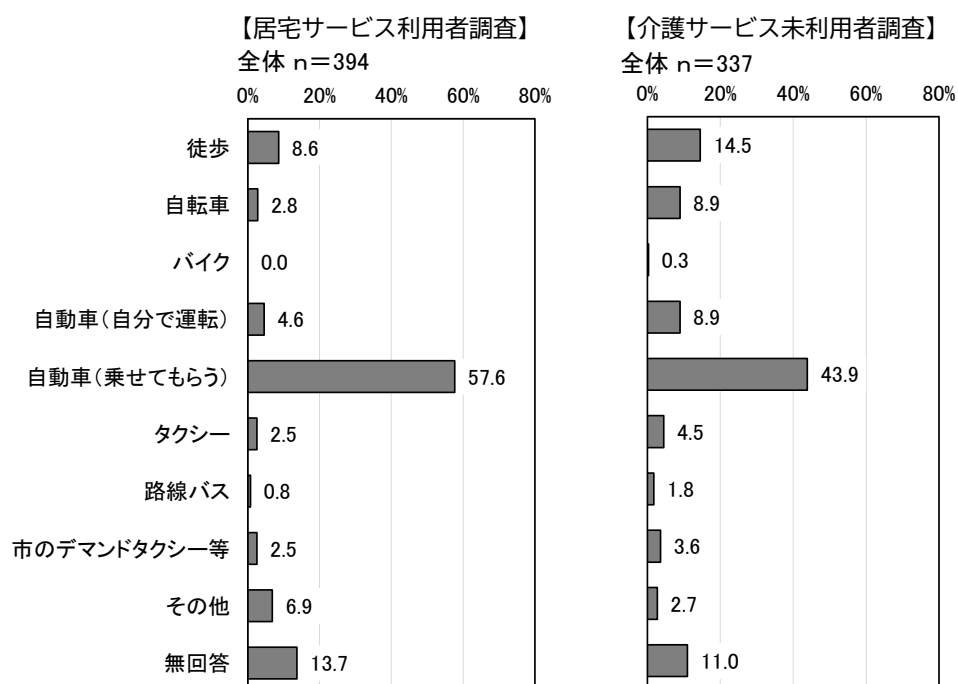
また、介護サービス未利用者では、「認知症状への対応」や「外出の付き添い、送迎等」、「入浴・洗身」と回答した人の割合が高くなっています。

「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」と回答した人の割合が、それぞれの調査で共通して高くなっています。



4 外出する場合の移動手段

居宅サービス利用者、介護サービス未利用者ともに「自動車（乗せてもらう）」と回答した人の割合が最も高く、居宅サービス利用者では約 6 割、介護サービス未利用者では約 4 割の人が移動に介護者等の支援を受けていることがうかがえます。

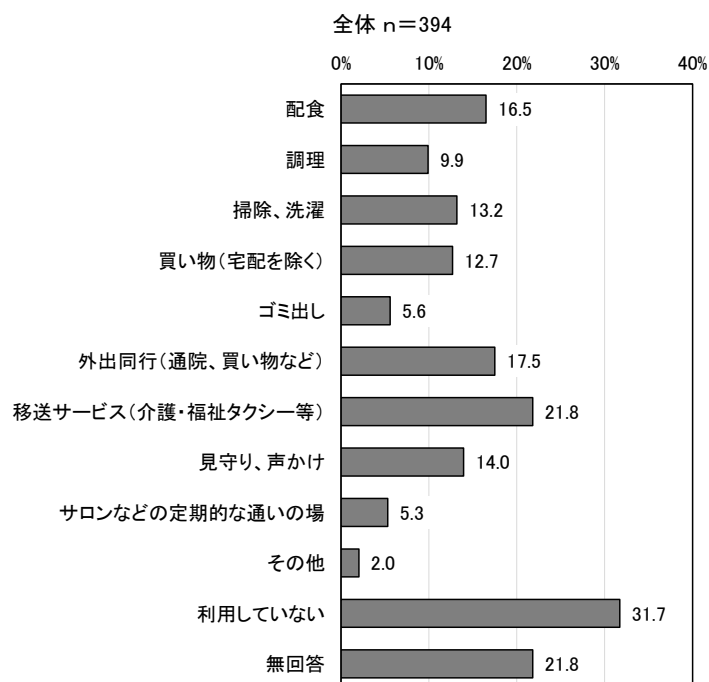


5 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

(1) 居宅サービス利用者調査

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買い物など）」、「配食」と回答した人の割合が高くなっています。外出する際の移動手段として、「自動車（乗せてもらう）」の割合が高いことから、移動に関する支援を必要としている人が多いことがうかがえます。

【居宅サービス利用者調査】



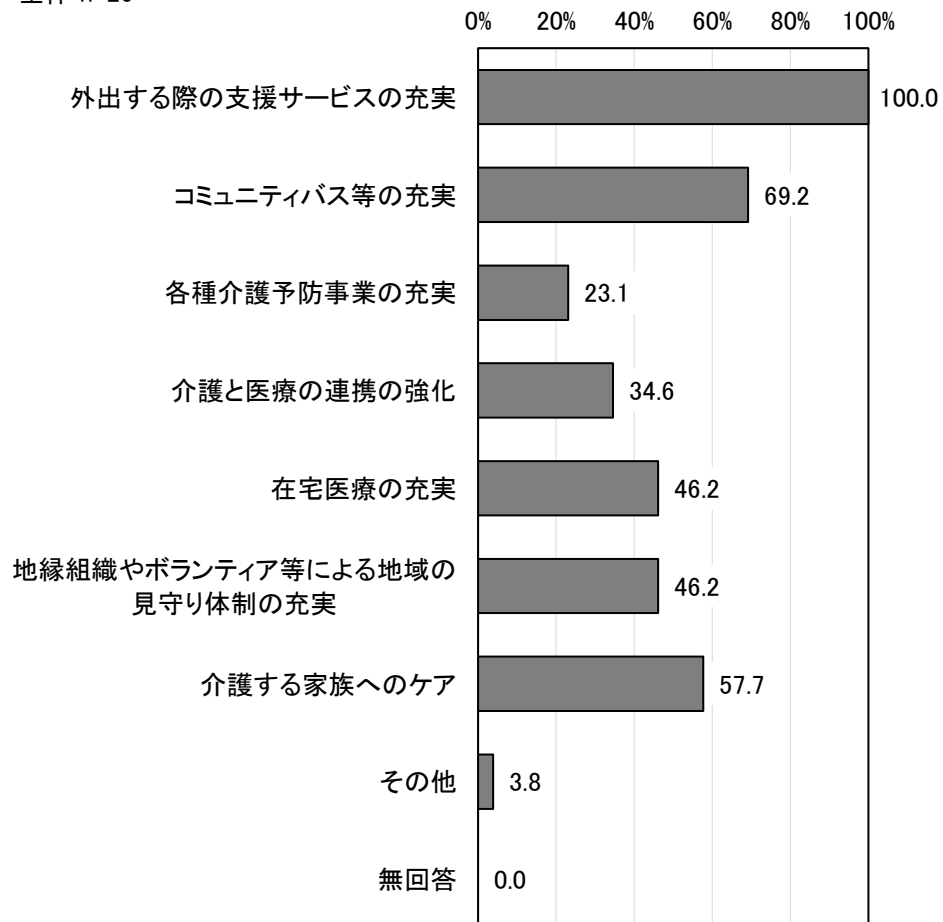
(2) ケアマネジャー調査

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために推進すべきこととして、「外出する際の支援サービスの充実」や「コミュニティバス等の充実」、「介護する家族へのケア」と回答したケアマネジャーの割合が高くなっています。

居宅サービス利用者調査と同様に、移動に関する支援を必要としている人が多いことがうかがえます。

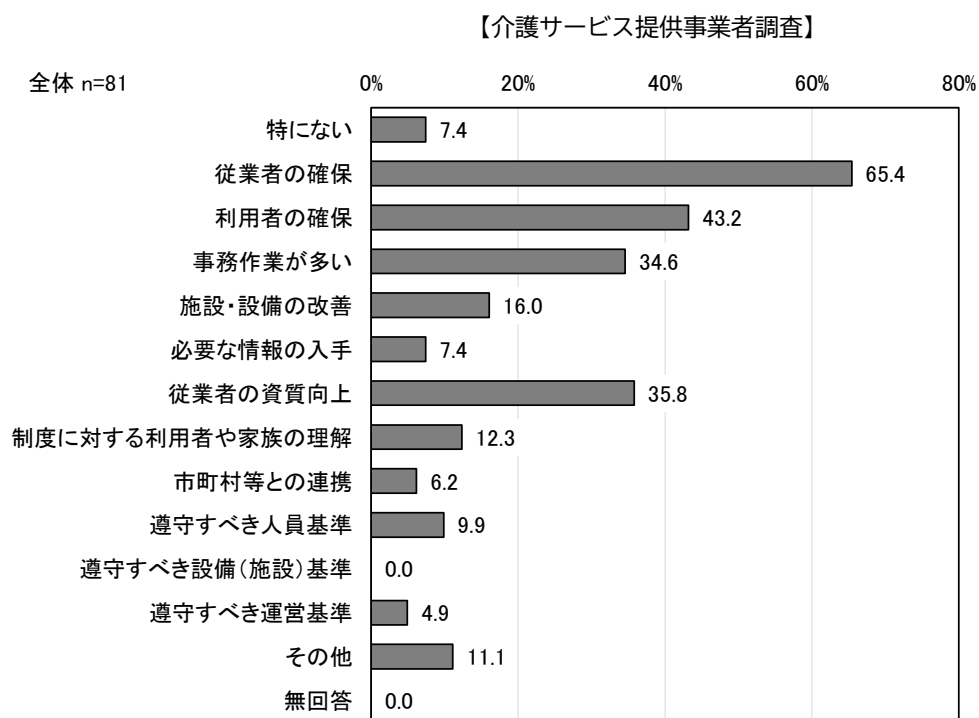
【ケアマネジャー調査】

全体 n=26



6 円滑な事業運営を進めていく上で、特に困難を感じること

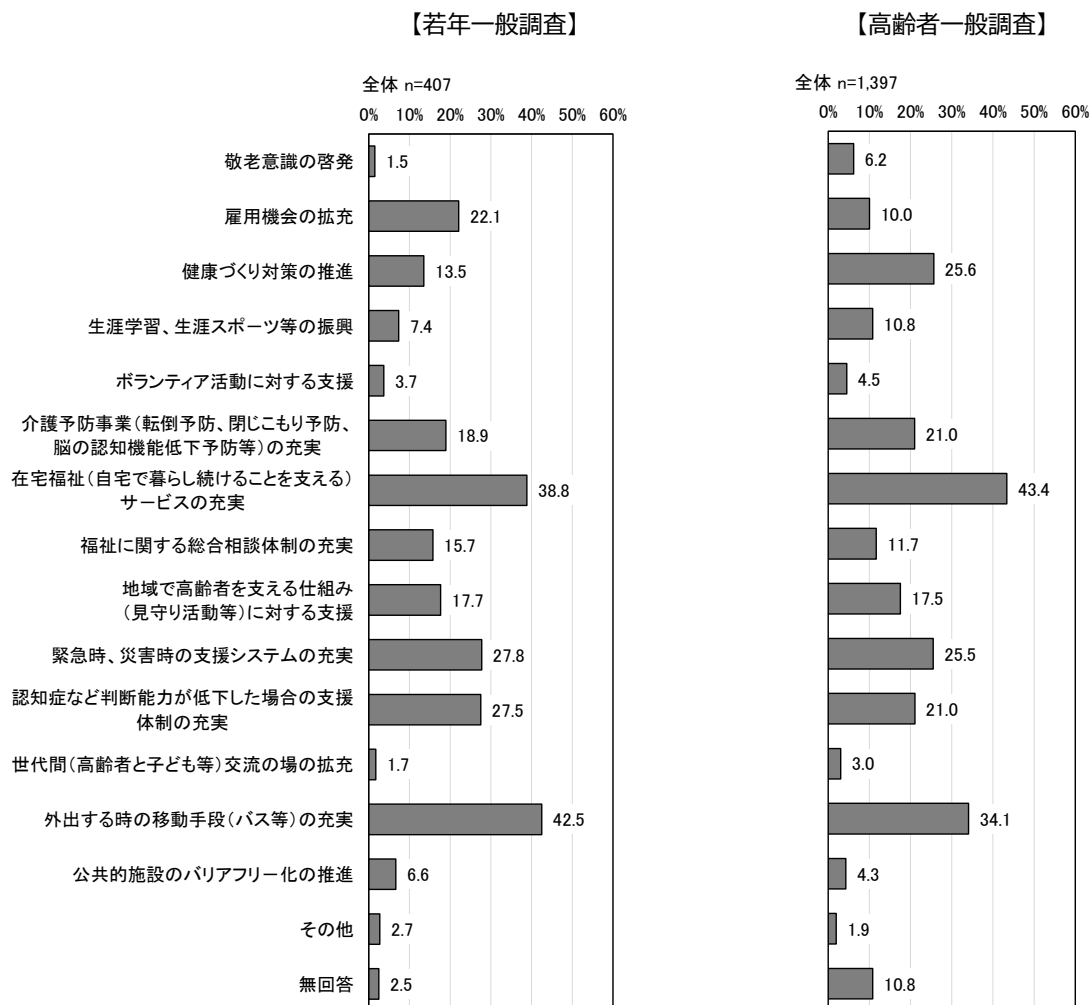
介護サービス提供事業者が円滑な事業運営を進めていく上で特に困難を感じることで、「従業員の確保」や「従業員の資質向上」、「事務作業が多い」という回答が多く、介護人材に関することが主要な課題になっていることがうかがえます。



7 市の高齢者施策への希望

若年一般（40～64 歳）では、「外出する時の移動手段（バス等）の充実」や「在宅福祉（自宅で暮らし続けることを支える）サービスの充実」、「緊急時、災害時の支援システムの充実」、「認知症など判断能力が低下した場合の支援体制の充実」と回答した人の割合が高くなっています。

高齢者一般（65 歳以上）では、「在宅福祉（自宅で暮らし続けることを支える）サービスの充実」や「外出する時の移動手段（バス等）の充実」、「健康づくり対策の推進」、「緊急時、災害時の支援システムの充実」と回答した人の割合が高くなっています。



第9節 第4次計画における施策・事業の評価

第4次計画では、6つの基本目標ごとに評価指標及び目標値を定めており、この目標値に対する実績値をもとに、第4次計画における施策・事業の評価を行いました。

その結果、6つの基本目標中5つの基本目標において、目標を達成し、又は目標値に近い実績値となったことから、「非常に成果があった」又は「相当程度成果があった」と評価します。

また、基本目標3の「認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり」については、目標値には至っていないものの、第4次計画に位置付けた施策・事業の展開により、実績値は着実に増加していることから、「一定の成果があった」と評価します。第5次計画においては、目標の達成に向け、認知症施策をさらに推進していく必要があります。

基本目標		指標名	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	評価
基本目標1	高齢者の健康づくりと介護予防の推進	当該年度に要介護等認定の新規認定を受けた人の平均年齢	82.2歳	81.9歳	B
基本目標2	高齢者の日常生活を支える体制づくり	第2層ブロンズ会議が主体の地域の高齢者を対象にした介護予防や生活支援の具体的な取り組みが行われている地域の数	16箇所	16箇所	A
基本目標3	認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり	これまでに養成した認知症サポーターの累計人数	6,200人	5,492人	C
		チームオレンジが整備された日常生活圏域の数	6箇所	2箇所	
		チームオレンジのメンバーとして活躍する認知症サポーターの数	60人	19人	
基本目標4	在宅医療・介護サービス提供体制等の充実	市内の介護施設などに従事する介護職員などの数	1,995人	2,046人	A
基本目標5	高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え	災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、避難援助者の登録がある人の割合	43%	46.8%	B
		市内の介護施設などのうち、非常災害対策及び感染症対策が実施されている介護施設などの割合	100%	98.5%	
基本目標6	介護保険制度の安定的な運営	介護保険料（全体）の収納率	99%	97.5%	B
		1人当たり介護給付月額（在宅サービス）	113,320円	116,894円	

※評価欄：A 非常に成果があった、B 相当程度成果があった、C 一定の成果があった

第10節 調査結果などを踏まえた課題

令和4年度に実施した高齢者生活実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を含む。）の結果や要介護認定結果等の分析、地域ブロンズ会議の活動や地域ケア会議での検討を通じて把握した課題や分析結果を踏まえ、第5次計画期間においては、次の事項に重点的に取り組んでいく必要があります。

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から

主な課題・分析結果	■ 口腔機能や認知機能が低下している高齢者及び閉じこもり傾向にある高齢者の割合が高い。 ■ スポーツや趣味関係のグループに参加している高齢者の割合が低い。 ■ 配食ニーズや買い物ニーズのある高齢者の割合が高い。
必要な事項	☐ 口腔機能の向上や認知症予防に資する取組の推進 ☐ 高齢者の外出や社会参加の促進 ☐ 配食サービスや買い物支援の普及促進

2 在宅介護実態調査の結果から

主な課題・分析結果	■ 介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」や「外出の付き添い、送迎等」の割合が高い。 ■ 通所系・短期系サービスのみの利用に比べ、訪問系サービスの利用又は訪問系サービスと通所系・短期系サービスを組み合わせた利用のほうが、上記の介護に係る介護者の不安の割合が低い。
必要な事項	☐ 訪問介護などの在宅サービスの供給量の確保

3 高齢者生活実態調査（若年一般、高齢者一般、居宅サービス利用者及びケアマネジャーへの調査）の結果から

主な課題・分析結果	■ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「介護・福祉タクシー等の移送サービス」や「通院、買い物などの外出同行」の割合が高い。 ■ 在宅で暮らし続ける上で不足していると感じ、さらに推進する必要があるものとして、「外出する際の支援サービスの充実」や「コミュニティバス等の充実」の割合が高い。 ■ 市の高齢者施策に希望することとして、「緊急時、災害時の支援システムの充実」の割合が高い。
必要な事項	☐ 高齢者の移動支援に係る施策の推進 ☐ 災害に対する備え

4 要介護認定結果等の分析から

主な課題・分析結果	■ 心身の状況が悪化してから介護サービスを利用する人が多い。 ■ 要介護状態となる原因として、「骨・関節疾患」の割合が高い。 ■ 認知症の人又は認知機能が低下した人の割合が国・県平均に比べて高い。
必要な事項	☐ フレイルの状態にある高齢者への積極的なアプローチ及び要介護状態となるリスクの低減に資する取組の推進 ☐ 認知症の人とその家族などを地域で支える取組の推進

5 地域ブロンズ会議の取組から

主な課題・分析結果	■ ひとり暮らし高齢者などの見守りが必要である。 ■ 買い物や通院のための移動に課題のある高齢者が多い。
必要な事項	☐ 高齢者の見守り体制の強化 ☐ 高齢者の移動支援に係る施策の推進

6 地域ケア会議の取組から

主な課題・分析結果	■ 服薬管理など、医療との連携が欠かせない高齢者が多い。 ■ 口腔機能や栄養状態の改善を要する高齢者が多い。
必要な事項	☐ 医療と介護の多職種連携の推進 ☐ 栄養状態の改善や口腔機能の向上に資する取組の推進

7 介護施設などからの事故報告から

主な課題・ 分析結果	■ 介護施設などにおける利用者及び職員の新型コロナウイルス感染症への感染が継続して報告されている。
必要な事項	☐ 感染症に対する備え

8 保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用した分析から

主な課題・ 分析結果	■ 介護人材の確保・定着やケアマネジメントの質の向上に資する取組が不足している。
必要な事項	☐ 介護支援専門員をはじめとした介護人材の確保・定着及び質の向上に係る取組の推進

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

地域の絆と協働の力で
高齢者が健康で安心して住み続けられる
まちづくり

本市では、介護保険法の基本理念を踏まえた上で、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、すまいとすまい方、介護予防・生活支援、保健・福祉、介護・リハビリテーション、医療・看護が包括的に確保される体制（これを「地域包括ケアシステム」といいます。）の充実に努めています。

しかし、少子高齢化、核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化などによって、市民のニーズは多様化・複雑化しており、この取組をさらに深化・推進していく必要があります。

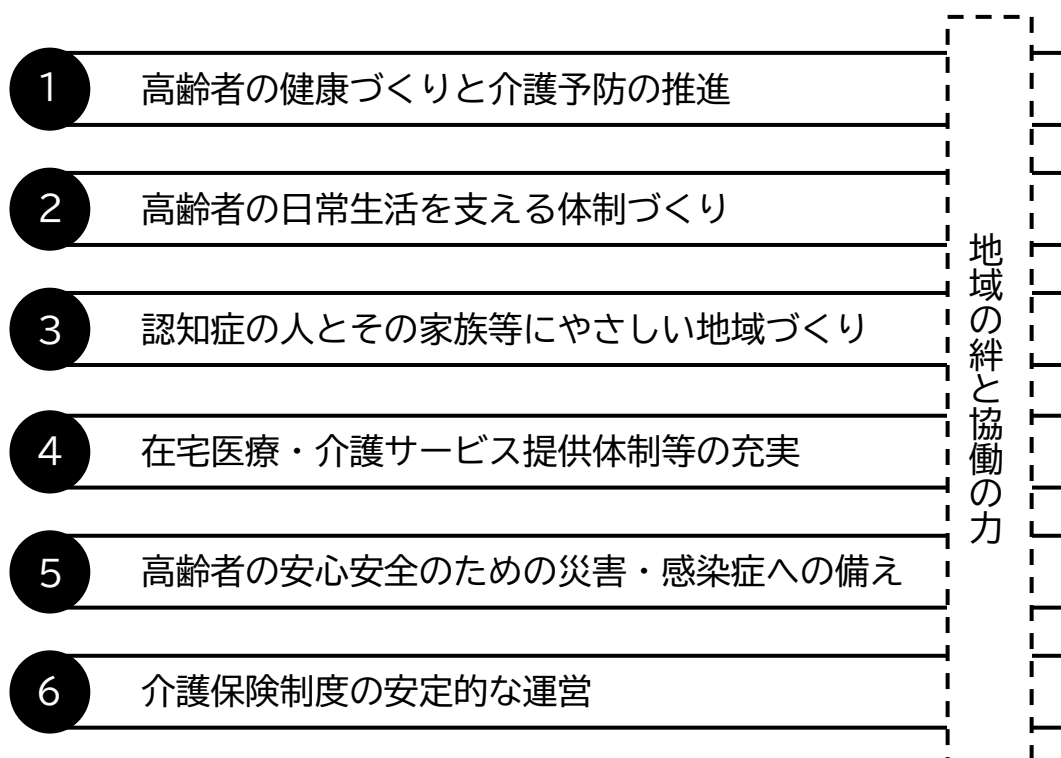
また、このような状況にあって、今後の地域運営においては、子どもや高齢者、障がい者などすべての人が、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会（これを「地域共生社会」といいます。）の実現が求められます。

このため、第5次計画の基本理念を『地域の絆と協働の力で高齢者が健康で安心して住み続けられるまちづくり』とし、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、保険者機能を一層発揮しながら、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、まちづくりの基本理念や基本原則、それぞれの立場における役割などを定めた「協働によるまちづくり推進条例」に基づく市民による自主的かつ主体的なまちづくりと、市民一人ひとりが家族や地域とのつながりを深め、市民相互の信頼関係やコミュニティ意識を高めるための基盤づくりとなる「家族・地域の絆推進運動」を基礎として、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めていきます。

第2節 基本目標

第5次計画の基本理念の実現に向けて、また、高齢者生活実態調査などを通じて把握した課題や分析結果から整理した事項（33 ページから 35 ページまでを参照）に重点的に取り組むため、次の6つの基本目標を定めます。

■第5次計画における6つの基本目標



基本目標１ 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

高齢者が介護が必要な状態になることを予防し、又は状態が悪化することを防止するため、心身の機能の低下や病気の予防、病気の早期発見・早期対応の取組を行うとともに、ふれあいサロンや老人クラブなどの住民主体の活動を支援し、高齢者の外出や社会参加を促進することによって、高齢者の健康づくりと介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、医療専門職が中心となって医療や介護に関するデータ分析を行い、高齢者の健康課題を明確にして、生活習慣病の重症化の防止やフレイルを予防するための運動・口腔機能の向上、栄養状態の改善など、高齢者の健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進します。

さらに、介護予防などの活動のサポートや高齢者施設での奉仕活動を行うボランティアの養成を推進し、高齢者が地域との関わりや役割を持ちながら健康づくりと介護予防を進めていける環境づくりに取り組みます。

【目 標】

- 1 65 歳からの健康寿命をさらに延伸します。
- 2 第 1 号被保険者のうち要介護 3 以上の認定を受けている人の割合（要介護 3 以上の認定率※）を埼玉県平均（6.6%）以下の 6.5%にします。

【指 標】

指標名	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 8 年度)
65 歳からの健康寿命（男性）	17.86 歳	延伸
65 歳からの健康寿命（女性）	20.67 歳	延伸
第 1 号被保険者のうち要介護 3 以上の認定を受けている人の割合	6.9%	6.5%

※ ここでは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第 1 号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した調整済み認定率のことをいいます。一般的に、後期高齢者の認定率は、前期高齢者の認定率よりも高くなるとされています。第 1 号被保険者の性・年齢別人口構成が、どの地域においても、ある地域又は全国平均の一時点と同じになるように調整することで、地域間・時系列での比較がしやすくなります。

基本目標２ 高齢者の日常生活を支える体制づくり

相談支援や介護サービスの利用手続の支援など高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のための必要な援助を地域において一体的に実施する役割を担う高齢者相談センター（本市では、介護保険法第115条の46第1項に規定する「地域包括支援センター」の名称を「高齢者相談センター」としています。）の体制の充実と関係機関との連携の強化を図るとともに、家族介護者慰労金や家族介護用品の支給、介護者同士の交流の機会の創出など家族介護者などへの支援の充実に取り組みます。

また、自治協力団体、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO、介護サービス事業者などの多様な主体が参画し、その地域に必要な高齢者支援の仕組みづくりを行う「地域ブロンズ会議^{※1}」の活動を支援するとともに、地域における生活支援ニーズと地域資源とのマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを中心として、地域の実情に応じた高齢者の生活支援などの取組の体制整備を行うことにより、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりを推進します。

さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加していることから、見守り体制の強化、高齢者の移動支援や配食サービスの提供などの高齢者福祉サービスの充実、高齢者の居住支援などの取組を推進します。

【目 標】

- 1 高齢者相談センターの認知度^{※2}を向上させ、85.0%にします。
- 2 地域ブロンズ会議の認知度^{※3}を向上させ、73.0%にします。

【指 標】

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
高齢者相談センターの認知度	70.0% ^{※4}	85.0%
地域ブロンズ会議の認知度	58.0% ^{※4}	73.0%

※1 「ブロンズ」という言葉には、「シルバー（高齢者）以前」という意味合いがあります。

現在も、多くの高齢者が「シルバー以前」という気概と高齢者を支えるという意識を持って「地域ブロンズ会議」に参加しています。

※2 窓口アンケートに回答のあった人のうち、高齢者相談センターを「知っている」と回答した人の割合

※3 窓口アンケートに回答のあった人のうち、地域ブロンズ会議の取組を「知っている」と回答した人の割合

※4 令和6年3月末の見込値

基本目標3 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

認知症の発症リスクを低減し、又は認知症の発症や進行をできるだけ遅らせるとともに、認知症になっても尊厳を保ち希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人とその家族などの視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進します。

地域において認知症の人とその家族などを支える「共生」の施策として、認知症サポーターの養成などを通じた認知症に関する理解の促進や普及啓発、自身の希望や必要としていることなどを語り合う「本人ミーティング」の実施などによる認知症の人本人の発信支援、認知症の人やその家族などの困りごとの支援ニーズと認知症サポーターによる支援とを結びつける「チームオレンジ」の整備、認知症カフェの設置の促進などに取り組むとともに、成年後見制度の利用促進や虐待防止対策など、高齢者の権利擁護の取組を推進します。

また、認知症の発症リスクを低減し、又は認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になってもその進行を緩やかにするための「予防」の施策として、生活習慣病の重症化の防止や高齢者の社会参加・生きがいづくり、医療機関、高齢者相談センター、ケアマネジャー、民生委員などと連携した認知症の早期発見・早期対応などに取り組みます。

なお、本目標に基づく第2部第3章については、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項に規定する「加須市認知症施策推進計画」に位置付けるものです。

【目標】

- 1 認知症を正しく理解し、地域において認知症の人とその家族などを応援する認知症サポーターの養成人数（累計）を7,400人以上にします。
- 2 すべての日常生活圏域（全6箇所）にチームオレンジを設置し、チームオレンジに参加してより実践的な支援を行う認知症サポーターを60人養成します。

【指標】

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
これまでに養成した認知症サポーターの累計人数	6,200人※	7,400人
チームオレンジが整備された日常生活圏域の数	3箇所※	6箇所
チームオレンジのメンバーとして活躍する認知症サポーターの数	40人※	60人

※ 令和6年3月末の見込値

基本目標4 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

介護が必要な状態になっても、高齢者ができるだけ住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人とその家族への支援の充実を図ります。

今後、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、これらのニーズに適切に対応できるよう、情報共有ツール「北彩あんしんリング」などを活用して医師、歯科医師、薬剤師、介護サービス事業者などの多職種の連携を推進し、在宅医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。

また、地域におけるニーズ、介護給付費と介護保険料とのバランスなどを考慮して民間事業者による介護施設の整備を推進するとともに、サービスの質の向上を図ります。

さらに、介護に携わる専門職を確保するための取組や元気な高齢者をはじめとする多様な人材の介護分野への参入のための取組、介護支援専門員をはじめとした介護職員の高齢者へのケアの質の向上を図る取組などにより介護人材の確保・定着を促進するとともに、ICTの活用や文書負担の軽減などにより介護現場の生産性の向上を進めます。

【目 標】

- 1 「北彩あんしんリング」で多職種による情報共有が行われている患者数を20人増やし、40人にします。
- 2 新たに介護施設などに従事する介護人材を220人確保し、市内の介護施設などに従事する介護職員などの数を2,290人にします。
- 3 市内に所在する介護サービス事業所の数を12箇所増やし、104箇所にします。

【指 標】

指標名	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)
「北彩あんしんリング」で多職種による情報共有が行われている患者数	20人※	40人
市内の介護施設などに従事する介護職員などの数	2,070人※	2,290人
市内の介護サービス事業所の数	92箇所※	104箇所

※ 令和6年3月末の見込値

基本目標 5 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え

災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者の安全を確保するためには、火災、震災、水害などの各種災害に備えた避難対策が必要です。

このため、災害時要援護者の把握と避難援助者の確保、地域住民や関係機関との連携の強化、避難場所の確保などの取組を推進します。

さらに、介護施設などにおける避難確保計画や非常災害対策計画の策定状況とその内容、避難訓練の実施状況、食料や飲料水などの物資の備蓄状況などを把握、点検するとともに、国の補助制度などを有効に活用し、介護施設などにおける災害対策のための施設設備の整備を支援します。

また、感染症に感染した場合に重症化しやすい高齢者の感染及び重症化を防止するとともに、介護サービスの利用が必要な高齢者が介護サービスを継続して利用できるようにするためには、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対策を継続して講じる必要があります。

このため、高齢者に対する必要な情報提供や予防接種の勧奨などの取組に加え、介護施設などにおける感染症対策の実施状況の把握、点検や国の補助制度などを活用した感染症対策のための施設整備の支援、介護従事者を対象とした感染症に関する研修の開催などに取り組めます。

さらに、災害及び感染症が発生した場合であっても適切な介護サービスの提供が確保されるよう、介護施設などにおける業務継続計画の策定状況とその内容について確認します。

【目 標】

- 1 災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、避難援助者がいる人の割合を 49.0% に引き上げます。
- 2 市内のすべての介護施設などで、非常災害対策と感染症対策が実施されるようにします。

【指 標】

指標名	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 8 年度)
災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、 避難援助者の登録がある人の割合	46.0%※	49.0%
市内の介護施設などのうち、非常災害対策及び感 染症対策が実施されている介護施設などの割合	98.5%※	100%

※ 令和 6 年 3 月末の見込値

基本目標6 介護保険制度の安定的な運営

増加が見込まれる介護ニーズに対し、必要なサービスを適切に提供できるよう、介護給付費と介護保険料とのバランスを考慮し、効果的に介護給付を行うとともに、介護保険料の収納対策に取り組めます。

また、上昇する介護給付費の伸びを抑制するとともに、利用者への適切なサービス提供の確保を図るため、介護サービス提供事業者への助言や指導を行い、介護給付の適正化に努めます。

【目 標】

- 1 介護保険料（全体）の収納率を 98.6%に引き上げます。
- 2 健康づくりと介護予防の取組を推進するとともに、介護給付の適正化に取り組むことにより、介護給付費を抑制し、1人当たり介護給付月額を埼玉県平均に近づけます。

[1人当たり介護給付月額（令和4年度）：加須市 127,366 円、埼玉県 116,649 円]

【指 標】

指標名	現状値	目標値 (令和8年度)
介護保険料（全体）の収納率	98.0%※1	98.6%
1人当たり介護給付月額の埼玉県との比較割合	109.2%※2	106.2%

※1 令和6年3月末の見込値

※2 令和4年度の実績値

第3節 施策体系

第5次計画における施策の体系は、次のとおりです。



第4節 日常生活圏域

日常生活圏域は、市民が日常生活を営んでいる地域ごとに地理的条件や人口、交通事情、その他社会的条件、施設の整備状況などに合わせた高齢者施策を推進するために、市町村が設定する区域です。

第5次計画では、第4次計画と同様に、加須地域3、騎西地域1、北川辺地域1、大利根地域1の合計6つの日常生活圏域を設定します。

■日常生活圏域の概要

圏域	地域・地区	面積	人口	高齢者数 (高齢化率)	世帯数
第1圏域	加須地域①（加須地区、大桑地区、水深地区）	20.7k m ²	39,525 人	10,939 人 27.7 (%)	18,025 世帯
第2圏域	加須地域②（不動岡地区、礼羽地区、志多見地区）	15.7k m ²	14,387 人	4,560 人 31.7 (%)	6,620 世帯
第3圏域	加須地域③（三俣地区、樋遣川地区、大越地区）	23.0k m ²	14,021 人	4,396 人 31.4 (%)	6,332 世帯
第4圏域	騎西地域	28.6k m ²	18,942 人	6,243 人 33.0 (%)	8,133 世帯
第5圏域	北川辺地域	21.0k m ²	10,540 人	3,996 人 37.9 (%)	4,773 世帯
第6圏域	大利根地域	24.5k m ²	14,659 人	4,712 人 32.1 (%)	6,330 世帯

人口、高齢者数、世帯数は町丁字別人口（令和5年10月1日現在）

■日常生活圏域図

凡 例	
○	本庁舎、総合支所
●	高齢者相談センター



第5節 SDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

この計画を推進していくに当たり、関連する項目を48ページ及び49ページのとおりに位置付け、意識的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsにおける17の目標の施策との対応

項 目		1	2	3	4	5	6	7
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
								
基本目標1 高齢者の健康づくりと介護予防の推進	(1) 高齢者の健康づくり			●				
	(2) 高齢者の介護予防			●	●			
	(3) 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施			●				
基本目標2 高齢者の日常生活を支える体制づくり	(1) 相談支援等の体制の充実			●				
	(2) 高齢者福祉サービスの充実	●	●	●				
	(3) 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実	●		●	●			
	(4) 高齢者の居住支援	●	●	●				
	(5) 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり			●	●			
基本目標3 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり	(1) 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援			●	●			
	(2) 認知症予防活動の推進			●	●			
	(3) 認知症の人とその家族等への支援			●				
基本目標4 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実	(1) 在宅医療・介護連携の推進			●				
	(2) 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備			●				
	(3) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等			●	●			
基本目標5 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え	(1) 災害に対する備え			●				
	(2) 感染症に対する備え			●				
基本目標6 介護保険制度の安定的な運営	(1) 介護保険料の収納確保	●						
	(2) 介護給付の適正化			●				

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナリシップで目標を達成しよう 
									●
●									●
									●
									●
		●							●
		●							●
		●	●						●
									●
●		●							●
	●	●							●
●			●						●
●	●								●
	●		●						●
	●		●						●
									●
									●

第2部 施策の展開

第1章 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

施策・事業	
第1節 高齢者の健康づくり	1 高齢者の健康増進 (1) 生活習慣病の予防 (2) 健康相談 (3) こころの健康づくり (4) 感染症の予防・重症化の防止 (5) 骨粗しょう症の予防 (6) 成人歯科保健の推進 (7) 食育の推進 2 疾病の早期発見等の支援 (1) がん検診 (2) 国保健診（特定健康診査）等 (3) 人間ドック・脳ドックの利用促進
第2節 高齢者の介護予防	1 要介護状態となるおそれのある高齢者の把握 2 介護予防に関する普及啓発 (1) 教室や講座などを活用した介護予防の啓発 (2) 筋力アップトレーニングの普及 3 通いの場（ふれあいサロン）の拡充 4 リハビリテーション専門職との連携の推進 5 多様な訪問・通所サービスの提供 6 生涯学習活動の推進 7 スポーツ・レクリエーションの推進 (1) スポーツ教室の推進 (2) グラウンド・ゴルフの推進 (3) ウォーキングの推進 8 高齢者の就労支援 (1) シルバー人材センターへの支援 (2) 高齢者の雇用促進 9 高齢者の交流機会の創出 (1) 世代間交流の推進 (2) 高齢者の交流事業への支援 10 ボランティア活動の推進 (1) 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進 (2) 学校応援団への参加の推進 11 生きがい農業の推進 12 老人クラブの活動支援 13 健康福祉センター等の活用
第3節 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施	1 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施

第1節 高齢者の健康づくり

1 高齢者の健康増進

(1) 生活習慣病の予防【生活習慣病予防事業】

□現状の取組□

高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防をテーマとした講座や、栄養改善や歯の健康、運動の促進を目的とした講座を開催しています。

また、市民の自主的な健康づくりを促進することを目的に、「健康手帳」の配布や「かぞ健康マイレージ」を実施しています。

□今後の方向性□

多くの人に参加してもらえるよう、事業内容の充実と広報に努めるとともに、地域の団体の集まりなど様々な機会を捉えて講座を開催します。

また、生活習慣病予防に対する意識を高めてもらえるよう、歩数記録などの機能を備える埼玉県健康アプリに参加し、高齢期に至る前の年齢層に対する啓発活動を強化します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣病予防講座等(健康講座)への 65歳以上の延べ出席者数(人)	720	740	750	760

(2) 健康相談【健康相談事業】

□現状の取組□

健康福祉センターその他公共施設などで、保健師や管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士などが、市民の生活習慣や栄養バランス、歯周病予防などの健康相談に応じ、指導や助言を行っています。

□今後の方向性□

市民が身近な地域で気軽に相談できるよう、各地域で健康相談を行います。

また、健康課題となる糖尿病、高血圧、骨粗しょう症などの生活習慣病予防や要介護の原因疾患をテーマにした重点健康相談を開催するとともに、相談ニーズに適切に対応するための相談体制を確保します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重点健康相談利用率(%)※	80.0	100	100	100

※ 重点健康相談の利用定員に対する利用者数の割合

(3) こころの健康づくり【こころの健康づくり事業】

□現状の取組□

市民が心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、「こころの健康相談」を開催し、精神科医師や公認心理師がこころの問題を抱えた市民の相談に応じています。

また、市民がホームページで自分のこころの健康状態を簡単にチェックできる「こころの体温計」を提供しています。

さらに、自殺予防に関する啓発を行うとともに、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人）を養成するための講座を実施しています。

□今後の方向性□

高齢者のこころの問題の相談に応じる場の確保に努めるとともに、「こころの健康相談」などの取組について、関係機関と連携し、高齢者への周知を図ります。

また、加須市自殺対策計画に基づき、自殺予防に関する啓発やゲートキーパーの養成を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こころの健康相談利用率(%)※	77.0	78.0	79.0	80.0

※ こころの健康相談の利用定員に対する利用者数の割合

(4) 感染症の予防・重症化の防止【高齢者予防接種事業】

□現状の取組□

免疫力が低下している高齢者がインフルエンザや肺炎球菌に感染した場合、重症化するおそれが高いため、高齢者に対しワクチン接種費用の一部を助成し、接種を促進することで、感染症の予防と重症化の防止を図っています。

また、予防接種の希望者が接種機会を逃さないよう、事業の周知を図っています。

□今後の方向性□

感染症の正しい知識や予防法、相談先などについて、適切な方法により広く市民に周知し、感染症の予防と重症化の防止を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者インフルエンザ予防接種率(%) ※1	57.0	57.5	58.0	58.5
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種率 (%) ※2	33.3	40.0	45.0	50.0

※1 65歳以上の人のうち、高齢者インフルエンザ予防接種を受けた人の割合

※2 年度末年齢が65歳で接種歴のない人のうち、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けた人の割合

（５）骨粗しょう症の予防【骨粗しょう症予防事業】

□現状の取組□

要介護等認定の原因疾患の上位である骨・関節疾患の原因となる骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度測定を実施しています。

また、指導の必要性が高い人や希望者に対して、保健師及び管理栄養士が健康相談を行い、日常生活上の注意や生活改善などを働きかけています。

□今後の方向性□

骨粗しょう症予防についての普及啓発を行い、骨粗しょう症検診を受ける 40 歳から 70 歳までの女性の増加を図り、骨粗しょう症による骨折の減少や生活機能の維持・向上に取り組めます。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
骨粗しょう症検診対象者（40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳女性）のうち、同検診受診者の割合（％）	15.2	15.5	16.0	16.5

（６）成人歯科保健の推進【成人歯科保健推進事業】

□現状の取組□

20 歳以上の人を対象とした「成人歯科検診」や 65 歳以上の人を対象とした「^{ハチ マル ニイ マル}8 0 2 0 お達者歯科健診」などを行っています。

□今後の方向性□

歯周病は、歯の喪失の主な原因疾患となることや、糖尿病などの全身疾患との関連性も指摘されていることから、高齢期になっても歯と口腔の健康を維持し、全身の健康の保持・増進が図れるよう、若年層からの歯肉炎・歯周病の予防に取り組みます。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成人歯科検診受診者のうち、歯肉炎・歯周病を有する 65 歳以上の人の割合(%)	71.0	70.0	70.0	70.0

（７）食育の推進【スローフード促進事業、食生活改善推進事業】

□現状の取組□

食生活を改善し、生活習慣病の予防やフレイル予防を図るため、栄養講座及び栄養相談の開催や塩分チェックシートの活用啓発などの産官学連携による減塩プロジェクトの実施に取り組むとともに、ホームページで栄養に関する情報の周知を行っています。

また、食生活改善推進員協議会と協働し、小・中学生やシニアを対象とした食育活動、健康食メニューの開発などを行い、食育の推進を図っています。

□今後の方向性□

事業内容の充実や食生活改善推進員協議会などの関係機関との連携を図りながら、食育に関する普及啓発に取り組み、生活習慣病やフレイルの予防を推進します。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
塩分のとり方に注意していることがある人の割合(%)※	68.0	69.0	70.0	70.0

※ 保健事業などで実施した塩分チェックシートに回答のあった人のうち、「塩分のとり方に注意している」と回答した人の割合

2 疾病の早期発見等の支援

(1) がん検診【がん検診事業】

□現状の取組□

がんを早期に発見し、治療につなげるため、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がんなどの各種がん検診を行っています。

□今後の方向性□

分かりやすく検診内容を記載した個別通知（けんしんパスポート）の作成や予約方法の工夫（WEB予約や休日のコールセンターの設置）、国保健診（特定健康診査）との同時検診の実施、未受診者への再勧奨通知などにより受診率の向上を図ります。

また、がん検診で精密検査が必要と判定された人には、専門医療機関への受診を促し、がんの早期発見・早期治療につなげます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村がん検診事業の評価結果（県内市町村ランキング）（位）	8	8	7	7

（２）国保健診（特定健康診査）等【国民健康保険特定健康診査等事業、後期高齢者健康診査事業】

□現状の取組□

国民健康保険の加入者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目して糖尿病などの生活習慣病の予防を図る国保健診（特定健康診査）を無料で行うとともに、国保健診（特定健康診査）の結果、改善が必要な人に特定保健指導を行っています。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となる 75 歳以上の高齢者についても、健康診査を無料とし、加入者の疾病の予防と健康の増進を図っています。

□今後の方向性□

糖尿病、脳・心血管疾患（脳卒中や虚血性心疾患など）などの生活習慣病やメタボリックシンドローム及びその予備群を減少させることができるよう、国保健診の受診率の向上を図ります。

また、特定保健指導を実施し、生活習慣病やその重症化、合併症の発症を予防します。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国保健診（特定健康診査）受診率（％）※１	41.4	50.0	60.0	60.0
後期高齢者健康診査受診率（％）※２	29.5	33.0	36.0	39.0

※１ 国保健診（特定健康診査）の対象者（国民健康保険加入者で 40 歳から 74 歳までの人）のうち、国保健診（特定健康診査）を受けた人の割合

※２ 後期高齢者健康診査の対象者（75 歳以上の後期高齢者医療保険加入者）のうち、後期高齢者健康診査を受けた人の割合

(3) 人間ドック・脳ドックの利用促進【国民健康保険人間ドック・脳ドック利用助成事業、後期高齢者人間ドック・脳ドック利用助成事業】

□現状の取組□

国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している市民が人間ドック、脳ドック及び併診ドックを受診するに当たり、利用助成券を発行し、加入者の疾病の予防と健康の増進を図っています。

□今後の方向性□

引き続き、被保険者の疾病を予防し、元気な高齢者を支援するため、人間ドック、脳ドック及び併診ドックの受診に係る負担軽減を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国民健康保険人間ドック受診者数(人)	800	800	800	800
国民健康保険脳ドック受診者数(人)	20	20	20	20
国民健康保険併診ドック受診者数(人)	80	80	80	80
後期高齢者医療保険人間ドック受診者数(人)	192	192	192	192
後期高齢者医療保険脳ドック受診者数(人)	15	12	12	12
後期高齢者医療保険併診ドック受診者数(人)	20	24	24	24

第2節 高齢者の介護予防

1 要介護状態となるおそれのある高齢者の把握【要支援高齢者把握事業】

□現状の取組□

後期高齢者の質問票などを活用し、要介護認定を受けていない高齢者の健康状態を把握し、生活機能の低下がみられる高齢者を適切な支援へつないでいます。

また、ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の高齢者のうち、見守りの必要性が高いと認められる高齢者に対しては、社会福祉協議会が実施する乳酸飲料の配布を通じて高齢者を見守る事業を紹介しています。

□今後の方向性□

高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施する取組との整合を図りながら、より効果的な高齢者の健康状態の把握方法について検討し、生活機能の低下がみられる高齢者を医療や介護サービスなどの適切な支援へつなぎます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態の把握を行った高齢者の数(人)	2,020	2,050	2,100	2,150

2 介護予防に関する普及啓発

(1) 教室や講座などを活用した介護予防の啓発【元気はつらつ介護予防事業】

□現状の取組□

介護予防に関する知識の普及を図るとともに、介護予防の取組の実践を促すため、介護予防に関する教室や講演会、講座などを開催しています。

また、ふれあいサロンにおいて「加須転倒無止(てんとうむし)体操」や「加須あたまの体操」、「加須うどん体操」など、本市独自の体操の普及に取り組んでいます。

□今後の方向性□

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や国保データベース(KDB)システムで分析した健康課題の解決のため、医療専門職と連携し、より効果的な教室や講座などを企画立案し、生活習慣病予防からフレイル予防まで切れ目のない普及啓発に取り組めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業の延べ参加者数(人)	2,800	2,900	3,000	3,100

（２）筋力アップトレーニングの普及【筋力アップトレーニング事業】

□現状の取組□

生活習慣病の予防や筋力低下による転倒・骨折を予防するため、一人ひとりの健康状態や体力に合わせて個別運動プログラムを作成し、筋力アップトレーニングを行っています。

また、トレーニングは継続することが大切なため、事業の修了者が自主活動グループで活動を継続できるよう後方支援を行っています。

□今後の方向性□

継続して参加者同士が交流を図りながら運動習慣を身に付けることができる事業運営を行うことにより、高齢者の健康増進を図り、生活習慣病やフレイルの予防を推進します。

また、市民との協働や民間活力の活用により、運動できる環境づくりに取り組みます。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事業修了者と自主活動者数(累計)(人)	1,360	1,400	1,450	1,500

３ 通いの場（ふれあいサロン）の拡充【ふれあいサロン事業】

□現状の取組□

介護予防事業の担い手である介護予防サポーターや地域住民と協働し、「加須転倒無止（てんとうむし）体操」や脳のトレーニング、歌唱、おしゃべりなど、高齢者が歩いている距離で楽しく活動や交流のできる場（ふれあいサロン）を提供しています。

□今後の方向性□

介護予防サポーターやシルバー人材センターが養成する健康づくりサポーター、地域住民などと協働し、ふれあいサロンの活動や運営を支援する人材の確保を図るとともに、ふれあいサロンの新規開設や活動の継続、自主運営化に対する支援を行います。

また、リハビリテーション専門職や民間事業者による「移動販売車（移動スーパー）」と連携した取組を行います。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ふれあいサロンの設置数(箇所)	144	150	156	162

4 リハビリテーション専門職との連携の推進【元気はつらつ介護予防事業、地域ケア会議推進事業】

□現状の取組□

リハビリテーション専門職との連携を推進する観点から、ふれあいサロン、筋力アップトレーニング事業などの介護予防事業や自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職の参画を得て、介護予防の取組を進めています。

□今後の方向性□

市内の医療機関などとの連携を図り、リハビリテーション専門職の参画による介護予防事業を実施し、高齢者の介護予防の取組を推進します。

また、介護サービス事業所に対し、介護報酬の加算を活用したリハビリテーション体制の強化を促すとともに、ケアマネジャーに対し、リハビリテーションの視点を取り入れたケアマネジメントの実践について啓発します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリテーション専門職との連携回数（回）	32	39	39	39

5 多様な訪問・通所サービスの提供【介護予防・生活支援サービス等事業】

□現状の取組□

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、多様なサービス体系を設け、利用者一人ひとりの状態に応じた訪問サービス及び通所サービスを提供する体制を構築しています。

■介護予防・生活支援サービスの概要

元気あっぷ訪問サービス	
訪問サービス S	専門的なケアが必要な人が、ホームヘルパーによる入浴の見守りや掃除・洗濯などの生活援助を受けられるサービス
訪問サービス A	身体介護を除く生活援助を必要とする人が、ホームヘルパーによる掃除や洗濯などの生活援助を受けられるサービス
訪問サービス B	比較的自立した状態の人が、シルバー人材センター会員などによる掃除や洗濯などの生活援助を受けられるサービス
元気あっぷ通所サービス	
通所サービス S	専門的なケアが必要な人が、デイサービス事業所に通って生活機能向上のための訓練などを受けられるサービス
通所サービス A	ケアが必要な人が、デイサービス事業所に通って短時間の生活機能向上のための訓練などを受けられるサービス
通所サービス C	短期・集中的な取組によって身体機能などの改善に効果が見込まれる人が、保健・医療の専門家による生活機能向上のための訓練などを受けられるサービス

□今後の方向性□

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問・通所サービスを提供する事業者や団体などを確保し、一人ひとりの状態に合ったサービスを提供することによって、高齢者の介護予防又は要介護状態等の悪化の防止を図ります。

また、利用者に対し、より効果的なサービスが提供できるよう、国及び県と連携し、サービス体系やサービス内容の見直しを検討します。

さらに、利用者のサービスの選択に資するよう、ホームページや国の介護サービス情報公表システムなどを活用し、事業所の所在地や事業内容などの情報提供を行います。

□目 標□

指標名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問サービス S の提供事業所数（箇所）※	17	18	19	20
訪問サービス A の提供事業所数（箇所）※	6	7	8	9
訪問サービス B の提供団体数（団体）※	2	2	2	2

通所サービスSの提供事業所数（箇所）※	29	30	31	32
通所サービスAの提供事業所数（箇所）※	14	15	16	17
通所サービスCの利用定員数（人）	40	40	40	40

※ 市内に所在する事業所数・団体数

6 生涯学習活動の推進【シニアいきいき大学事業】

□現状の取組□

平成国際大学との連携による専門的な講師陣を活用し、60 歳以上の市内在住の人を対象に、「加須市シニアいきいき大学」を1学部2年間のコースで実施しています。

また、卒業後の自主的なサークル活動を側面から支援したり、卒業生の中から生涯学習市民企画委員などのボランティアへの登用を促しています。

□今後の方向性□

平成国際大学と調整・連携を図りながら、その時々ニーズに沿った講義内容を検討します。

また、60 歳以上のシニア世代を対象に、より専門的な学習の場を提供し、自発的な学習活動とまちづくりへの参画を促します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアいきいき大学受講生の受講率（%）	79.0	90.0	90.0	90.0

7 スポーツ・レクリエーションの推進

(1) スポーツ教室の推進【スポーツ教室等開催事業】

□現状の取組□

高齢者を含めた幅広い年齢層を対象に、ボッチャやフロアカーリングなどの体験型ニュースポーツ、ヨガ・ピラティスなど各種スポーツ教室を開催し、参加者がいつまでも元気に、個々の健康状態や体力に応じてスポーツ活動に取り組むことができるような環境づくりを行っています。

□今後の方向性□

スポーツ推進委員やスポーツ協会などと連携し、高齢者を含めた多くの市民の健康増進や仲間づくりの場として様々なスポーツ教室を開催し、スポーツ人口の増加やスポーツの普及に取り組めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65 歳以上の人に参加できるスポーツ教室の開催回数(回)	9	10	11	12

(2) グラウンド・ゴルフの推進【グラウンドゴルフ推進事業】

□現状の取組□

グラウンド・ゴルフは、高齢者の仲間づくりや健康づくりを担う軽スポーツとして広く普及しており、市内でも多くの愛好者がいます。

各地区の老人クラブや自治協力団体などの愛好者が様々な場所でグラウンド・ゴルフを楽しんでおり、市内スポーツ団体主催の大会をはじめとした大小様々な大会が開催されています。

□今後の方向性□

高齢者の健康づくりや地域交流が活発に行われるよう、引き続き、グラウンド・ゴルフ大会の開催を支援し、競技人口の増加やグラウンド・ゴルフの普及に取り組めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65 歳以上のグラウンド・ゴルフの競技人口(人)※	1,200	1,300	1,350	1,400

※ 競技人口は、加須市スポーツ協会及び加須市レクリエーション協会加盟者

(3) ウォーキングの推進【健康スポーツ推進事業】

□現状の取組□

高齢者が気軽に健康づくりを行うことができるウォーキングに取り組むためのきっかけづくりとして、市や地域・地区が主催するウォーキング大会を開催しています。

また、ウォーキングやサイクリング、ラジオ体操などを個人で継続して取り組む形式の事業「健康チャレンジ」を地域スポーツ協会が実施しています。

□今後の方向性□

市民の健康づくりや仲間づくりのため、市や地域・地区スポーツ協会によるウォーキング大会の開催を推進するとともに、高齢者を含めたより多くの方が参加できるように、時期やコースを工夫して開催します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康づくりウォーキング大会の開催回数(回)※	11	14	14	14

※ 市、市スポーツ協会、地区スポーツ協会主催大会の開催回数

8 高齢者の就労支援

(1) シルバー人材センターへの支援【シルバー人材センター支援事業】

□現状の取組□

高齢者の就業支援事業を実施するシルバー人材センターに対し、助成、指導、助言、事業への協力などを行い、その円滑な運営を側面から支援しています。

□今後の方向性□

シルバー人材センターへの助成、指導、助言、事業への協力などの支援を通じて、高齢者の就業を支援します。

また、公共機関、民間企業及び一般家庭に対し、シルバー人材センター事業の周知を行い、シルバー人材センターにおける受注業務の確保を図ります。

さらに、シルバー人材センターと連携し、ふれあいサロンなど地域における住民主体の介護予防・生活支援の担い手の養成・確保を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センターの会員数(人)	920	975	1,000	1,030

(2) 高齢者の雇用促進【就業支援事業】

□現状の取組□

埼玉県セカンドキャリアセンターと連携し、就業支援セミナーや就職相談会を実施するとともに、ハローワーク行田や加須市ふるさとハローワークと連携した職業相談・紹介などによって高齢者の就労を支援しています。

また、ホームページ、広報紙及びメール配信により、就労支援情報を広く提供しています。

□今後の方向性□

埼玉県と共同運営しているセカンドキャリアセンターと連携し、就業支援セミナーや就職相談会、面接会を実施します。

また、ハローワーク行田や加須市ふるさとハローワークと連携した就労支援など、多様なニーズに対応し、高齢者の雇用を促進します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セカンドキャリアセンターを活用した就職者数(人)	60	65	67	69

9 高齢者の交流機会の創出

(1) 世代間交流の推進【健康づくり地域交流事業】

□現状の取組□

保育所や幼稚園、学校において、高齢者の知恵や技能、経験を生かした世代間交流活動を行っています。

また、地域の愛育班が実施する「遊びの広場」では、地域の人たちが中心となって、昔の遊び講習会やクリスマス会、お月見会などを企画・運営しており、高齢者を含む三世代交流の場となっています。

□今後の方向性□

各地域の実情や特色に合わせて、世代間交流など高齢者の地域交流活動の場を創出し、参加を働きかけていきます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域交流事業への一般参加者数(人)	612	1,200	1,700	2,200

（２）高齢者の交流事業への支援【ひとり暮らし高齢者地域交流助成事業】

□現状の取組□

高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを目的として、社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者を対象に行っている食事会やウォーキング、体操、音楽鑑賞などを内容とした地域交流事業の費用の一部を助成しています。

□今後の方向性□

社会福祉協議会が実施する地域交流事業の費用に対する助成を通じ、高齢者の交流の機会の確保などに努めます。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
社会福祉協議会が実施する地域交流事業への延べ参加者数（人）	800	1,920	1,920	1,920

10 ボランティア活動の推進

(1) 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進【地域市民活動促進事業、介護支援ボランティアポイント事業】

□現状の取組□

「まちづくりネットワーク・かぞ」との協働により、市民活動ステーション「くらくら館」を拠点としたボランティア活動への参加を促進しています。

「くらくら館」では、ボランティア活動への参加を希望する人とボランティアを必要としている登録団体との橋渡しを行っています。

また、登録団体に対しては、各団体からの情報発信ができる掲示スペースや資料作成を行うための印刷機・作業コーナーを設けるなど、その活動を支援しています。

□今後の方向性□

市民活動ステーションを活用し、高齢者支援活動団体への支援及び元気な高齢者のボランティア活動への参加機会の拡充を図ります。

また、市内の介護施設などでボランティア活動を行った高齢者に対し、活動実績に応じてポイントを付与し、一定のポイントに達した場合に特典と交換できる「介護支援ボランティアポイント事業」を創設します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民活動ステーションの高齢者支援活動団体登録数(団体)	34	35	36	37
介護支援ボランティアポイント事業の実施	—	事業設計	事業開始	事業実施

（２）学校応援団への参加の推進【学校いきいきステーション事業】

□現状の取組□

「学校いきいきステーション事業」において、市内すべての公立学校（幼稚園）に学校応援団（幼稚園応援団）が組織されており、高齢者などが児童・生徒の登下校時の安全の確保、学習、環境整備などの支援をしています。

□今後の方向性□

学校応援団（幼稚園応援団）については、高齢者の負担の軽減に配慮するとともに、募集方法を工夫するなど、新しい人材の確保及び登録者の拡大を図ります。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
学校応援団の登録者数（人）	2,917	4,300	4,300	4,300

１１ 生きがい農業の推進【市民農園管理運営事業、ライスパーク農業体験推進事業】

□現状の取組□

農地を持たず、野菜作りにチャレンジしたい高齢者に対し、「グリーンファーム加須」や「北川辺農園」などの市民農園で農地の貸出しを行い、自らの手で野菜を作る機会や利用者同士のコミュニケーションの場を提供しています。

また、高齢者の生きがいづくりの場として、うどん・そば打ち講座や農業体験塾などの各種講座を開催しています。

□今後の方向性□

農業を多くの高齢者に体験してもらうため、市民農園が有する環境保全型機能、防災的機能、教育的機能、福祉的機能及びコミュニティ機能を充実させます。

また、新しい農業体験の場、利用者同士や近隣住民との交流の場、農業生産の仕組みや農業の果たしている役割を理解する機会の提供など、農業を通じた高齢者の生きがいづくりを図ります。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
農業体験講座などへの 65 歳以上の人の 延べ参加者数（人）	130	145	150	155

1 2 老人クラブの活動支援【老人クラブ支援事業】

□現状の取組□

老人クラブは、高齢期における生活を健全で豊かにするための自主活動組織で、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕、文化芸術、健康づくりなどの活動を行っています。

□今後の方向性□

老人クラブが行う地域の清掃やパトロールなどの社会奉仕活動、趣味の作品展示会や文化創作展などの文化芸術活動、グラウンド・ゴルフ大会やワナゲ大会などの健康づくり活動などへの支援を通じて、高齢者の社会参加と仲間づくりを促進します。

また、会員数の増加に向けて、参加しやすい環境づくりを支援します。

さらに、地域で高齢者を支える仕組みを構築する観点から、老人クラブとの連携を推進します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ加入率(%)※	7.3	8.0	8.0	8.0

※ 60歳以上の人のうち老人クラブの会員になっている人の割合

1 3 健康福祉センター等の活用

□現状の取組□

騎西、北川辺及び大利根地域にそれぞれ「健康福祉センター」を設置し、高齢者の健康増進を図っています。

また、大利根地域に「大利根総合福祉会館」を設置していますが、設備不良により1階の老人福祉センターの供用を休止しており、2階及び3階の研修センターの貸出しのみを行っています。

□今後の方向性□

高齢者の健康づくりや介護予防、交流などの場として、引き続き「健康福祉センター」を活用していきます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康福祉センター等の総利用者数(人)	31,400	32,000	32,000	32,000

第3節 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施

1 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施【いきいき長寿保健事業】

□現状の取組□

KDBシステムを活用したデータ分析と地域の健康課題の把握、重点課題の明確化及び事業評価を行っています。

また、医療専門職によるハイリスク対象者への訪問・相談などの個別支援を行うとともに、ふれあいサロンなどの通いの場へ医療専門職が出向き、フレイル予防の健康教育やフレイルチェックなどのポピュレーション支援（集団を対象とした支援）を行っています。

□今後の方向性□

管理栄養士、歯科衛生士、保健師などの医療専門職による低栄養、口腔機能低下及び生活習慣病の重症化のリスクが高い人への個別支援や、ふれあいサロンなどの通いの場を活用したフレイル予防のポピュレーション支援を継続して行うことにより、高齢者の生活の質を向上させます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援対象者に対する保健指導の実施率(%)※	98.0	100	100	100
ふれあいサロンなどにおける医療専門職によるフレイル予防健康教育の開催回数(回)	60	72	75	75

※ 個別支援の対象とした人のうち、保健指導を実施できた人の割合

第2章 高齢者の日常生活を支える体制づくり

施策・事業	
第1節 相談支援等の体制の充実	1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制の充実 2 相談窓口等の周知及び関係機関等との連携強化 3 地域ケア会議の活用の推進
第2節 高齢者福祉サービスの充実	1 敬老事業の推進 2 緊急通報システムの普及 3 配食サービスの普及 4 コミュニティバス等による高齢者の移動支援 5 生活困窮者等の自立の支援 6 介護サービスの利用に係る負担の軽減
第3節 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実	1 家族介護者等の介護負担軽減のための支援 2 家族介護者への経済的支援 (1) 家族介護者慰労金の支給 (2) 家族介護用品の支給
第4節 高齢者の居住支援	1 高齢者の安定的な生活の場の確保 2 居宅環境の改善支援
第5節 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり	1 自治協力団体の活動の促進 2 地域通貨を活用した地域福祉サービスの普及 3 地域ブロンズ会議の設置・活動の推進 4 地域の実情に応じた生活支援体制の整備 5 交通安全対策の推進 6 地域における防犯活動の推進 7 消費者被害の防止 8 協力事業者による見守り体制の構築 9 行方不明者の早期発見支援 10 災害時要援護者への支援 11 歩行に配慮を要する人のための駐車区画の適正利用の推進

第1節 相談支援等の体制の充実

1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制の充実【高齢者相談センター運営委託事業、高齢者相談センター指導監督事業、高齢者総合相談支援事業】

□現状の取組□

本市では、令和元年度から社会福祉法人に委託して日常生活圏域ごとに合計6箇所の高齢者相談センターを設置し、専門職が高齢者やその家族に対する相談支援や介護サービスの利用手続の支援などを行っています。

□今後の方向性□

高齢化の進展に伴い、高齢者相談センターの重要性が高まっていることから、高齢者相談センターをさらに普及させると同時に、業務量の増加や複雑化・多様化するニーズに適切に対応できるよう、高齢者相談センターの体制の充実を図る必要があります。

高齢者相談センターの業務が適切に実施されるよう、職員の研修の充実や情報共有の推進を図るとともに、高齢者相談センターの評価を行い、その結果に基づく指導や助言を行うことで、業務の質の向上を図ります。

また、適切な人員配置を行うとともに、居宅介護支援事業所と連携した介護予防支援業務の実施体制を整備するなど、高齢者人口の増加に伴う業務量の増加や業務内容を踏まえた高齢者相談センターの体制整備を図ります。

さらに、市と高齢者相談センターとの役割分担の明確化及び連携の強化に取り組めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者相談センターの事業評価における得点率(%)※	98.0	98.0	98.0	98.0

※ 国が定める全国共通の評価指標に係る合計点数に対する本市の得点の割合

2 相談窓口等の周知及び関係機関等との連携強化【高齢者相談センター運営委託事業、高齢者相談センター指導監督事業、高齢者総合相談支援事業】

□現状の取組□

日常生活圏域ごとに合計6箇所設置している高齢者相談センターの普及を図るため、市の窓口や各種講座などでパンフレットを配布しているほか、民生委員や老人クラブの定例会などで高齢者相談センターの活動内容について周知を行っています。

また、高齢者などが福祉サービスを利用しやすい環境の整備を図るため、高齢者支援ガイドブックやホームページなどによる情報提供や民生委員などとの連携を推進しています。

□今後の方向性□

ホームページの内容の充実を図るとともに、様々な機会及び多様な方法を活用して幅広い世代に高齢者相談センターの周知を図ります。

また、保健・医療・福祉分野の関係機関や介護サービス事業者などとのネットワークの構築を進めるとともに、自治協力団体や民生委員などの地域の関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者相談センターの認知度(%)※	70.0	75.0	80.0	85.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、高齢者相談センターを「知っている」と回答した人の割合

3 地域ケア会議の活用推進【地域ケア会議推進事業】

□現状の取組□

高齢者の生活課題を把握し、その課題を解決に導くことができるよう、高齢者相談センターが中心となって、高齢者本人やその家族、民生委員、ケアマネジャーなどの参加により地域ケア個別会議を開催し、課題の解決に向けた検討を行っています。

また、高齢者の自立支援やケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を図ることなどを目的に、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士などの多職種の視点を取り入れて事例検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催しています。

□今後の方向性□

複雑化・多様化する高齢者の生活課題をできるだけ早期に解決に導くことができるよう、高齢者相談センターにおける地域ケア個別会議の活用を推進します。

また、自立支援型地域ケア会議を活用し、高齢者の自立に資する介護予防ケアマネジメントの普及に取り組みます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催回数（回）	210	213	216	220

第2節 高齢者福祉サービスの充実

1 敬老事業の推進【敬老祝金支給事業、敬老会助成事業、金婚等祝賀事業】

□現状の取組□

市内に1年以上居住している高齢者のうち年度内に満77歳（喜寿）、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）、満100歳を迎える人の長寿を祝して、敬老祝金として地域通貨である「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を支給するとともに、各地域・地区の社会福祉協議会支部が主催する敬老会の開催を支援しています。

また、毎年敬老の日前後に、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）を迎える人や結婚50周年の金婚を迎える夫婦に対し祝状を贈呈するとともに、満100歳を迎える人に、誕生日に合わせて祝状を贈呈しています。

□今後の方向性□

敬老祝金の支給や敬老会の開催支援、節目を迎える高齢者への祝状の贈呈などを通じて、長寿の祝福と高齢者を敬う意識の啓発に取り組めます。

また、高齢者が幅広いサービスや業種で「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を利用できるように、加須市商工会と連携し、取扱店の拡大に努めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉・介護分野における絆サポート券 取扱店の件数（件）	6	9	12	15

2 緊急通報システムの普及【緊急通報システム整備事業】

□現状の取組□

慢性疾患があることによって常時注意が必要なひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報機器（固定型通報装置と通報ペンダント）を貸与し、定期的な安否確認と24時間365日対応の電話健康相談を行う体制を整備し、利用者を見守っています。

□今後の方向性□

高齢者の見守り支援ニーズの増加に適切に対応できるよう、事業対象者の要件の見直しや自宅に固定電話を設置していない高齢者へのサービスの提供体制について検討します。

また、事業の周知を図るとともに、事業の対象とならない人にも民間事業者による同種サービスの情報提供を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報システムの設置台数（台）	136	146	156	166

3 配食サービスの普及【配食サービス事業】

□現状の取組□

ひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみの世帯で、日常的に調理が困難な高齢者に対し、週3回を上限として栄養バランスのとれた昼食を提供するとともに、安否確認を行っています。

また、サービス利用者の増加に対応できるよう、配食サービスを行う事業者の確保に取り組んでいます。

□今後の方向性□

増加が見込まれる配食ニーズに適切に対応できるよう、サービスの質の確保を図るとともに、事業に関する情報発信や配食サービスを展開している民間事業者の情報収集などを行い、配食サービス提供事業者の新規参入を促進します。

また、高齢者相談センターやケアマネジャー、民生委員などと連携し、配食サービスを必要とする人がサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービスの実利用者数（人）	245	250	255	260

4 コミュニティバス等による高齢者の移動支援【コミュニティバス運行事業、介護予防・生活支援サービス等事業、地域ブロンズ会議事業】

□現状の取組□

市全域及び栗橋駅西口までを運行エリアとして、デマンド型乗合タクシー、シャトルバス及び循環バスの3つの運行方式によるコミュニティバスを運行しています。

また、市民にとってより利用しやすいコミュニティバスとなるよう、随時、運行ルートや運行区域の見直し、デマンド型乗合タクシーの増車などの改善を行っています。

なお、現在、北川辺地域を営業区域とする民間タクシーが配車をしていない状況にあるため、配車に向けた検討・調整を進めています。

□今後の方向性□

引き続き、A I の活用による効率的なデマンド型乗合タクシーの配車に努めるほか、コミュニティバスの運行経路の見直しや運行方式の改善を図るとともに、地域ブロンズ会議などを対象とした出前講座の開催など、高齢者の認知度向上に向けた取組を行います。

また、自動運転バスなどの新たな技術の導入に向け、今後の研究開発動向などを注視しつつ、検討を進めていきます。

さらに、民間路線バスやタクシーの維持に努めるほか、鉄道の延伸などによる輸送力増強や駅舎内のエレベーター設置などのバリアフリー化などの推進に向け、継続的な要望活動の実施などにより、高齢者など交通弱者の交通手段を確保します。

また、高齢者の移動支援ニーズのすべてに公共交通で対応することは困難なため、介護予防・生活支援サービスの訪問サービスがより利便性の高い移動支援の仕組みとなるよう見直しを図るとともに、地域ブロンズ会議の活動を通じた住民主体の移動支援の仕組みづくりを推進します。

さらに、加須市社会福祉協議会による福祉車両の貸出しや民間事業者による移送サービスの情報提供を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
デマンド型乗合タクシーを利用する 65歳以上の市民の数（人/日）	84	88	92	96
介護予防・生活支援サービスにおける訪問サービスのサービス内容の見直し	—	サービス 内容の検討	サービス 内容の検討	見直し後の サービスの 提供

5 生活困窮者等の自立の支援【生活困窮者自立相談支援事業】

□現状の取組□

生活困窮の状態にある高齢者に対し、就労その他の自立に向けた相談支援及び支援プランの作成によって、自立した生活を送れるよう支援しています。

また、生活困窮の程度や健康状態、世帯の状況などに応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行っています。

□今後の方向性□

生活困窮者自立相談支援員が社会福祉協議会、高齢者相談センターなどの関係機関と連携し、介護、医療、年金、税、法律相談など、課題解決のために必要な窓口を案内するとともに、手続きが円滑に行われるよう支援します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活困窮課題の解決率(%)※	98.0	100	100	100

※ 生活困窮に関する相談受付件数のうち解決できた相談件数の割合

6 介護サービスの利用に係る負担の軽減【社会福祉法人による介護保険低所得者対策事業、介護サービス利用者負担助成事業】

□現状の取組□

介護が必要な高齢者が必要な介護サービスを適切に利用できるよう、生計の維持が困難な人などに対し、介護サービスを提供する社会福祉法人がこれらの人の利用者負担額を軽減した場合に、その社会福祉法人に対し、市が費用の一部を助成する「社会福祉法人による介護保険低所得者対策事業」を実施しています。

また、在宅介護サービスを利用している低所得者の経済的な負担を軽減するため、市が独自に利用者負担額の一部を助成する「介護サービス利用者負担助成事業」を実施しています。

□今後の方向性□

社会福祉法人などに対し、「社会福祉法人による介護保険低所得者対策事業」の実施について協力を求めています。

また、「介護サービス利用者負担助成事業」の対象となる人が適切に事業を利用できるよう、利用手続の勧奨通知を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス利用者負担助成の利用率 (%) ※	95.0	95.0	95.0	95.0

※ 介護サービス利用者負担助成の対象となる人のうち、利用した人の割合

第3節 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実

1 家族介護者等の介護負担軽減のための支援

□現状の取組□

高齢者相談センターと連携して、家族介護者などからの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行うとともに、当事者が抱える課題やリスクなどに応じて、様々な分野の相談支援機関につないでいます。

また、地域住民が主体となって開催している介護者サロンなどの情報を収集し、市民に情報提供を行うとともに、認知症高齢者などの介護者に対し、周囲に介護中であることを知らせる「介護マーク」の貸出しを行っています。

さらに、仕事をしながら介護を続ける人の離職を防止し、介護と仕事の両立を支援するため、専用の相談窓口や介護休業制度などに関する情報提供を行っています。

□今後の方向性□

埼玉県ケアラー支援条例を踏まえ、家族介護者などのケアラー※¹ 支援に関する普及啓発を行うとともに、複雑化・多様化する相談内容に適切に対応できるよう、高齢者相談センターと関係機関・関係団体との連携の強化に取り組みます。

特に、学校生活や交友関係、心身への影響が大きいヤングケアラー※² については、市の関係部署及び関係機関が共に取り組み、多層的に支援を進めることが重要です。

このため、学校、教育センター、すくすく子育て相談室、高齢者相談センターなどが連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、相談体制を強化し、対象の児童・生徒及びその家族などを、教育、医療、介護、福祉などの必要な支援につなげます。

また、介護者サロンや介護休業制度などの情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供することによって、介護者同士の交流の機会の確保や介護負担の軽減を図ります。

※¹ 埼玉県ケアラー支援条例では、「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者と定義しています。

※² 埼玉県ケアラー支援条例では、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、18歳未満の者と定義しています。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者相談センターによる介護に関する相談支援件数（件）※	2,100	2,300	2,500	2,700

※ 高齢者相談センターが実施する高齢者総合相談支援事業における介護に関する相談支援件数

2 家族介護者への経済的支援

(1) 家族介護者慰労金の支給【ねたきり老人等居宅介護者慰労金支給事業】

□現状の取組□

要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けているねたきりの高齢者などを在宅で介護している家族介護者に対し、1 箇月当たり 5,000 円の慰労金を支給しています。

□今後の方向性□

家族などによる在宅介護の重要性は、今後ますます高まると考えられることから、慰労金を支給することにより在宅で高齢者の介護を行っている家族を支援します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護者慰労金の延べ受給者数(人)	2,100	2,110	2,120	2,130

(2) 家族介護用品の支給【家族介護用品支給事業】

□現状の取組□

家族介護者を支援する観点から、排せつに介助を必要とする高齢者を在宅で介護している家族介護者に対し、紙おむつなどの介護用品を支給しています。

□今後の方向性□

家族などによる在宅介護の重要性は、今後ますます高まると考えられること、また、排せつケアに不安を感じている介護者が多いことを考慮し、紙おむつなどの家族介護用品を支給することによって、在宅で高齢者の介護を行っている家族を支援します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護用品の利用者数(人)	41	46	51	56

第4節 高齢者の居住支援

1 高齢者の安定的な生活の場の確保【生活管理指導短期入所事業、養護老人ホーム入所事業、介護施設整備促進事業】

□現状の取組□

高齢者施設への入居を検討している高齢者やその家族などに対し、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供を行っています。

また、要介護等認定を受けていないおおむね 65 歳以上の高齢者を短期間入所させ、生活習慣の改善などの支援を行う「生活管理指導短期入所サービス」を提供しています。

さらに、生活環境や経済的な理由により自宅で養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、入所者の心身の健康の保持と生活の安定を図るとともに、入所した高齢者の身体状況などを定期的に確認し、必要に応じて介護サービスの利用につないでいます。

□今後の方向性□

今後も高齢者の住まいに関する情報提供を行います。

また、ひとり暮らし、生活困窮、社会的孤立などの多様な生活課題を抱える高齢者の居住支援ニーズに対応できるよう、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホームなどの必要利用定員数の確保に努めるとともに、急な入所が必要となる場合に備え、定期的に施設の空床状況などを把握します。

さらに、介護保険施設としての指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、県と連携し、入居者へのサービス内容を点検するなど、その質の確保を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホームの入所定員数（人）	80	80	80	80
軽費老人ホーム（ケアハウス）の入居定員数（人）	29	29	29	29
有料老人ホームの入居定員数（人）	143	143	143	143
サービス付き高齢者向け住宅の入居定員数（人）	38	38	38	38

※ 上表において、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型の施設について記載

2 居宅環境の改善支援【住宅改修手続支援事業、高齢者住宅改修費助成事業】

□現状の取組□

住み慣れた自宅で自立した日常生活を過ごすことができるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修が必要な要介護等認定を受けている高齢者に対し、住宅改修費を支給しています。

□今後の方向性□

居宅介護支援費の支給対象とならない住宅改修のみを行う場合に、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成したケアマネジャーなどに対し、手数料を交付することによって、住宅改修が必要な高齢者に必要なサービスが提供されるよう支援します。

また、要介護等認定に該当しない高齢者のうち転倒などのリスクが高いと認められる人の住宅改修を支援するため、住宅改修費に係る助成金を支給することにより、そのリスクの低減を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修手続への支援件数（件）	10	12	14	16
要介護等認定に該当しない高齢者に対する住宅改修費助成事業の実施	事業設計	事業開始	事業実施	事業実施

第5節 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり

1 自治協力団体の活動の促進【自治協力団体活動促進事業】

□現状の取組□

地域支え合いの仕組みづくりにおいて、地域で大きな役割を担っている自治協力団体の活動を促進するため、自治協力団体との連絡調整を密にしながらその運営を支援しています。

□今後の方向性□

自治協力団体の活動の促進に向け、積極的に必要な情報提供を行うほか、相互の連絡調整機関である自治協力団体連合会の機能を支援します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
過去1年間に自治会活動に参加したことがある市民世帯の割合※	60.0	61.0	62.0	63.0

※ 全自治協力団体の平均

2 地域通貨を活用した地域福祉サービスの普及【地域通貨発行による地域福祉サービス支援事業】

□現状の取組□

地域通貨である「絆サポート券（1枚 500円）」を活用して、住民ボランティアである「おたすけサポーター」が高齢者などの日常生活におけるちょっとした困りごとへのサポートを行う「ちょこっとおたすけ絆サポート事業」を実施しています。

□今後の方向性□

今後、買い物や通院などの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれており、公的サービスの隙間を埋める事業として、この事業の重要性はますます高まっています。ニーズに適切に対応できるよう、事業の周知や利便性の向上を図るとともに、担い手となる「おたすけサポーター」の確保や「絆サポート券」の取扱店の拡大を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おたすけサポーターの年間活動時間数 (時間) ※	2,850	2,900	3,000	3,100

※ 「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の利用による地域支え合いサービスの年間利用時間数＝サポーターの活動時間数

3 地域ブロンズ会議の設置・活動の推進【地域ブロンズ会議事業】

□現状の取組□

自治協力団体、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、NPO、介護サービス事業者などの多様な主体が参画し、地域の絆と協働の力で高齢者を支え合う地域を目指して、その地域に必要な仕組みづくりを行う「地域ブロンズ会議」の設置を推進しており、令和5年度において、市内16箇所の地域で第2層地域ブロンズ会議が設置されています。

□今後の方向性□

第3層地域ブロンズ会議が未設置の地域での設置に向けて、自治協力団体や民生委員などの地域の関係者に協力を求めています。

また、生活支援コーディネーターを中心として、地域ブロンズ会議が主体の介護予防や生活支援の活動を支援します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3層地域ブロンズ会議が設置されている地域の数（箇所）	50	56	62	68

4 地域の実情に応じた生活支援体制の整備【地域ブロンズ会議事業、介護保険給付事業、介護予防・生活支援サービス等事業、ごみ収集事業】

□現状の取組□

生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援ニーズを把握するとともに、生活支援ニーズと必要な地域資源やサービスが適切に結びつくよう、関係者への働きかけなどを行っています。

この活動などにより把握した高齢者の買い物支援ニーズなどに対応するため、市との協定に基づき、民間事業者３社による「移動販売車（移動スーパー）」が市内を運行しています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、自身でのごみ集積所へのごみ出しが困難な高齢者の増加が見込まれています。

ごみ出しが困難な高齢者に対しては、介護保険の訪問介護員によるごみ出しのサービスのほか、地域によっては、自治協力団体の役員やリサイクル推進員がボランティアでごみ出しの支援を行っています。

令和５年１１月には、自身でのごみ出しが困難な高齢者世帯の状況を把握するために、民生委員に対するアンケート調査を実施しました。

□今後の方向性□

生活支援コーディネーターによる地域ブロンズ会議の活動に対する支援などを通じて、生活支援ニーズと必要な地域資源とのマッチングを行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を推進します。

また、移動販売車（移動スーパー）が新たな地域の交流の場となるよう、自治協力団体や民生委員、ふれあいサロンなどと連携し、その運行を支援します。

さらに、介護保険によるサービスや地域での支援だけでは対応できない高齢者に対するごみ出しの支援について、アンケート調査の結果や地域の実態などを踏まえ、本人や現在支援を行っている方々の負担軽減につながる収集方法などを検討します。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第２層生活支援コーディネーター※の年間活動件数（件）	260	265	270	275

※ 社会福祉協議会支部ごとの区域の範囲において活動する生活支援コーディネーター

5 交通安全対策の推進【交通安全啓発事業】

□現状の取組□

交通安全意識の向上と交通事故防止のため、参加・実践型の高齢者交通安全教室を警察などと連携して開催するとともに、敬老会など各地域のイベントにおける交通安全啓発を行っています。

また、加齢に伴う身体機能の低下などにより運転に不安を感じている高齢者や交通事故を心配する家族などへの対応として、埼玉県警察が実施している運転免許証自主返納制度（シルバー・サポーター制度）について、相談窓口の周知を行っています。

□今後の方向性□

参加・実践型の高齢者交通安全教室の参加者の募集方法や実施内容などを検討し、より多くの人に参加してもらえるよう改善を図ります。

また、参加・実践型の高齢者交通安全教室の参加者などに対しアンケート調査を実施し、免許返納後の高齢者が安全で安心した生活を送るために具体的に必要な生活支援ニーズの把握に努めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加・実践型高齢者交通安全教室の参加者数（人）	100	140	170	200

6 地域における防犯活動の推進【自主防犯活動組織育成・支援事業】

□現状の取組□

警察と連携し、防災行政無線やかぞホッとメール（安全安心情報）などを活用し、市民への情報提供を行うとともに、ホームページや広報紙などで防犯情報などを提供しています。

また、地域における防犯活動の活性化を図るため、加須警察署と連携し、講習会を実施しているほか、自主防犯団体の組織及び活動状況を把握するため、定期的に実態調査を行っています。

□今後の方向性□

引き続き警察と連携し、防災行政無線やかぞホッとメール（安全安心情報）、ホームページ、広報紙などを活用し、市民に防犯情報の提供を行います。

また、自主防犯組織が未設立の自治協力団体に対して、関係課と連携し、引き続き設立を促していくとともに、高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、警察、自主防犯組織、防犯協会と連携して防犯啓発を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防犯組織の組織率（％）※	81.6	95.5	100	100

※ 自治協力団体加入団体のうち自主防犯組織を設置している自治協力団体の割合

7 消費者被害の防止【消費者自立・支援事業】

□現状の取組□

消費生活センターに専門職である消費生活相談員を配置し、消費生活トラブルなどの相談を市民から受け、助言やあっせんを行うとともに、消費者の自立を支援しています。

また、消費生活出前講座を行い、消費者被害の未然防止を図っているほか、敬老会などでの啓発活動を実施しています。

□今後の方向性□

潜在的な被害者及び相談者に重点を置いた相談体制の周知を図るとともに、消費生活相談の充実を図ります。

また、関係機関・団体などと連携し、高齢者などの見守り活動や啓発活動などを行うことによって消費者被害の未然防止に努めます。

さらに、消費生活相談員の負担軽減を図るとともに、より安定的な運営となるよう相談員の持続的確保に努めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
消費生活センターにおける65歳以上の 消費生活相談件数(件)	210	220	230	240

8 協力事業者による見守り体制の構築【あんしん見守りサポート事業】

□現状の取組□

日常的に高齢者と関わりのあるガス、電気、水道、郵便、新聞販売などの事業者が業務を行う際、高齢者の何らかの異変に気付いたときに市に通報することで、高齢者の安否確認や保護につなげる取組を進めています。

□今後の方向性□

協力事業者との連携を深めるとともに、協力事業者を増やせるよう、ホームページなどで事業の周知を行います。

また、近年、熱中症のリスクが高まっていることから、熱中症対策も含めた見守り活動の実施について、協力事業者に協力を呼び掛けていきます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしん見守りサポート事業協力事業者数(社)	55	57	59	61

9 行方不明者の早期発見支援【行方不明者早期発見活動事業】

□現状の取組□

警察へ届出のあった行方不明者の情報を防災行政無線で放送するとともに、家族などの希望に基づき関係機関への情報提供を行うことによって、行方不明者の早期発見につなげています。

□今後の方向性□

警察、自治協力団体、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、行方不明者の早期発見に取り組めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行方不明者情報の適正な情報共有(%)※	100	100	100	100

※ 行方不明者情報を早期発見につなげるため届出者の希望する関係機関へ迅速に共有できた割合

10 災害時要援護者への支援【災害時要援護者支援事業】

□現状の取組□

地域の防災力を高めるため、各地域・地区における防災訓練の実施や自主防災組織の設立を促進するとともに、災害時における避難誘導や安否確認などの支援を迅速、円滑に行うため、災害時要援護者名簿の登録を行っています。

また、災害時要援護者の避難誘導や安否確認などの支援を行う避難援助者（近所の人など）の登録の拡大に努めています。

□今後の方向性□

災害時要援護者の登録と合わせて、避難援助者の登録を推進するため、自治協力団体や民生委員などの地域の避難支援等関係者と連携して、ひとり暮らし高齢者などの登録対象者への制度の周知を図るとともに、登録者の情報を避難支援等関係者へ提供し、日頃の見守り活動に活用します。

また、災害時要援護者の情報を把握するため、関係各課から要援護者情報（高齢者、障がいのある人、要介護認定者など）を収集し、真に支援が必要な人に対する災害時における避難支援に役立てます。

さらに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の充実・確保に努めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害時要援護者名簿における避難援助者の登録率（％）※	46.0	47.0	48.0	49.0

※ 災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、避難援助者の登録がある人の割合

1 1 歩行に配慮を要する人のための駐車区画の適正利用の推進【障がい者理解促進事業】

□現状の取組□

障がい者、要介護認定を受けている人、妊産婦など歩行が困難な人のための駐車区画について、対象者に利用証を交付し、駐車区画に駐車する際に利用証を掲示して駐車することで、駐車区画の適正利用を推進する「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」が令和5年11月から開始されました。

市では、対象者からの申請に基づき、利用証を交付しています。

また、市内の公共施設における歩行が困難な人のための駐車区画の整備を進めています。

□今後の方向性□

埼玉県と連携し、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」の普及啓発を図るとともに、引き続き、市内の公共施設における歩行が困難な人のための駐車区画の整備を促進します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内の公共施設における青色塗装区画等※が整備されている数（箇所）	40	45	50	55

※ 車椅子使用者が優先的に利用できる幅員3.5メートル以上の青色に塗装された「車椅子使用者用駐車区画」及び障がい者、高齢者などを対象とした幅員3.5メートル未満の「優先駐車区画」

第3章 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

施策・事業	
第1節 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援	1 認知症への理解の促進 2 認知症に関する相談体制の周知 3 認知症の人本人による発信機会の拡大
第2節 認知症予防活動の推進	1 教室や講座などを活用した介護予防の啓発【再掲】 2 通いの場（ふれあいサロン）の拡充【再掲】 3 生涯学習活動の推進【再掲】 4 スポーツ教室の推進【再掲】 5 グラウンド・ゴルフの推進【再掲】 6 ウォーキングの推進【再掲】 7 シルバー人材センターへの支援【再掲】 8 高齢者の雇用促進【再掲】 9 世代間交流の推進【再掲】 10 高齢者の交流事業への支援【再掲】 11 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進【再掲】 12 学校応援団への参加の推進【再掲】 13 生きがい農業の推進【再掲】 14 老人クラブの活動支援【再掲】
第3節 認知症の人とその家族等への支援	1 認知症の早期発見・早期対応への支援 (1) 認知症ケアパスによる情報提供 (2) 認知症地域支援推進員による支援 (3) 認知症初期集中支援チームによる支援 (4) 関係機関の連携による切れ目のない支援 2 認知症の人の権利擁護 (1) 成年後見制度の利用促進 (2) 高齢者虐待の防止 3 認知症バリアフリーの推進 (1) 認知症の人の日常生活への支援（チームオレンジの整備） (2) 行方不明時の早期発見・保護 (3) 地域における防犯活動の推進【再掲】 (4) 消費者被害の防止【再掲】 4 認知症の人の社会参加の促進（認知症カフェの普及等） 5 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保

第1節 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援

1 認知症への理解の促進【認知症サポーター養成研修事業、認知症総合支援事業】

□現状の取組□

認知症への社会の理解を深めるため、認知症サポーターの養成や認知症講演会の開催、認知症地域支援推進員の活動などを通じて、認知症に関する知識の普及や認知症に対する理解の促進に努めています。

□今後の方向性□

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）の機会を捉えて、認知症に関する情報や認知症の人の創作作品を展示するパネル展などを開催し、認知症に関する正しい知識の普及及び認知症に対する正しい理解の促進に努めます。

また、認知症サポーター養成講座の開催により、認知症の人と地域で関わることが多い小売業などの従業者や人格形成の重要な時期にある小・中学生などの認知症サポーターの養成を進めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターの養成人数の累計 (人)	6,200	6,600	7,000	7,400

2 認知症に関する相談体制の周知【認知症総合支援事業、高齢者相談センター運営委託事業】

□現状の取組□

認知症に関する正しい知識や認知症の高齢者に対するケア技術の普及を図るため、各高齢者相談センターに認知症ケア相談室を設置し、認知症の人やその家族などへの相談支援を行っています。

□今後の方向性□

認知症の人やその家族などに対し、認知症に関する相談先や利用できるサービスなどの情報が適切に伝わるよう、認知症ケア相談室や認知症に対応した医療機関、認知症疾患医療センター、若年性認知症サポートセンターなどの認知症に関する相談窓口の周知を図ります。

また、高次脳機能障害による認知機能の低下などがみられる人やその家族などに対し、埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設置された総合相談窓口（高次脳機能障害者支援センター）の周知を図るなど、必要なサービスにつなげるための支援を行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する相談窓口の認知度（％）※	53.0	58.0	63.0	68.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、認知症に関する相談窓口を「知っている」と回答した人の割合

3 認知症の人本人による発信機会の拡大【認知症サポーター養成研修事業、認知症総合支援事業】

□現状の取組□

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人を支援している認知症サポーターやキャラバン・メイトとの交流会を開催するなどして、そこで把握した意見を認知症施策の企画立案に反映しています。

また、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、認知症カフェなどの場を通じて、認知症の人本人が自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」を行っています。

□今後の方向性□

「本人ミーティング」の取組を推進し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画立案や取組の評価に反映します。

また、認知症になっても地域で自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲のある人を埼玉県が任命する「埼玉県オレンジ大使」と連携し、認知症の人本人による発信機会の拡大を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「本人ミーティング」の実施回数（回）	1	1	2	3

第2節 認知症予防活動の推進

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 1 教室や講座などを活用した介護予防の啓発 | (再掲 63 ページ参照) |
| 2 通いの場（ふれあいサロン）の拡充 | (再掲 64 ページ参照) |
| 3 生涯学習活動の推進 | (再掲 67 ページ参照) |
| 4 スポーツ教室の推進 | (再掲 68 ページ参照) |
| 5 グラウンド・ゴルフの推進 | (再掲 68 ページ参照) |
| 6 ウォーキングの推進 | (再掲 69 ページ参照) |
| 7 シルバー人材センターへの支援 | (再掲 69 ページ参照) |
| 8 高齢者の雇用促進 | (再掲 70 ページ参照) |
| 9 世代間交流の推進 | (再掲 70 ページ参照) |
| 10 高齢者の交流事業への支援 | (再掲 71 ページ参照) |
| 11 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進 | (再掲 72 ページ参照) |
| 12 学校応援団への参加の推進 | (再掲 73 ページ参照) |
| 13 生きがい農業の推進 | (再掲 73 ページ参照) |
| 14 老人クラブの活動支援 | (再掲 74 ページ参照) |

第3節 認知症の人とその家族等への支援

1 認知症の早期発見・早期対応への支援

(1) 認知症ケアパスによる情報提供【認知症総合支援事業】

□現状の取組□

認知症の進行状況などその人の状態に合った必要なサービスの内容や実施機関などをお知らせする「認知症ケアパス」を作成し、窓口相談での活用やホームページへの掲載などによって、その普及に努めています。

□今後の方向性□

「認知症かもしれない」と思ったときや認知症と診断されたときに活用し、適切なサービスを受けられるよう、様々な機会を捉えて認知症ケアパスの普及を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症ケアパスの認知度(%)※	29.0	33.0	37.0	41.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、認知症ケアパスを「知っている」と回答した人の割合

(2) 認知症地域支援推進員による支援【認知症総合支援事業】

□現状の取組□

各高齢者相談センターに配置した認知症地域支援推進員が、認知症の人やその家族からの相談に応じ、助言や情報提供などを行っています。

また、認知症に関する普及啓発の企画立案や認知症ケアパスの見直し、本人ミーティングの実施など認知症施策の推進に当たっています。

□今後の方向性□

認知症地域支援推進員の意見交換や研修の機会を確保し、その質の向上を図るとともに、認知症施策の企画立案、施策の推進及び評価への認知症地域支援推進員の関与を一層推進します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員会議の開催回数(回)	3	3	3	3

（３）認知症初期集中支援チームによる支援【認知症総合支援事業】

□現状の取組□

保健・医療・福祉分野の複数の専門職が、認知症が疑われる人の家庭を訪問し、その人の生活状況や認知機能などの情報収集や評価を行い、早期診断・早期対応につなげることを目的に、認知症サポート医、看護師、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が活動しています。

□今後の方向性□

医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員などと連携し、認知症初期集中支援チームによる支援を推進します。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症初期集中支援チームによる支援によって、医療・介護サービスにつながった人の割合（％）	77.8	100	100	100

（４）関係機関の連携による切れ目のない支援【認知症総合支援事業】

□現状の取組□

認知機能の低下が疑われる人や認知症の人を早期に発見し、医療機関の受診や介護サービスの利用につなげるなど早期の対応が行えるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センターとの連携に取り組んでいます。

□今後の方向性□

認知機能の低下が疑われる人や認知症の人に対し、保健・医療・福祉分野の多職種の視点が反映されたより質の高い連続した支援を行えるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、高齢者相談センター、介護サービス事業者などとの連携を推進します。

また、平時及び急変時における医療が切れ目なく行われるよう、認知症疾患医療センターとかかりつけ医との連携を推進します。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症に関する関係機関の連携に資する会議などの実施回数（回）	2	2	2	2

2 認知症の人の権利擁護

(1) 成年後見制度の利用促進【権利擁護事業】

□現状の取組□

判断能力が低下し、意思決定などへの支援が必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、成年後見制度の内容や相談窓口の周知に努めています。

また、身寄りがない人などの成年後見制度の利用を支援するため、市長が法定後見開始の審判の申立を行うとともに、申立を行った人のうち成年後見業務に係る報酬の支払が困難な人に対し、報酬費用の一部を助成しています。

□今後の方向性□

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の増加に伴い、成年後見制度に関するニーズの増加が見込まれるため、国の「成年後見制度利用促進基本計画」及び「加須市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度に関する普及啓発を進めるとともに、法人後見事業を実施する加須市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化などに取り組みます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長による法定後見開始の審判申立の実施件数（件）	5	5	5	5

(2) 高齢者虐待の防止【権利擁護事業】

□現状の取組□

高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待に関する相談通報窓口を周知し、高齢者相談センターや警察と連携して対応しています。

併せて、高齢者虐待を行った養護者の不安や悩みを聞き助言などを行うことによって、高齢者虐待の防止及び養護者の介護負担の軽減を図っています。

□今後の方向性□

高齢者虐待に関する相談通報窓口を周知するとともに、「高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議」などの場を活用して関係機関との連携を強化し、高齢者を地域で見守る仕組みづくりを推進します。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するため、県と連携して施設従事者の資質の向上を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待に関する相談通報窓口の認知度(%)※	46.0	51.0	56.0	61.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、高齢者虐待に関する相談通報窓口を「知っている」と回答した人の割合

3 認知症バリアフリーの推進

(1) 認知症の人の日常生活への支援（チームオレンジの整備）【認知症サポーター養成研修事業、認知症総合支援事業】

□現状の取組□

認知症を正しく理解し、地域において認知症の人とその家族などを応援する認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

また、認知症の人とその家族などの日常生活におけるちょっとした困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターによる支援とを結びつける「チームオレンジ」の整備を進めており、設置されたチームオレンジに対し市が認定証を交付することで、チームオレンジの活動の継続性やチーム員の意欲の向上などを図っています。

□今後の方向性□

認知症サポーターの養成に取り組むとともに、より実践的な活動につなげるためのステップアップ講座を開催し、認知症サポーターのスキルアップを図ります。

また、市内すべての日常生活圏域におけるチームオレンジの整備に取り組むとともに、市町村におけるチームオレンジの活動などを支援する埼玉県のアレンジ・チューターと連携し、チームオレンジの活動の促進を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジの整備数（箇所）	3	4	5	6

（２）行方不明時の早期発見・保護【行方不明高齢者等早期発見支援事業】

□現状の取組□

認知症などにより行方不明になるおそれのある人を家族の希望に基づき事前に登録し、行方不明になった場合に早期発見につなげる「行方不明高齢者等早期発見ステッカー」を配布するとともに、人工衛星を活用して行方不明になった人の現在位置を把握し、早期発見につなげる「位置探索サービス」の利用に係る費用の一部を助成しています。

また、行方不明になった人の早期発見・保護を行うために運用されている「ＳＯＳネットワーク等」により、他の市区町村や関係機関との連携を図っています。

□今後の方向性□

「行方不明高齢者等早期発見ステッカー」や「位置探索サービス」の普及を図るとともに、警察や自治協力団体、民生委員などとの連携を推進します。

□目 標□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
行方不明になった後に保護された６５歳以上の人のうち位置探索サービスなどの利用につながった人の割合（％）	60.0	65.0	70.0	75.0

（３）地域における防犯活動の推進 （再掲 95 ページ参照）

（４）消費者被害の防止 （再掲 96 ページ参照）

4 認知症の人の社会参加の促進（認知症カフェの普及等）【認知症総合支援事業】

□現状の取組□

認知症の人とその家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の社会参加の促進と家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職などがカフェの形態で集うことができる「認知症カフェ」の運営に係る費用の一部を補助し、その普及に努めています。

□今後の方向性□

認知症カフェに関する情報発信や認知症カフェの運営費に対する補助を行うなど、認知症カフェを運営する団体を支援し、認知症カフェの普及を図ります。

また、認知症カフェの企画や運営への認知症サポーターの参画を推進するとともに、若年性認知症の人を含む認知症の人本人が役割を持って参加できるよう、認知症カフェの設置者に協力を求めています。

また、一部の介護施設などでは、認知症の人本人の社会参加を促進する観点から、介護施設などの行事に認知症の人本人が役割を持って参加する工夫が行われており、こうした活動を促進します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの設置箇所数（箇所）	7	8	9	10

5 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保【認知症総合支援事業、介護施設整備促進事業】

□現状の取組□

認知症の人に対し、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、認知症高齢者グループホームの整備を推進するなど認知症に対応した介護サービスの提供体制の確保に取り組んでいます。

□今後の方向性□

認知症高齢者グループホームなど認知症に対応したサービスの提供体制の確保を図るとともに、国や県と連携し、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型サービス従事者の認知症介護基礎研修の受講率(%)※	75.0	100	100	100

※ 認知症高齢者グループホーム又は認知症対応型通所介護の事業に従事している医療・福祉関係の資格を有していない介護職員のうち、認知症介護基礎研修を修了した人の割合

第4章 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

施策・事業	
第1節 在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護連携の推進
第2節 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備	1 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備
第3節 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	1 介護人材の確保・定着及び資質の向上 2 介護現場の生産性の向上の推進等

第1節 在宅医療・介護連携の推進

1 在宅医療・介護連携の推進【在宅医療・介護連携推進事業】

□現状の取組□

市では、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置するとともに、地域の医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャーなどと連携し、在宅医療・介護連携に関する課題への対応策などを検討しています。

また、医療関係者間又は医療・介護関係者間の連携を推進するため、効率的な情報共有を支援する「北彩あんしんリング」の普及に取り組んでいます。

□今後の方向性□

高齢化の進展に伴い医療と介護の両方を必要とする高齢者がますます増加することが見込まれるため、こうした高齢者に医療と介護サービスを切れ目なく提供できるよう、医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」及び「看取り」の4つの場面を意識した取組を推進していく必要があります。

このため、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、介護サービス事業者などの「顔の見える連携」を推進するとともに、「北彩あんしんリング」の一層の普及を図ります。

また、医療・介護関係者が連携し、高齢者の円滑な入退院を支援できるよう、地域における「入退院支援ルール」の普及促進を図ります。

さらに、自宅や介護施設などでの「看取り」の普及や地域における認知症対応力の向上を図るための研修の実施などに取り組めます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「北彩あんしんリング」に登録している医療・介護関係者の数（人）	168	186	204	222

第2節 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備

1 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備【介護施設整備促進事業】

■現状の取組■

これまで計画的に特別養護老人ホームなどの介護施設の整備を推進してきた結果、下表のとおり介護施設が整備され、施設サービスが提供されています。令和6年度には、新たに特別養護老人ホームが1施設（定員100人（広域型80人、地域密着型20人））、有料老人ホームが1施設（定員61人）整備される予定です。

また、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、原則として本市の被保険者のみが利用できる地域密着型サービスの整備を進めています。

■市内における介護施設の整備状況（令和5年10月1日現在）

施設種類	施設数（箇所）	総定員数（人）
特別養護老人ホーム	10	810
介護老人保健施設	3	287
介護医療院	1	52
認知症高齢者グループホーム	8	117
養護老人ホーム	1	80
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1	29
有料老人ホーム	5	177
サービス付き高齢者向け住宅	3	114

■今後の方向性■

今後も、介護給付費と介護保険料のバランス、介護人材の確保の見込み、さらには「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」に基づく計画などを考慮した上で、計画的に施設サービスの供給量を確保していくこととします。

第5次計画期間では、特別養護老人ホームの入所待機者や認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、民間事業者による特別養護老人ホーム（定員100人）及び認知症高齢者グループホーム（定員18人）の整備を計画します。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスとして、「通い」、「泊まり」、「訪問（介護・看護）」の多機能のサービスを柔軟に提供できる民間事業者による看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を計画します。

なお、その他の介護施設については、現時点ではニーズの大幅な増加が見込まれないことなどから、第5次計画では新たな整備を計画せず、次期計画の策定過程で改めて検討します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特別養護老人ホームの整備（定員100人）	－	県協議	整備	竣工
認知症高齢者グループホームの整備 （定員18人）	－	公募・選定		整備・竣工
看護小規模多機能型居宅介護事業所の 整備（登録定員29人）	－	公募・選定	整備・竣工	開設

第3節 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

1 介護人材の確保・定着及び資質の向上【介護人材確保対策事業、介護支援ボランティアポイント事業】

□現状の取組□

介護施設などにおける介護人材の確保を図るため、介護福祉士やケアマネジャーの資格試験の受験の申込みに際し支払った受験手数料に対する財政支援を行うとともに、介護人材のすそ野を広げるための介護に関する入門的研修の開催及び研修修了者の介護施設などへの就労に向けた支援を行っています。

また、ハローワークと連携し、介護分野を含む福祉の仕事への就職希望者と介護施設などを結びつける合同面接会を開催しています。

□今後の方向性□

少子化に伴う生産年齢人口の減少や高齢化に伴う介護需要の増加などにより、市内の介護施設などでは、高齢者を支える介護人材の人員数に不足が生じており、今後、こうした傾向が拡大していくことが見込まれます。

増加する介護需要に対応していくためには、介護に携わる専門職を確保するための取組を推進するとともに、元気な高齢者をはじめとする多様な人材の介護分野への新規参入を推進していく必要があります。

また、複雑化・多様化する高齢者支援ニーズに適切に対応するため、介護職員などの資質の向上を図る必要があります。

このため、引き続き介護資格の取得に対する財政支援や介護人材のすそ野を広げるための研修の開催などを行うとともに、新たに介護施設などにおける高齢者のボランティア活動を支援する取組を創設します。

また、国や県が実施する介護人材の確保や介護人材の定着支援などの事業に協力し、市民や介護施設などへの情報提供及び利用手続の支援などを行うことによって、これらの事業の活用を促進します。

さらに、主任介護支援専門員資格の更新手続を支援するための研修の開催や介護報酬の加算による介護職員の処遇改善、職場におけるハラスメントを防止するための普及啓発、介護の仕事に対する理解を促進するための啓発などを行い、介護人材の定着を図ります。

また、介護支援専門員などの介護職員を対象にした高齢者へのケアの質の向上を図るための研修などに取り組みます。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内の居宅介護支援事業所に従事する主任介護支援専門員の数（人）	40	44	48	52

2 介護現場の生産性の向上の推進等【介護保険一般管理事業、指定介護保険サービス事業所指定・指導監査等事務事業】

□現状の取組□

介護サービス事業所の指定手続などを効率的に行えるようにするため、あらかじめ事務手続の手順や期日などをホームページで案内するとともに、書類の様式をホームページから取得できるようにするなどの対応を進めています。

□今後の方向性□

介護サービスを利用する高齢者が増加する中、介護施設などでは、限られた人数で多くの高齢者へのケアに当たらなければならないため、介護施設などで働く介護職員の業務負担が大きくなっています。

こうした中、高齢者に対するケアの質を確保しつつ、介護職員の業務負担の軽減を図るための介護業務の効率化を行うなど、介護現場の生産性の向上が求められています。

このため、介護サービス事業所の指定の申請や変更の届出に関する様式を国が定める標準様式に統一するとともに、「電子申請・届出システム」を活用し、介護サービス事業所からの申請や届出の電子化を行うことにより、文書負担の軽減を図ります。

また、介護施設などにおける介護ロボット・ICTの導入及び活用を促進するため、国や県の補助制度に関する情報提供を行うとともに、本市が介護職員を対象に実施する研修の実施方法にインターネット配信を積極的に取り入れるなど、介護職員が研修を受けやすい環境を整備します。

さらに、介護現場における安全性の確保及びリスクマネジメントを推進するため、介護サービス事業所からの事故報告書の内容を適切に分析し、介護サービス事業所に対する指導を行うとともに、指導の内容を他の介護サービス事業所にも共有し、事故発生の未然防止を図ります。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電子申請・届出システムの運用	－	運用準備	運用開始	運用

第5章 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え

施策・事業	
第1節 災害に対する備え	1 災害に対する備え
第2節 感染症に対する備え	1 感染症に対する備え

第1節 災害に対する備え

1 災害に対する備え

□現状の取組□

水害と震災とを明確に分け、国や県などの関係機関、自治協力団体、民生委員・児童委員などの地域の関係者と連携し、震災想定防災訓練、水害想定バスを使用した広域避難訓練、避難場所の運営訓練、自主防災組織の設立、避難場所の確保などに取り組んでいます。

また、災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者などの避難誘導や安否確認などの支援を迅速、円滑に行うため、災害時要援護者名簿の登録を行うとともに、災害時要援護者の避難誘導や安否確認などの支援を行う避難援助者の登録の拡大に努めています。

なかでも、水害対策においては、令和元年の台風第19号対応の検証結果を踏まえ、希望するすべての世帯への防災ラジオの無償貸与や防災アプリの普及促進など、「逃げ遅れゼロ」を目指した対策を進めています。

□今後の方向性□

(1) 水害・震災に共通する対策

水害と震災のそれぞれを想定した防災学習や訓練のほか、様々な機会を捉えて周知啓発を行い、高齢者を含む市民の防災に対する意識の高揚を図ります。

自主防災組織の設置を促進するとともに、自治協力団体役員や民生委員・児童委員などの地域の避難支援等関係者、国、県、近隣自治体、消防、警察、高齢者相談センターなどの公的機関及び民間事業者との連携の強化を図ります。

小・中学校を中心とした避難場所の整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者と連携し、避難者との災害情報の共有化を図り、適切な避難誘導や避難場所の確保・開設・運営に努めます。

災害時要援護者名簿の登録対象となる人に制度を周知し、災害時要援護者名簿への登録の促進及び避難援助者の確保を図るとともに、避難場所での福祉避難スペースの整備及び福祉避難所の充実・確保に努めます。

配慮を要する高齢者が多く入所している介護施設などにおける火災、震災、水害を想定した非常災害対策の取組を促進するため、避難確保計画、業務継続計画などの策定状況や避難訓練の実施状況、物資の備蓄状況などの点検・確認を行うとともに、国庫補助制度を活用し、介護施設などが実施する非常災害対策のための施設設備の整備に対する財政支援を行います。

(2) 水害への備え

「水害時の避難行動マップ」を活用した啓発を行うとともに、防災ラジオや防災アプリなどの避難情報を入手する手段の確保、水害時における避難場所や避難経路の確認、避難を円滑に行うための避難援助者との緊密な情報共有やマイ・タイムラインの普及など、水害への備えを促します。

また、水害時における広域避難を円滑に行えるよう、水害想定バスを使用した広域避難訓練を実施するとともに、近隣自治体やバス事業者などとの連携を推進します。

(3) 震災への備え

「地震ハザードマップ」などを活用した啓発を行うことによって、家具の転倒防止や災害用備蓄品（飲料水、非常用食料、生活必需品など）の備蓄、避難場所や避難経路、家族との連絡方法の確認など、各家庭における震災への備えを促します。

目標

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織の組織率(%)※1	93.9	100	100	100
災害時要援護者名簿における避難援助者の登録率(%)※2	46.0	47.0	48.0	49.0
非常災害対策が実施されている介護施設の割合(%)※3	100	100	100	100

※1 自治協力団体加入団体のうち自主防災組織を設置している自治協力団体の割合

※2 災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、避難援助者の登録がある人の割合

※3 水防法又は介護保険関係法令の規定により避難確保計画又は非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている市内の介護施設のうち、これらの対策が適切に講じられている介護施設の割合

第2節 感染症に対する備え

1 感染症に対する備え

□現状の取組□

高齢者については、感染症に感染した場合に重症化しやすいとされていることから、感染症に関する注意喚起などをはじめ、新型コロナワクチン接種や高齢者インフルエンザ予防接種に関する情報提供、接種費用の助成などの感染予防に取り組んでいます。

また、介護サービスの利用が必要な高齢者が、感染症の影響下でも介護サービスを継続して利用できるよう、介護施設などにマスクや手袋などの衛生用品を支給しています。

□今後の方向性□

高齢者が感染症に感染することを予防し、感染した場合に重症化することを防止する観点から、様々な機会を捉えて感染症に関する情報提供や注意喚起を行うとともに、接種費用の助成などに取り組めます。

また、介護施設などにおける感染症への備えを促進する観点から、国や県と連携し、介護施設などに対する助言や情報提供、感染症対策の実施状況の定期的な点検、業務継続計画の策定状況やその内容の確認、介護従事者を対象にした研修の開催、国庫補助制度を活用した感染症対策のための施設設備の整備に対する財政支援などを行います。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
感染症対策が実施されている介護施設の割合(%)※	98.5	100	100	100

※ 市内の介護施設のうち、感染症対策が適切に講じられている介護施設の割合

第6章 介護保険制度の安定的な運営

施策・事業	
第1節 介護保険料の収納確保	1 介護保険料の収納確保
第2節 介護給付の適正化	1 介護給付の適正化

第1節 介護保険料の収納確保

1 介護保険料の収納確保【介護保険料賦課徴収事業、介護保険料収納対策事業】

□現状の取組□

介護保険制度の運営に必要な財源を確保し、介護保険財政を健全に運営するため、介護保険料を適切に賦課するとともに、未納者に対し、納期ごとに督促を行うほか、納付困難者への納付相談や臨宅徴収などの収納対策を行うことで、介護保険料の収納率の向上を図っています。

□今後の方向性□

介護保険料の未納がある被保険者に対し、納期ごとに督促状を送付するとともに、臨宅徴収を行うなどして、未納の解消に努めます。

また、やむを得ず納付が困難な被保険者については、納付相談を行い、介護保険料を分納してもらうなどして収納の確保に努めます。

さらに、年齢が65歳に達した被保険者に対し、介護保険料の口座振替を勧奨し、納付忘れを防止します。

□目 標□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険料（全体）の収納率（％）	98.0	98.2	98.4	98.6

第2節 介護給付の適正化

1 介護給付の適正化【介護給付適正化事業】

■現状の取組■

利用者への適切な介護サービスの提供を確保し、介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費の増加や介護保険料の上昇を抑制し、持続可能な介護保険制度とするため、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」からなる、いわゆる「給付適正化主要5事業」を中心に介護給付の適正化に取り組んでいます。

■今後の方向性■

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的かつ効率的に事業を実施するため、これまでの「給付適正化主要5事業」が、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検等」「縦覧点検・医療情報との突合」の「給付適正化主要3事業」に再編されることから、第5次計画期間においては、この3事業を中心に介護給付の適正化に取り組めます。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定調査を居宅介護支援事業所などに委託して実施した場合は、市の職員が調査結果の点検を行います。

■目 標■

委託して実施した要介護認定調査結果の全件について、市の職員が点検を行います。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託により実施した要介護認定調査結果の点検実施率(%)	100	100	100	100

(2) ケアプランの点検等

市内に所在するすべての居宅介護支援事業所を対象に、ケアプランの内容の点検及び助言や指導などを行います。

なお、少なくとも3年に1回はすべての居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を行えるように事業所を選定し、計画的に実施します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅で提供される介護サービスの質の向上を図ることが重要であることから、これらの施設の入居者に係るケアプランの点検を推進します。

さらに、住宅改修や福祉用具の購入・貸与に係る事案について、必要に応じて、実施前における居宅の実態の確認及び実施後における訪問調査などを実施します。

また、住宅改修費支給申請書の審査に専門職が適切に関与する仕組みを設ける観点から、市の職員の福祉住環境コーディネーター資格の取得を推進します。

目標

ケアプランの点検数を増やします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検数（件）	100	110	120	130

住宅改修費支給申請書の審査への専門職の関与を推進します。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費支給申請件数のうち、建築専門職が審査に関与した件数の割合（％）※	0	70.0	80.0	90.0

※ 建築専門職には、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者を含む。

（３）縦覧点検・医療情報との突合

埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、介護保険サービス利用者の医療に係る入院情報と介護保険の給付情報を突合し、その整合性を点検します。

また、介護保険サービス利用者に係る介護報酬の支払状況から、サービスの整合性及び算定回（日）数などの点検を行います。

目標

縦覧点検及び医療情報との突合の実施件数を増やします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10 種類ある縦覧点検の帳票のうち、縦覧点検の対象とした1年間に出力された全件の点検を実施している帳票の数（種類）	6	6	7	8
医療情報との突合の対象とした1年間の出力件数のうち点検した件数の割合（％）	70.0	75.0	80.0	85.0

（４）主要3事業以外の取組

ア 介護給付費通知

介護サービス事業者から提出された介護報酬の請求情報などに基づき、一定の期間中に介護保険サービスを利用した人に対し、当該期間におけるその人のサービス利用状況や支払った費用などを書面で通知する介護給付費通知については、費用対効果が見込みづらいことから、実施回数や通知の対象とする月数など、実施内容の見直しを検討します。

イ 苦情・相談などの内容の把握・分析及び介護サービス事業者への指導監督

介護保険に関する苦情や相談などの内容を把握・分析し、その状況に応じて、県と連携し、介護サービス事業者への実地指導などを行います。

ウ 介護保険制度の内容・運営状況などの周知

介護保険制度の内容やその運営状況などを広報紙やホームページでお知らせするとともに、これらの内容を記載したチラシを介護保険料や要介護認定結果の通知に同封するなどして、市民に周知します。

エ 軽度者などに対する福祉用具貸与の例外給付の事前確認

福祉用具貸与の例外給付を行う場合は、その適正を期するため、事前にケアプランなどを提出するよう、居宅介護支援事業所に求めます。

第3部 サービス見込量及び介護保険料

第1章 サービス種類ごとの量の見込み

第1節 介護給付等対象サービスの量の見込み

1 介護給付（予防給付）サービス

要介護等認定者数の見込値や第4次計画期間におけるサービスの利用実績、さらには療養病床から介護保険施設への転換見込み、在宅医療の整備状況などから、サービス種類ごとの量を次のとおり見込みます。

なお、各年度におけるサービス種類ごとの見込量は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを使用して算出しています。

※1 サービス利用見込量（人数、回数など）は、特に記載がある場合を除き、1箇月当たりの平均値を記載しています。

※2 令和5年度の見込みは、令和5年9月分までの利用実績の1箇月当たりの平均値をもとに算出しています。このため、この期間の利用が多かった（少なかった）サービスは、サービス利用見込量が多く（少なく）推計される場合があります。

（1）介護予防サービス・居宅サービス

介護予防サービスは、要支援1又は要支援2の認定を受けている人の心身の状態の悪化の防止などを目的とするサービスです。

また、居宅サービスは、要介護1から要介護5までの認定を受けている人の居宅における生活を支援するためのサービスです。

① 訪問介護

■□現在の状況□

訪問介護員（ホームヘルパー）などが自宅を訪問し、食事や入浴などの身体の介護や調理・掃除などの日常生活の支援を行うサービスです。サービス利用回数はやや増加傾向にあり、在宅での生活を支えるサービスとして重要性が増しています。

■□今後の方向性□

要介護認定者の在宅での生活を支えるとともに、介護者の介護負担を軽減する観点から、今後もサービス供給量の確保に努めます。

■□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
訪問介護（回）	11,312	11,587	11,895	12,180	16,144

② 介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

□現在の状況□

自宅での入浴が困難な要介護等認定者に対し、移動入浴車の訪問による入浴の介助を行うサービスです。要介護等認定者の在宅生活において、身体の清潔保持と身体機能の維持に大きな役割を果たしています。

□今後の方向性□

今後の利用者数はほぼ横ばいに見込まれますが、サービスの供給量を確保し、自宅での入浴が困難な要介護等認定者の健康と在宅福祉の増進を図ります。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護（回）	0	1	1	1	1
訪問入浴介護（回）	355	360	362	364	494

③ 介護予防訪問看護／訪問看護

□現在の状況□

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状の観察や療養上の支援を行うサービスです。サービス利用回数は増加傾向にあります。

□今後の方向性□

今後も利用者数の増加が見込まれるため、サービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問看護（回）	239	251	253	253	331
訪問看護（回）	2,770	2,967	3,042	3,077	4,158

④ 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

□現在の状況□

理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立支援のためのリハビリテーションを行うサービスです。

□今後の方向性□

高齢者の介護予防及び自立した日常生活を実現する上で、リハビリテーションの重要性は高いため、サービスの普及及びサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防訪問リハビリテーション (回)	24	26	26	26	40
訪問リハビリテーション(回)	188	324	326	328	406

⑤ 介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

□現在の状況□

要介護等認定者の心身の状況や置かれている環境などを把握し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導などを行うサービスです。療養生活の質の向上を図りながら在宅での生活を支援するサービスとして、利用者数が増加しています。

□今後の方向性□

今後も利用者数の増加が見込まれるため、サービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防居宅療養管理指導(人)	21	26	26	26	32
居宅療養管理指導(人)	546	578	587	597	807

⑥ 通所介護（デイサービス）

□現在の状況□

日帰りの介護施設で、入浴、食事などの介護サービスや健康状態の確認、レクリエーションなどを受けるサービスです。要介護認定者の閉じこもり予防に効果があることや介護者の介護負担の軽減に有効であることから、介護保険サービスの中でも最も利用者の多いサービスで、利用回数は増加傾向にあります。

□今後の方向性□

通所介護を提供する事業所は充実してきていますが、引き続き、質・量ともに十分なサービスを提供できる体制の確保を図ります。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
通所介護（回）	11,715	12,116	12,139	12,176	16,219

⑦ 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

□現在の状況□

介護老人保健施設や医療機関に通い、心身の機能の維持・回復及び日常生活の自立支援を目的としてリハビリテーションを受けるサービスです。要介護等認定者の自立支援だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や介護者の負担の軽減にも効果があることから、必要性が高まっています。

□今後の方向性□

リハビリテーションにより居宅での日常生活の自立度を増すことができる利用者にとって、本サービスの果たす役割は重要であるため、サービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防通所リハビリテーション（人）	23	27	27	27	33
通所リハビリテーション（回）	1,565	1,751	1,807	1,861	2,386

⑧ 介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護（ショートステイ）

□現在の状況□

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間宿泊し、食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービスです。居宅で要介護等認定者を介護している家族の介護負担を軽減するためのサービスとして、利用日数が増加しています。

一方、介護老人福祉施設などの施設への入所待機者の利用が見受けられることから、施設の整備状況なども含めたサービスのあり方を検討する必要があります。

□今後の方向性□

今後も利用者数の増加が見込まれるため、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防短期入所生活介護（日）	30	31	31	31	39
短期入所生活介護（日）	5,906	6,322	6,419	6,536	8,847

⑨ 介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

□現在の状況□

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間宿泊し、医学的管理のもとに介護や心身の機能訓練などを受けるサービスです。

□今後の方向性□

在宅療養を支援するサービスとして、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防短期入所療養介護（日）	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（日）	208	294	294	294	380

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

□現在の状況□

介護保険の（介護予防）特定施設の指定を受けた有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入居し、入浴、食事その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。有料老人ホームなどの施設の増加に伴い、利用者数は増加傾向にあります。

□今後の方向性□

令和 6 年度に、新たに特定施設の指定を受ける有料老人ホームが 1 施設（定員 61 人）整備される予定であるなど、利用者数の増加が見込まれます。令和 22 年度に向けては、施設の利用状況や介護給付費と介護保険料とのバランスなどを考慮し、サービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	11	15	15	15	18
特定施設入居者生活介護 (人)	178	221	225	229	289

⑪ 介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

□現在の状況□

心身の機能が低下した要介護等認定者に、車いす、歩行器、特殊寝台、手すりなど日常生活での自立を助ける用具を貸与するサービスです。日常生活の自立や要介護状態の重度化の防止につながるサービスであり、利用者数は増加しています。

□今後の方向性□

今後も利用者数の増加が見込まれます。利用者の必要性・利便性を考慮した上で福祉用具の供給が行われるよう、サービスの質の向上とサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防福祉用具貸与 (人)	322	330	334	338	431
福祉用具貸与 (人)	1,579	1,638	1,663	1,693	2,276

⑫ 特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

□現在の状況□

入浴や排せつに使う用具など貸与に適さない福祉用具について、購入費の一部を介護保険から支給するサービスです。利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

□今後の方向性□

利用者数はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。利用者の必要性・利便性を考慮した上で福祉用具の供給が行われるよう、サービスの質の向上を図ります。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
特定介護予防福祉用具購入（人）	2	5	5	5	5
特定福祉用具購入（人）	22	27	27	27	33

⑬ 介護予防住宅改修／住宅改修

□現在の状況□

在宅の要介護等認定者の生活環境を改善するため、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修に対し、改修費の一部を介護保険から支給するもので、要介護等認定者の生活環境の改善や自立支援につながるサービスです。

□今後の方向性□

利用者数はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。適切なサービス利用を促すため、サービスの趣旨や内容の周知を図ります。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防住宅改修（人）	7	8	8	8	10
住宅改修（人）	16	18	18	18	24

(2) 介護予防支援・居宅介護支援

介護予防支援は、要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けている人を、居宅介護支援は、要介護 1 から要介護 5 までの認定を受けている人を対象としています。

■□現在の状況□■

要介護等認定者が、より自分にあった介護サービスを利用できるように、ケアマネジャーがケアプランを作成し、各サービス提供事業者などとの連絡調整を行うサービスです。利用者数は増加傾向にあります。

■□今後の方向性□■

介護サービスの利用者の増加に伴い、利用者数の増加が見込まれます。介護サービスの適切な利用を促進する上で、ケアマネジャーの果たす役割は大きいことから、居宅介護支援事業所と高齢者相談センターとの連携を強化し、ケアマネジャーへの支援を通じてケアマネジメント力の向上を図ります。

■□サービス利用見込量□■

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防支援（人）	359	372	380	386	487
居宅介護支援（人）	2,337	2,392	2,430	2,471	3,387

(3) 施設サービス

施設サービスには、「介護老人福祉施設サービス」、「介護老人保健施設サービス」、「介護医療院サービス」があります。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

□現在の状況□

常時介護を必要とし、自宅での介護が困難な人に対し、入浴や食事、その他日常生活の介護及び療養上の世話、機能訓練、健康管理を行うサービスです。令和 5 年 11 月末現在、市内には 10 施設（810 床）あります。一部の施設で空き床がありますが、入所待機者が増加傾向にあります。

□今後の方向性□

令和 6 年度に、新たに 1 施設（定員 80 人）が整備される予定です。また、第 5 次計画では、さらに 1 施設（定員 100 人）の整備を計画し、サービス供給量の確保を図ります。令和 22 年度に向けては、さらにサービスを必要とする人の増加が見込まれるため、施設の利用状況や介護給付費と介護保険料とのバランスなどを考慮し、サービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
介護老人福祉施設（人）	789	849	888	901	1,055

② 介護老人保健施設

□現在の状況□

病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いた介護を必要とする人に対し、在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供するサービスです。令和 5 年 11 月末現在、市内には 3 施設（287 床）あり、利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

□今後の方向性□

利用者数は今後もほぼ横ばいで推移すると見込まれますが、在宅療養を支援するサービスとして、利用状況の推移を注視し、必要に応じて新たな施設の整備を検討します。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
介護老人保健施設（人）	281	289	289	291	337

③ 介護医療院

□現在の状況□

長期にわたり療養が必要な要介護認定者に対して、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどの長期療養のための医療機能と日常生活における支援を一体的に提供するサービスです。令和5年11月末現在、市内には1施設（52床）あります。

□今後の方向性□

長期療養が必要な要介護認定者が利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護医療院（人）	27	28	28	28	30

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加を踏まえて、高齢者が要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、原則として市内でサービスの利用と提供が行われ、本市が事業者を指定し、指導・監督を行うサービスです。

ただし、特別な事情がある場合は、他の市町村の同意を得た上で、他の市町村に所在する事業所を本市が指定することにより、他の市町村に所在する事業所を本市の被保険者が利用することができます（区域外利用）。区域外利用については、利用を希望する被保険者の心身の状況や市内の地域密着型サービス事業所におけるサービスの提供体制などを確認した上で、適正な運用を図ります。

（１）地域密着型サービスの種類ごとの量の見込み

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

☐現在の状況

要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。令和５年１１月末現在、市内では１事業所がサービスを提供しています。

☐今後の方向性

ひとり暮らしの高齢者などの増加に伴い、このサービスの重要性はますます高まると考えられます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの内容や効果的な利用方法について、ケアマネジャーなどへの情報提供を行い、サービスの普及を図ります。

☐サービス利用見込量

サービス名	令和 ５年度 (見込み)	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ２２年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(人)	８	１１	１１	１１	１３

② 夜間対応型訪問介護

☐現在の状況

夜間を含め 24 時間安心して生活できるように、短時間の定期巡回訪問と随時の対応による訪問介護を提供するサービスです。令和５年１１月末現在、市内にこのサービスを提供する事業所はなく、利用也没有ありません。

☐今後の方向性

利用ニーズはありますが、このサービスを提供する事業者の確保が見込めないため、当面の間、夜間に必要な介護については、訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスにより対応できるよう努めます。

③ 地域密着型通所介護

□現在の状況□

利用定員が18人以下の小規模な通所介護サービスです。要介護1以上の認定を受けている人に、食事や入浴などの日常生活支援や生活機能訓練などのサービスを日帰りで提供するもので、令和5年11月末現在、市内では11事業所がサービスを提供しています。

□今後の方向性□

引き続き、質・量ともに十分なサービスを提供できる体制の確保を図ります。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
地域密着型通所介護（人）	335	349	356	362	483

④ 介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

□現在の状況□

認知症の人が日帰りで介護施設に通い、入浴、排せつ、食事などの介護及び機能訓練を受けるサービスです。令和5年11月末現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

□今後の方向性□

今後も認知症の人の増加が予想されるため、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防認知症対応型通所介護（人）	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護（人）	25	31	31	31	39

⑤ 介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

□現在の状況□

入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービスです。施設などに通所することが中心となりますが、心身の状況や希望などに応じて、訪問や宿泊のサービスを組み合わせて利用することができます。令和 5 年 11 月末現在、市内では 1 事業所がサービスを提供しています。

□今後の方向性□

第 5 次計画では、新たな事業所の整備を計画しませんが、令和 22 年度に向けては、ニーズや利用状況を注視するとともに、類似のサービスである看護小規模多機能型居宅介護の提供体制とのバランスなどを踏まえ、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	4	6	6	6	7
小規模多機能型居宅介護 (人)	18	22	23	23	24

⑥ 介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

□現在の状況□

比較的状态が安定した認知症の要介護等認定者が、少人数で共同生活を送りながら、入浴や食事などの日常生活の介護及び機能訓練などを受けるサービスです。令和 5 年 11 月末現在、市内では 8 施設（定員 117 人）がサービスを提供しています。

□今後の方向性□

今後も認知症の人の増加が予想されるため、第 5 次計画では、新たに 1 施設（定員 18 人）の整備を計画し、サービス供給量の確保を図ります。令和 22 年度に向けては、ニーズや利用状況を注視し、必要に応じて新たな施設の整備を検討します。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
介護予防認知症対応型共同生活 介護 (人)	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護 (人)	113	117	117	117	162

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

□現在の状況□

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などの特定施設（定員 29 人以下）に入居して、日常生活上の介助や機能訓練、療養上の世話などを受けることができるサービスです。令和 5 年 11 月末現在、市内では 1 施設（定員 29 人）がサービスを提供しています。

□今後の方向性□

第 5 次計画では、新たな施設の整備を計画しませんが、令和 22 年度に向けては、ニーズや利用状況を注視し、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	29	29	29	29	29

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

□現在の状況□

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に対し、日常生活上の介助や機能訓練、健康管理などを行うサービスです。令和 5 年 11 月末現在、市内にこのサービスを提供する施設はなく、利用也没有ありません。

□今後の方向性□

令和 6 年度に、新たに 1 施設（定員 20 人）が整備される予定であることから、利用者数の増加が見込まれます。第 5 次計画では、新たな施設の整備を計画しませんが、令和 22 年度に向けては、ニーズや利用状況を注視し、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)	0	10	20	20	20

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

□現在の状況□

利用者の心身の状況や希望に応じて小規模多機能型居宅介護と訪問看護を柔軟に組み合わせて提供するサービスです。令和 5 年 11 月末現在、市内にこのサービスを提供する事業所はなく、利用也没有ありません。

□今後の方向性□

医療と介護の両方を必要とする人の増加が予想されるため、第 5 次計画では、1 事業所（登録定員 29 人）の整備を計画し、サービス供給量の確保を図ります。令和 22 年度に向けては、ニーズや利用状況を注視するとともに、類似のサービスである小規模多機能型居宅介護の提供体制とのバランスなどを踏まえ、必要なサービス供給量の確保に努めます。

□サービス利用見込量□

サービス名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 22 年度
看護小規模多機能型居宅介護 (人)	0	0	0	29	29

(2) 地域密着型サービスの必要入所（利用）定員総数

日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数は、次のとおりです。

■日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

	日常生活 圏域	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
認知症対応型共同生活介護 (人)	第1圏域	18	18	18	18	36
	第2圏域	18	18	18	18	27
	第3圏域	36	36	36	36	36
	第4圏域	18	18	18	18	27
	第5圏域	18	18	18	18	18
	第6圏域	9	9	9	9	18
	合 計	117	117	117	117	162
地域密着型特定施設入居者生 活介護 (人)	第1圏域	0	0	0	0	0
	第2圏域	29	29	29	29	29
	第3圏域	0	0	0	0	0
	第4圏域	0	0	0	0	0
	第5圏域	0	0	0	0	0
	第6圏域	0	0	0	0	0
	合 計	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (人)	第1圏域	0	0	0	0	0
	第2圏域	0	0	0	0	0
	第3圏域	0	0	0	0	0
	第4圏域	0	20	20	20	20
	第5圏域	0	0	0	0	0
	第6圏域	0	0	0	0	0
	合 計	0	20	20	20	20

※ 令和 22 年度における日常生活圏域ごとの必要利用定員総数は、令和 5 年 11 月時点における日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの整備状況や今後の高齢者人口の見込みなどを考慮して記載したものであり、今後、変更する場合があります。

第2節 地域支援事業の量の見込み

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス（元気あっぷ訪問サービス）

■現在の状況■

本市では、訪問サービスS、訪問サービスA、訪問サービスBの3種類の事業を実施しています（各事業の内容は66ページに掲載）。訪問サービスSの利用者数が増加傾向にあります。訪問サービスBは利用がありません。

■今後の方向性■

要支援認定者などの生活機能の維持向上のために本サービスの果たす役割は重要であるため、民間活力を活用するなどしてサービス供給量の確保に努めます。また、利用者に対し、より効果的なサービスが提供できるよう、サービス内容などの見直しを検討します。

■事業量の見込み（1箇月当たり）■

	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
訪問サービスS（人）	134	145	148	149	186
訪問サービスA（人）	10	18	19	19	24
訪問サービスB（人）	0	6	7	7	9

② 通所型サービス（元気あっぷ通所サービス）

□現在の状況□

本市では、通所サービスS、通所サービスA、通所サービスCの3種類の事業を実施しています（各事業の内容は66ページに掲載）。通所サービスSの利用者数が増加傾向にあります。

□今後の方向性□

要支援認定者などの生活機能の維持向上のために本サービスの果たす役割は重要であるため、民間活力を活用するなどしてサービス供給量の確保に努めます。また、利用者に対し、より効果的なサービスが提供できるよう、サービス内容などの見直しを検討します。

□事業量の見込み（1箇月当たり）□

	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
通所サービスS（人）	342	352	358	362	451
通所サービスA（人）	5	10	11	11	13
通所サービスC（人）	40	40	40	40	52

③ 第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

□現在の状況□

高齢者の心身の状況や生活環境などをアセスメントし、その状況と本人の意思を踏まえて目標を設定し、本人が必要なサービスを主体的に利用できるよう支援しています。

□今後の方向性□

介護予防・生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や介護保険外サービスを含め、その人に合った適切なサービスが効果的に提供されるよう、事業を実施します。

□事業量の見込み（1箇月当たり）□

	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護予防ケアマネジメント件数 (件) ※	315	320	325	330	400

※ 訪問型又は通所型介護予防サービスの利用につながった件数

（２）一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

■□現在の状況□

高齢者相談センターによる訪問活動や、民生委員や警察署などからの情報提供により、生活機能の低下がみられる高齢者や何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、一般介護予防事業や医療機関の受診などにつなげています。

■□今後の方向性□

第５次計画期間も、高齢者相談センターや民生委員、警察署などと連携し、生活機能の低下がみられる高齢者や何らかの支援を必要とする高齢者の早期把握に努めます。

■□事業内容及び事業量の見込み□

要介護状態となるおそれのある高齢者の把握 （再掲 63 ページ参照）

② 介護予防普及啓発事業

■□現在の状況□

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、介護予防教室や講演会の開催、本市独自の介護予防体操の普及などに取り組んでいます。

■□今後の方向性□

第５次計画期間も現在の事業を実施します。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や国保データベース（ＫＤＢ）システムで把握した健康課題の解決のため、医療専門職と連携し、より効果的な事業を企画立案し、生活習慣病予防からフレイル予防まで切れ目のない普及啓発に取り組みます。

■□事業内容及び事業量の見込み□

教室や講座などを活用した介護予防の啓発 （再掲 63 ページ参照）

③ 地域介護予防活動支援事業

■□現在の状況□

介護予防につながる住民主体の通いの場として「ふれあいサロン」の新規開設や活動の継続、自主運営化に対する支援を行っています。

■□今後の方向性□

第5次計画期間も、高齢者相談センターや介護予防サポーターなどと協働し、ふれあいサロンの新規開設や活動の継続、自主運営化に対する支援を行うとともに、民間事業者による「移動販売車（移動スーパー）」などと連携した取組を行います。

■□事業内容及び事業量の見込み□

通いの場（ふれあいサロン）の拡充 （再掲 64 ページ参照）

④ 一般介護予防事業評価事業

■□現在の状況□

毎年度、計画に定めた目標値の達成状況などを検証し、一般介護予防事業を含む介護予防・日常生活支援総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき、事業の改善を図っています。

■□今後の方向性□

第5次計画期間も評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

■□現在の状況□

介護予防の普及啓発活動へのリハビリテーション専門職の助言や「ふれあいサロン」へのリハビリテーション専門職の巡回指導を取り入れています。

また、自立支援型地域ケア会議に、助言者としてリハビリテーション専門職の参画を得ることにより、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を図っています。

■□今後の方向性□

介護予防の取組へのリハビリテーション専門職の関与を一層推進します。

■□事業内容及び事業量の見込み□

通いの場（ふれあいサロン）の拡充 （再掲 64 ページ参照）

リハビリテーション専門職との連携の推進 （再掲 65 ページ参照）

2 包括的支援事業

(1) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の運営

□現在の状況□

市内に6箇所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置し、それぞれの高齢者相談センターにおいて、総合相談支援、権利擁護支援、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの包括的支援事業を実施しています。

□今後の方向性□

様々な機会及び多様な方法を活用して高齢者相談センターの周知に取り組みます。

また、複雑化・多様化する支援ニーズに適切に対応するため、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者自立支援などの相談支援窓口や地域の関係者と高齢者相談センターとの連携を推進し、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、居宅介護支援事業所と連携した介護予防支援業務の実施体制を整備するなど、高齢者人口の増加に伴う業務量の増加や業務内容を踏まえた高齢者相談センターの体制整備を図ります。

□事業内容及び事業量の見込み□

	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
高齢者相談センターによる相談 支援件数（件）	5,000	5,200	5,400	5,600	8,400

（２）在宅医療・介護連携推進事業

□現在の状況□

地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者間の情報共有の支援、在宅医療・介護関係者の研修、市民への普及啓発、県や近隣市との連携を推進する事業などを実施しています。

□今後の方向性□

医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」及び「看取り」の４つの場面を意識して、第５次計画期間も現在の事業を実施し、在宅医療と介護の連携を推進します。

□事業内容及び事業量の見込み□

	令和 ５年度 (見込み)	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ２２年度
在宅医療・介護連携推進委員会の開催（回）	１	３	３	３	３
在宅医療・介護関係者の研修会の開催（回）	１	２	２	２	２

（３）認知症総合支援事業

□現在の状況□

認知症地域支援推進員による普及啓発、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応への支援、認知症ケアパスや認知症カフェの普及、チームオレンジの整備などに取り組んでいます。

□今後の方向性□

第５次計画期間は、チームオレンジの整備を進めるなど、現在の事業を推進するとともに、認知症の人とその家族などの支援ニーズを踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の実施を検討します。

□事業内容及び事業量の見込み□

認知症に関する相談体制の周知	(再掲 104 ページ参照)
認知症の早期発見・早期対応への支援	(再掲 107 ページ参照)
認知症の人の日常生活への支援（チームオレンジの整備）	(再掲 111 ページ参照)
認知症の人の社会参加の促進（認知症カフェの普及等）	(再掲 113 ページ参照)

(4) 生活支援体制整備事業

□現在の状況□

生活支援コーディネーター、高齢者相談センター及び市の職員が連携して、地域ブロ
ンズ会議の設置の推進及び活動の支援を行っています。

□今後の方向性□

第5次計画期間も、生活支援コーディネーター、高齢者相談センター及び市の職員が連
携して、第3層地域ブロンズ会議が未設置の地域での設置に向けた普及啓発や、地域ブロ
ンズ会議の活動に対する支援に取り組むとともに、地域の生活支援ニーズと必要な地域資
源とのマッチングを行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を推進します。

□事業内容及び事業量の見込み□

地域ブロンズ会議の設置・活動の推進 (再掲 92 ページ参照)

地域の実情に応じた生活支援体制の整備 (再掲 93 ページ参照)

(5) 地域ケア会議推進事業

□現在の状況□

高齢者の生活課題の解決などを図る手法として、高齢者相談センターによる地域ケア個
別会議の開催を促進しています。

また、高齢者の自立支援やケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を図るため、多
職種の見点を取り入れて事例検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催しています。

□今後の方向性□

複雑化・多様化する高齢者の生活課題をできるだけ早期に解決に導くことができるよう、
高齢者相談センターにおける地域ケア個別会議の活用を推進します。

また、自立支援型地域ケア会議を活用し、高齢者の自立に資する介護予防ケアマネジメ
ントの普及に取り組めます。

□事業内容及び事業量の見込み□

地域ケア会議の活用の推進 (再掲 81 ページ参照)

(6) 任意事業

■□現在の状況□

要介護等認定を受けている人に対する住宅改修の支援、認知症サポーターの養成、成年後見制度の利用支援、認知症などにより行方不明となった人の早期発見支援、介護給付の適正化を図る事業を実施しています。

■□今後の方向性□

第5次計画期間も現在の事業を実施します。

また、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の実施を検討します。

■□事業内容及び事業量の見込み□

居宅環境の改善支援	(再掲 90 ページ参照)
認知症への理解の促進	(再掲 103 ページ参照)
成年後見制度の利用促進	(再掲 109 ページ参照)
行方不明時の早期発見・保護	(再掲 112 ページ参照)
介護給付の適正化	(再掲 132 ページ参照)

第2章 費用の見込み及び介護保険料

第1節 費用の見込み

1 介護給付（予防給付）に要する費用の額

各サービスについて、サービス見込量にサービス単価を乗じて推計し、各年度における介護給付（予防給付）に要する費用の額を次のとおり見込みます。

■介護給付の額の見込み

（単位：千円）

	令和5年度 （見込み）	第5次計画期間			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
（1）居宅サービス	3,394,110	3,707,047	3,764,219	3,816,545	5,059,059
訪問介護	405,328	422,329	434,130	444,748	588,375
訪問入浴介護	53,697	55,136	55,619	55,849	75,841
訪問看護	168,948	183,637	187,847	190,053	257,843
訪問リハビリテーション	6,721	11,462	11,559	11,621	14,489
居宅療養管理指導	82,499	88,560	90,043	91,568	123,819
通所介護	1,115,503	1,169,257	1,176,685	1,181,683	1,575,971
通所リハビリテーション	180,191	203,200	209,304	215,304	277,659
短期入所生活介護	629,208	682,253	693,519	705,664	957,563
短期入所療養介護	27,788	40,621	40,673	40,673	52,165
福祉用具貸与	268,989	279,005	282,786	287,857	387,698
特定福祉用具購入費	8,081	9,879	9,879	9,879	12,048
住宅改修費	18,740	21,043	21,043	21,043	28,075
特定施設入居者生活介護	428,417	540,665	551,132	560,603	707,513
（2）地域密着型サービス	798,467	892,382	928,263	1,002,979	1,257,031
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,388	21,201	21,228	21,228	23,069
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	239,329	241,620	238,857	238,951	318,949
認知症対応型通所介護	51,318	68,892	69,466	69,559	87,148
小規模多機能型居宅介護	53,612	68,348	71,901	71,901	75,404
認知症対応型共同生活介護	371,455	389,848	390,483	390,483	541,604
地域密着型特定施設入居者生活介護	68,365	68,303	68,390	68,390	68,390
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	34,170	67,938	67,938	67,938
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	74,529	74,529
（3）施設サービス	3,733,303	3,993,209	4,128,507	4,179,347	4,865,552
介護老人福祉施設	2,604,971	2,840,747	2,974,313	3,017,941	3,533,207
介護老人保健施設	993,366	1,035,207	1,036,791	1,044,003	1,206,711
介護医療院	111,836	117,255	117,403	117,403	125,634
介護療養型医療施設	23,130				
（4）居宅介護支援	438,996	455,799	462,647	470,651	649,835
小計（I）	8,364,876	9,048,437	9,283,636	9,469,522	11,831,477

※千円未満を四捨五入（以下同じ。）

※端数処理の関係で計が一致しないことがある。（次ページ以降の表も同じ。）

■予防給付の額の見込み

(単位:千円)

	令和5年度 (見込み)	第5次計画期間			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1) 介護予防サービス	76,929	86,267	86,745	87,109	108,661
介護予防訪問入浴介護	0	104	104	104	104
介護予防訪問看護	11,102	11,795	11,901	11,901	15,576
介護予防訪問リハビリテーション	758	831	832	832	1,248
介護予防居宅療養管理指導	2,680	3,366	3,370	3,370	4,148
介護予防通所リハビリテーション	11,780	12,935	12,951	12,951	16,053
介護予防短期入所生活介護	2,712	2,786	2,790	2,790	3,487
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	29,066	29,794	30,122	30,486	38,937
特定介護予防福祉用具購入費	636	1,571	1,571	1,571	1,571
介護予防住宅改修	7,561	8,478	8,478	8,478	10,310
介護予防特定施設入居者生活介護	10,634	14,607	14,626	14,626	17,227
(2) 地域密着型介護予防サービス	4,881	7,707	7,717	7,717	9,003
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,881	7,707	7,717	7,717	9,003
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	20,412	21,450	21,940	22,286	28,115
小計(Ⅱ)	102,222	115,424	116,402	117,112	145,779

■総給付費の額の見込み

(単位:千円)

	令和5年度 (見込み)	第5次計画期間			令和22年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総給付(Ⅰ+Ⅱ)	8,467,098	9,163,861	9,400,038	9,586,634	11,977,256

2 標準給付費の額

介護給付（予防給付）の総額に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費の額を次のとおり見込みます。

■標準給付費の額の見込み

（単位：千円）

	第5次計画期間			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護給付（予防給付）総額	9,163,861	9,400,038	9,586,634	11,977,256
特定入所者介護サービス費等給付額	355,730	367,628	372,205	529,575
高額介護サービス費等給付額	239,956	243,938	247,890	310,409
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,799	32,823	33,867	41,813
算定対象審査支払手数料	5,209	5,418	5,634	6,558
合 計	9,796,555	10,049,845	10,246,230	12,865,611

3 地域支援事業に要する費用の額

各年度における介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業のそれぞれに要する費用の額を次のとおり見込みます。

■地域支援事業費

（単位：千円）

	第5次計画期間			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	217,153	231,177	233,512	281,209
包括的支援事業費	246,970	249,325	254,105	255,589
任意事業費	4,965	4,967	5,189	6,992
合 計	469,088	485,469	492,806	543,790

■包括的支援事業費の内訳

（単位：千円）

	第5次計画期間			令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	217,480	219,435	220,435	220,217
在宅医療・介護連携推進事業	8,815	8,815	8,815	8,815
認知症総合支援事業	2,251	2,591	6,311	7,173
生活支援体制整備事業	13,381	13,381	13,381	13,381
地域ケア会議推進事業	5,043	5,103	5,163	6,003
合 計	246,970	249,325	254,105	255,589

第2節 介護保険料の設定

1 第5次計画期間における介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は、計画期間中に必要な介護給付費や調整交付金見込額などを推計して算出した額を第1号被保険者全員が所得階層の負担割合に応じて負担するという考え方で算定します。

第5次計画期間では、介護報酬改定を含めて算出した介護給付費等を踏まえた上で、介護保険給付費準備基金を取り崩すことにより、基準額については第4次計画期間の年額72,370円（月額6,031円）を据え置いたまま、国の示す標準段階及び標準乗率に合わせて各所得段階区分の保険料を以下のとおり設定します。

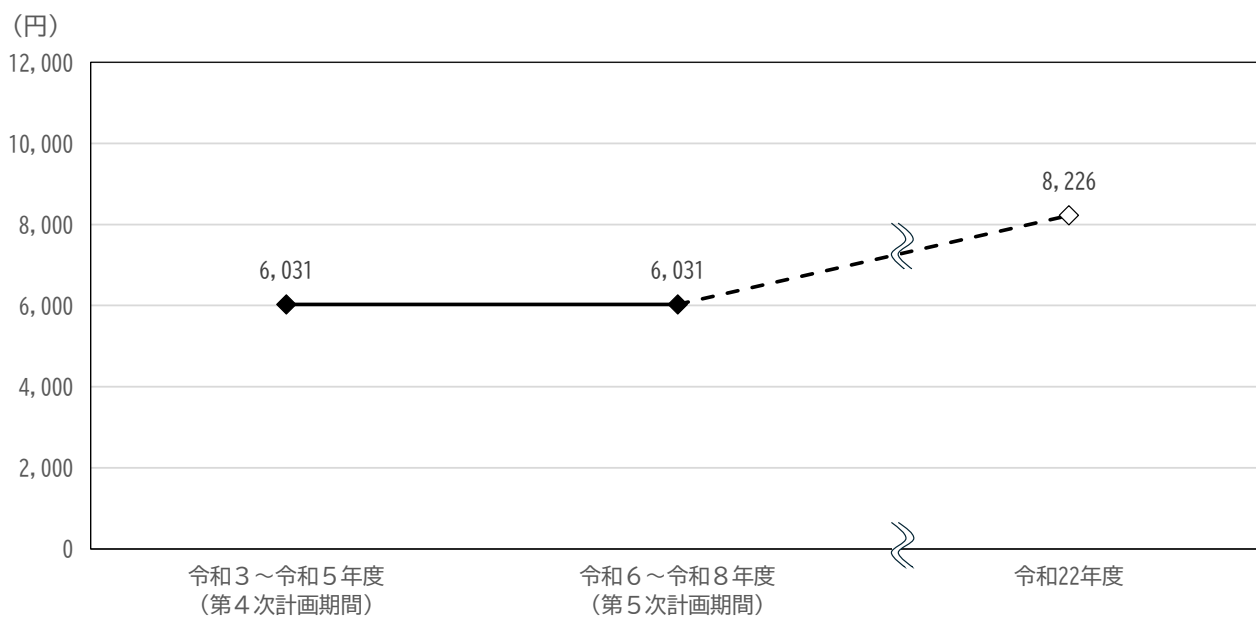
区 分	負担 割合	介護保険料 年 額 (月 額)	所得の範囲	第1号被保険者数	
				人数 (年平均)	構成比
第1段階	0.455	32,920円 (2,744円)	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,524人 (5,175人)	14.6%
	0.285※	20,620円 (1,719円)※			
第2段階	0.685	49,570円 (4,131円)	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	7,915人 (2,638人)	7.5%
	0.485※	35,100円 (2,925円)※			
第3段階	0.690	49,930円 (4,161円)	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	6,907人 (2,302人)	6.5%
	0.685※	49,570円 (4,131円)※			
第4段階	0.900	65,130円 (5,428円)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	13,929人 (4,643人)	13.2%
第5段階	1.000	72,370円 (6,031円)	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	16,231人 (5,410人)	15.3%
第6段階	1.200	86,840円 (7,237円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	15,197人 (5,066人)	14.4%
第7段階	1.300	94,080円 (7,840円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	16,464人 (5,488人)	15.5%
第8段階	1.500	108,560円 (9,047円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	7,572人 (2,524人)	7.1%
第9段階	1.700	123,030円 (10,253円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	2,709人 (903人)	2.6%
第10段階	1.900	137,500円 (11,459円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1,200人 (400人)	1.1%
第11段階	2.100	151,980円 (12,665円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	514人 (171人)	0.5%
第12段階	2.300	166,450円 (13,871円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	380人 (127人)	0.4%
第13段階	2.400	173,680円 (14,474円)	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	1,360人 (453人)	1.3%

※低所得者の介護保険料軽減制度による保険料の負担割合と見込額

2 介護保険料の今後の見込み

第5次計画期間以降において、制度改正がなく、現行のサービス水準を維持するものと仮定して推計した場合、高齢者数の増加に伴い、介護サービスの利用者数も増加していくことが予測されるため、介護保険料の基準額は、中長期的に上昇していくことが見込まれます。

■ 第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）の推計



第4部 被保険者の地域における自立した日常生活 の支援、要介護状態等となることの予防又は要介 護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付 の適正化への取組及び目標

第1章 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標

高齢者がそれぞれの状態に応じて自立した日常生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごせるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止（以下「自立支援、重度化防止等」といいます。）に取り組むことが重要です。

このため、本市では、介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方を地域全体で共有するための活動や、高齢者の通いの場の拡充と医療専門職の視点を取り入れた介護予防などの取組を推進します。

1 自立支援、重度化防止等に関する普及啓発

市民と共通認識の下で介護予防の活動を展開できるよう、出前講座の開催や地域 Bronze 会議での趣旨説明などにより、介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方の普及啓発に取り組みます。

また、自立支援型地域ケア会議や集団指導などの機会を捉え、ケアマネジャーや介護サービス従事者に対し、本市の介護予防ケアマネジメントに関する考え方を周知します。

目 標： 介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方についての理解者を増やします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援、重度化防止等の考え方についての市民の理解度（％）※	45.0	50.0	55.0	60.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方を「知っている」と回答した人の割合

2 高齢者の通いの場の拡充及びフレイル予防の普及啓発

高齢者相談センターと連携し、高齢者の通いの場（ふれあいサロン）の新規開設に取り組むとともに、ふれあいサロンなどにおいて医療専門職によるフレイル予防の普及啓発を推進します。

目 標： ふれあいサロンの数を増やすとともに、ふれあいサロンなどにおいてフレイル予防の普及啓発を進めます。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいサロンの設置数（箇所）	144	150	156	162
ふれあいサロンなどにおける医療専門職によるフレイル予防健康教育の開催回数（回）	60	72	75	75

3 短期集中型通所サービスによる介護予防等の推進

介護が必要な状態となるおそれのある高齢者の運動器機能の維持又は改善を図るため、医療専門職により提供される短期集中型の通所サービス（元気あっぷ通所教室）を実施します。

目 標： 要介護状態等となるおそれのある高齢者が、できるだけ長く元気で過ごせるようにします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気あっぷ通所教室の利用後に主観的健康感（自分の健康状態）が向上したと回答した人の割合（％）	80.0	100	100	100
元気あっぷ通所教室の利用後に運動器機能が改善した人の割合※（％）	85.0	100	100	100

※ 握力（筋力）、開眼片足立ち（バランス能力）、5m通常歩行（歩行能力）、5m最大歩行（歩行能力）、Timed Up & Go（機能的移動能力）の5項目のうち3項目以上で数値が改善した人の割合

第2章 介護給付の適正化への取組及び目標

利用者に適切な介護サービスを提供し、介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費の増加や介護保険料の上昇を抑制し、持続可能な介護保険制度とするためには、介護給付の適正化に取り組むことが重要です。

このため、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検等」「縦覧点検・医療情報との突合」からなる、いわゆる「主要3事業」を中心に介護給付の適正化に取り組めます。

- 1 要介護認定の適正化 (再掲 132 ページ参照)
- 2 ケアプランの点検等 (再掲 132 ページ参照)
- 3 縦覧点検・医療情報との突合 (再掲 133 ページ参照)
- 4 主要3事業以外の取組 (再掲 133 ページ参照)

第5部 計画の進行管理

第1章 計画の点検・評価

P D C Aサイクルに基づく本市独自の行政評価システムである「加須やぐるまマネジメントサイクル」により、毎年度、計画に定めた事業の実施状況に関する点検、評価及び課題の抽出を行います。その結果は、「介護保険運営協議会※¹」や「高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会※²」に報告し、そこでの評価や意見などを踏まえて必要な改善を加えることにより、計画の着実な推進を図ります。

また、点検、評価に当たっては、計画に定めた各種目標に加え、国が定める全国共通の「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」も活用します。そして、第4部に掲載した取組と目標の達成状況は、介護保険運営協議会への報告、ホームページへの掲載などにより毎年度公表します。

※1 介護保険運営協議会

介護保険事業の適切な運営と高齢者支援計画の円滑な推進を図るため、計画全般についての進行管理と評価を行います。

※2 高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会

高齢者相談センターの公正・中立の確保と円滑で適正な運営を図るため、高齢者相談センターの設置・運営などに関する事項について審議、承認を行います。

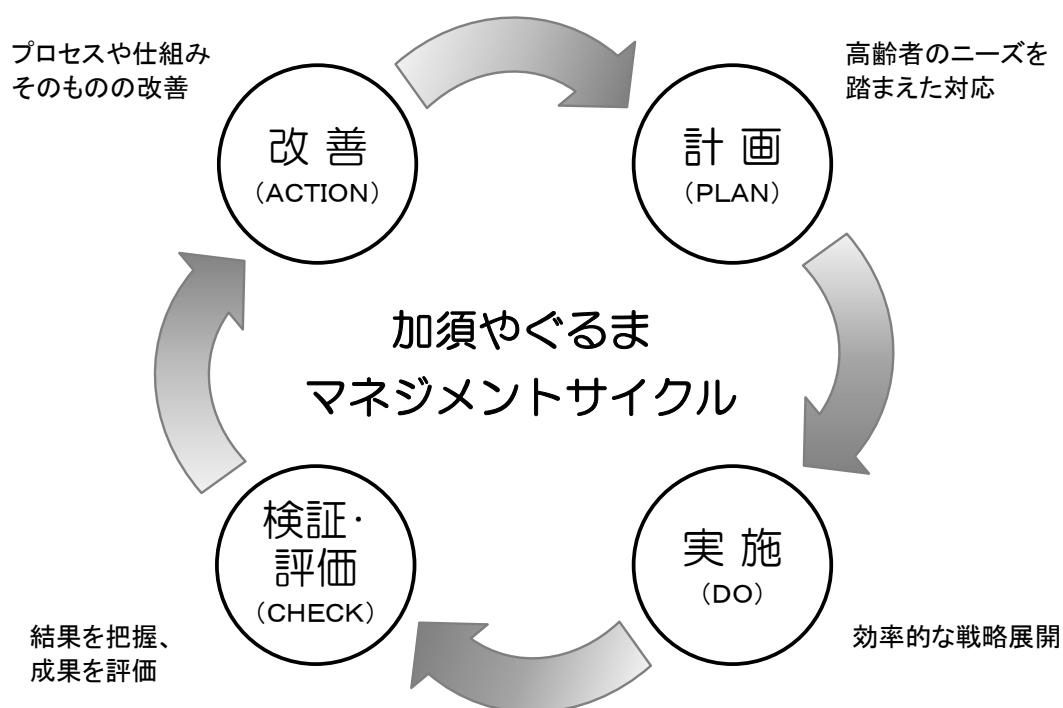
また、地域密着型サービスの質の確保と適正な運営を確保するため、地域密着型サービスを提供する事業者の指定などについて審議します。

第2章 計画の見直し

高齢者支援をめぐる状況の変化などを踏まえ、計画の最終年度に当たる令和8年度に必要な見直しを行い、高齢者福祉のさらなる増進を図ります。

なお、計画の見直しに際しては、高齢者の生活実態などに関する調査を実施して市民のニーズを把握するとともに、「加須やぐるまマネジメントサイクル」などによる計画の達成状況の点検、評価を踏まえることとします。

■計画の点検・評価の手順イメージ



資 料 編

資料1 計画策定の経過

年度	年月日	内容
令和4年度	令和4年 9月8日	○第5次加須市高齢者支援計画策定等業務委託契約の締結
	11月16日	○令和4年度加須市高齢者生活実態調査（アンケート）の実施 （令和4年11月16日～12月16日）
令和5年度	令和5年 7月26日	○第1回加須市介護保険運営協議会 ・第5次加須市高齢者支援計画の策定に係る検討について
	10月3日	○第5次加須市高齢者支援計画に記載する事業調査（庁内各課） （令和5年10月3日～10月16日）
	11月7日	○第1回政策会議 ・第5次加須市高齢者支援計画の策定について
	11月10日	○第2回政策会議 ・第5次加須市高齢者支援計画の策定について
	11月17日	○第2回加須市介護保険運営協議会 ・第5次加須市高齢者支援計画（案）（総論）について
	12月26日	○第3回加須市介護保険運営協議会（書面審議） ・第5次加須市高齢者支援計画（案）（基本目標6の目標指標の変更）について ・第5次加須市高齢者支援計画（案）（第2部、第4部、第5部）について
	12月27日	○第5次加須市高齢者支援計画（案）のパブリックコメントの実施 （令和5年12月27日～令和6年1月12日）
	令和6年 1月26日	○第4回加須市介護保険運営協議会 ・第5次加須市高齢者支援計画（案）について ・第5次計画期間における介護保険料（案）について

資料2 委員名簿

第5次計画は、保健・医療・福祉の関係者及び市民の代表などの有識者で組織する「加須市介護保険運営協議会」において審議を進めました。

加須市介護保険運営協議会委員名簿

順不同 敬称略

区 分	氏 名	所 属
被保険者 〔 加須市介護保険条例施行規則 第7条第2項第1号に該当 〕	○内 田 親	加須市老人クラブ連合会長
	加 藤 美津枝	加須市母子愛育連合会顧問
	藤 咲 和 子	北川辺女性団体連絡協議会 理事
	小 林 章 子	大利根連合婦人会副会長
	町 田 由 男	志多見地区「地域あんしん・ ささえの会」会長
	神 田 修	水深「絆の会」会長
知識経験を有する者 〔 加須市介護保険条例施行規則 第7条第2項第2号に該当 〕	◎三 宅 仁	平成国際大学教授
	梅 澤 和 正	医師会代表
	太 野 貴 宏	認知症カフェ「シトラス カフェ」主催者
	鈴 木 勝 幸	埼玉県加須保健所所長
民間団体等の代表者 〔 加須市介護保険条例施行規則 第7条第2項第3号に該当 〕	栞木澤 和 弥	社会福祉法人ハイマート理事 久下けやきハウス施設長
	秋 葉 豊 二	特別養護老人ホーム 多賀谷寿光園施設長
	鎗 田 宏	社会福祉法人宏和会理事
	大 川 利 行	特別養護老人ホーム ふれ愛の郷施設長
	佐 藤 進	加須市社会福祉協議会副会長

◎：会長 ○：副会長

資料3 用語集

用語	解説
「あ」行	
I A D L	「Instrumental Activities of Daily Living」の略称で、掃除、洗濯、調理、ごみ捨て、買い物などの家事や金銭管理、公共交通の利用などの応用的な日常生活動作のことをいいます。 なお、「ADL」とは、「Activities of Daily Living」の略称で、起床から着がえ、移動、食事、トイレ、入浴などの日常的に発生する動作のことをいいます。
I C T	「Information and Communication Technology」の略称で情報通信技術のことです。IT（Information Technology）とほぼ同義語ですが、Communication の語句があるように、コンピューターを使って人と人、人とコンピューターが通信する応用技術を指します。
「か」行	
介護医療院	長期にわたり療養が必要な要介護認定者に対して、日常的な医学管理や看取り、ターミナルケアなどの長期療養のための医療機能と日常生活における支援を一体的に提供するサービスです。
介護給付	介護保険で要介護1から要介護5の認定を受けた被保険者（介護が必要な状態の人）の介護サービスに対する保険給付のことをいいます。
介護保険施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院で、介護保険法に基づく指定を受けた施設のことをいいます。
介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態にならないように目標の設定、サービスを適切に利用する計画の作成、達成状況の評価、必要に応じて計画の見直しを行う一連の過程を指します。
介護予防・日常生活支援総合事業	多様なマンパワーや社会資源などの活用を図りながら、要支援の状態にある高齢者に対して、介護予防や見守りなどの生活支援サービスなどを市町村の判断により、総合的に提供できる事業です。
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	ねたきりなど、自宅では食事や排せつなどの介護が困難で常時介護を必要とする高齢者が入所し、日常生活の世話や機能訓練、健康管理などを受けられる施設です。
介護老人保健施設 （老健施設）	病状が安定し、自宅に戻れるようリハビリに重点をおいたケアが必要な高齢者が入所し、医学管理下で介護や機能訓練、日常生活介助などを受けられる施設です。
かぞ健康マイレージ	市民の健康増進のため、40歳以上の市民を対象に、市が設定した健康に関する取組項目の達成した数に応じて地域通貨（絆サポート券）を最大2,000円分プレゼントする事業です。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つです。小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療的なニーズにも対応できるサービスです。

用語	解説
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことです。キャラバン・メイトになるためには、キャラバン・メイト養成研修を受講する必要があります。
居宅介護支援 (介護予防支援)	要支援・要介護認定を受けた人又はその家族からの依頼により、介護保険の申請手続から、訪問調査や居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を行い、利用する各サービス提供事業者と連絡調整を常に図りながら、利用者の状況に応じたサービスを提供できるように日常生活のサポートを行います。
居宅サービス	在宅介護を中心にしたサービスのことをいいます。訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、居宅介護支援のサービスがあります。
居宅療養管理指導	居宅の要介護者又は要支援者について、医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師などが家庭を訪問し、療養する上での指導や助言を行うサービスです。指定を受けた病院、診療所、薬局がサービスを提供します。
ケアマネジャー	介護を必要とする人が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン（サービス計画書）の作成や介護サービス事業者との調整などの業務を行う「介護支援専門員」の一般的な呼称です。
健康アプリ	生活習慣病の予防やフレイル予防として、健康に関心が薄い若い世代（18歳以上）を含む幅広い世代の健康づくりを支援するために導入した埼玉県健康アプリです。
健康寿命	65歳からの何年間、元気で家族などの介護を受けることなく、日常生活を過ごすことができるかという期間の平均を示す指標です。
高額介護サービス費	要介護者が居宅サービスや施設サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に超過分が払い戻される介護給付をいいます。超過分が払い戻されることにより、負担が一定額を上回らないよう自己負担額の減額が図られます。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが運行するバスのことです。本市では、以下の3つの方式により運行しています。 ・デマンド型乗合タクシー…交通手段に不便を来している人を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシー。 ・シャトルバス…特定の目的地を利用する乗客を短い間隔で効率的に輸送するバス。 ・循環バス…始発点と終着点在同一の循環運転をするバス。

用語	解説
「さ」行	
サービス付き高齢者向け住宅	ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦向けのバリアフリーの賃貸などの住まいで、安否確認と生活相談サービスが提供されます。
住宅改修	段差解消のためのスロープ設置や廊下、階段への手すり取付けなどの改修に対して費用の一部を支給するサービスです。(利用できる額には制限があります。)
小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つです。利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、なじみの職員によって柔軟にサービスを提供するもので、在宅生活の継続を支援するサービスです。
スローフード	おいしく健康的 (GOOD) で、環境に負荷を与えず (CLEAN)、生産者が正当に評価される (FAIR) 食文化を目指す社会運動のことです。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす役割を担います。
成年後見制度	認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に代わって、家庭裁判所が選任した成年後見人が財産管理、身上監護などを行う制度です。
セカンドキャリアセンター	60 歳以上の人をはじめとする全年齢の求職者を対象に、専任の就職相談員が就職相談やセミナーの案内など、就職・再就職・転職などに向けたサポートを個別に行っています。
「た」行	
団塊ジュニア世代	昭和 46～49 年に生まれた第二次ベビーブーム世代のことをいいます。昭和 46～49 年の年間の出生数は約 210 万人でした。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事、着替え、入浴などの日常生活の介護やリハビリを受けるサービスです。指定を受けた特別養護老人ホームや老人短期入所施設がサービスを提供します。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	保健・医療施設に短期間滞在し、医師や看護師、理学療法士から医学的管理のもと、医療・介護・機能訓練などを受けるサービスです。指定を受けた介護老人保健施設や療養病床などのある病院・診療所がサービスを提供します。
地域ケア会議	高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実施や地域課題の把握・解決を目的に、医療・介護などの多職種が協働して実施する会議です。

用語	解説
地域支援事業	市町村が保険給付（介護給付・予防給付）とは別に、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進する事業です。地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、市町村が主体となって実施し、要介護状態になるおそれのある高齢者などを対象として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの介護予防に資する事業を実施します。
地域包括ケア	介護や支援を必要とする高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すまいとすまい方、介護予防・生活支援、保健・福祉、介護・リハビリテーション、医療・看護を一体化して地域全体で支えていくことをいいます。
地域包括ケアシステム	高齢者個別のニーズや地域の課題を把握し、高齢者が要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で継続して生活できるよう、「地域包括ケア」の考え方にに基づき、新たなサービス（仕組み）や課題に応じた支援ネットワークなどを構築し、さらにネットワークの外にいる地域住民や社会資源をネットワークに取り込んでいくシステムのことをいいます。
地域包括支援センター	公正・中立な立場から、地域住民の心身の健康保持と生活安定のために、「総合相談支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「包括的・継続的ケアマネジメント」を担う中核機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開します。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型サービスの一つです。老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 29 人以下であるものに限る。）に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とするサービスです。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護があり、サービス基盤の整備状況に応じてそれぞれ市町村が事業者の指定及び指導・監督を行います。利用者は、原則として当該市町村の被保険者に限られます。
地域密着型通所介護	地域密着型サービスの一つです。定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、入浴や食事の提供、日常動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

用語	解説
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型サービスの一つです。有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が 29 人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、サービスの内容や担当者などを定めた計画に基づいて、食事、入浴、排せつの介助や機能訓練、療養上の世話などを受けるサービスです。
チームオレンジ	認知症サポーターが自主的に行ってきた活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組です。認知症の人や家族に対して、認知症サポーターの近隣チームが生活面の支援などを行います。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれます。
調整交付金	75 歳以上の後期高齢者の比率が高い市町村や、所得が全国より低い水準にある市町村において、介護保険の財源が不足することのないよう、地域格差を調整するための交付金です。国が負担する給付費 25%のうち 5%が、第 1 号被保険者の年齢階級別分布状況、所得分布状況などを考慮して配分されます。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、入浴や食事の提供、日常動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。介護老人福祉施設や、デイサービスセンターなどが指定を受けてサービスを提供します。
通所リハビリテーション (デイケア)	病院や介護老人保健施設などに通って、できるだけ自立した日常生活を送れるように機能訓練などリハビリテーションを行うサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	短時間の訪問介護と緊急時などの随時対応を組み合わせ提供するので、医療との連携も視野に入れたサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している人が、食事、入浴、排せつの介助や機能訓練、療養上の世話などを受けることをいいます。介護専用型と介護専用型以外（混合型）に分かれます。
特定入所者介護サービス費	平成 17 年 10 月から、介護保険サービスにおいて「食費」と「居住費」は保険給付の対象外になり、利用者が支払うことが原則になりました。そのため、所得の低い人を対象に負担限度額を設けて、標準費用額と負担限度額との差額を保険給付するものです。
特定福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する直接肌に触れるような福祉用具（腰掛け便座、入浴補助用具など）について、購入費の一部を支給するサービスです。（利用できる額には制限があります。）

用語	解説
「な」行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分け、サービス基盤を整備します。また、圏域の設定に当たっては、保険者ごとに地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件などを総合的に勘案して定めます。
任意事業	地域支援事業のうち、各保険者が地域の実情に応じて実施することができる事業で、家族介護支援事業や介護給付等費用適正化事業などを指します。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職などの誰もが参加でき、集う場として地域での日常生活・家族支援の強化に向けた取組の一つです。認知症の人や家族が地域の人と気軽に交流する社会参加の場となることが期待されています。
認知症ケアパス	「認知症のケアの流れ」を意味します。具体的には、これまで地域で培われてきた「認知症の人を支える取組」を整理し、認知症の人や家族、地域住民に対して、認知症の生活機能障害に応じて体系的に紹介すると同時に、それぞれの役割を分かりやすく示し、地域でいかに支えていくかを明示したものです。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。特別な職業や資格ではなく、養成講座を受講することで誰でもなることができます。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断、身体合併症と周辺症状への対応、専門医療相談などを実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者などとの連携の推進、人材の育成などを行うことにより、認知症の人が地域で安心して生活できるよう、地域における支援体制を構築する機関です。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が、家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことです。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	地域密着型サービスの一つです。要支援・要介護認定者で認知症状態にある高齢者などが5～9人の単位で共同生活し、家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を受けられるサービスです。
認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つです。認知症の症状があってもデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、比較的少人数の中で入浴や食事の提供、日常生活動作訓練などを受けることができるサービスです。

用語	解説
「は」行	
福祉用具貸与	高齢者向けの福祉機器・日常生活用具（車いす・特殊寝台・体位変換器・移動用リフトなど）など、日常生活の自立を助ける福祉用具を貸与できるサービスです。
ふれあいサロン	身近な場所に仲間との交流の場（通いの場）を提供し、おしゃべりや運動の機会を増やすことで、閉じこもりや認知機能の低下を予防することを目的とした取組です。
フレイル	健常から要介護へ移行する中間の段階で、加齢に伴う筋力の衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねることで生じる衰え全般を指します。高齢者の多くは、フレイルの時期を経て徐々に要介護状態になると考えられています。
包括的・継続的ケアマネジメント	いつまでも住み慣れたまちで過ごせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みのことです。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	利用者の自宅をホームヘルパーなどが訪問して、食事・入浴・排せつの介助や、炊事・掃除・洗濯といった家事など日常生活の手助けなどを行うサービスです。
訪問看護	医療機関や訪問看護ステーションの看護師や保健師などが家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら、病状の観察や床ずれの手当などを行うサービスです。
訪問入浴介護	入浴が困難なねたきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、健康チェックと入浴の介助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、心身の機能の維持回復を図るために、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることなど、本人だからこそ気づきや意見を本人同士で語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を地域に伝えていくための集まりです。
「ま」行	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。

用語	解説
「や」行	
夜間対応型訪問介護	地域密着型サービスの一つです。在宅での生活を安心して継続させるために、定期巡回と通報による随時対応を、夜間を含めた 365 日・24 時間利用可能とするサービスです。
有料老人ホーム	介護老人福祉施設などの入所要件に該当しない高齢者や、多様なニーズを満たそうとする高齢者を対象とする民間の入居施設です。サービス内容は契約によって異なりますが、一般的に食事、相談、助言、健康管理、治療への協力、レクリエーションなどのサービスが提供されます。また、介護を必要とする状態になった場合に、終身介護を受けられる施設やそうでない施設など、多様なタイプがあります。
要介護度 (要介護状態区分)	要介護の状態に応じて定めた区分のことをいい、要支援 1・2 と要介護 1～5 までの 7 段階の区分に分かれます。要支援 1 が最も軽度で、要介護 5 が最も重い区分とされており、その区分によって保険給付で受けられるサービス内容や給付額の上限が決められます。
養護老人ホーム	経済的に生活が困難で、住宅の状況や家族の事情で自宅での生活が難しいおおむね 65 歳以上の人が入所する施設です。
予防給付	介護保険法の基本理念である「自立支援」をより一層徹底するため、要支援 1・2 の認定を受けた人に対する介護予防サービスの保険給付のことをいいます。

資料4 各施策の主な対象者

※大まかな目安としてご覧ください。

	元気な 高齢者	フレイルの 高齢者	介護が 必要な 高齢者	家族 介護者	関係機関 ・関係団体	介護サビ 事業者等
第1章 高齢者の健康づくりと介護予防の推進						
第1節 高齢者の健康づくり						
1 高齢者の健康増進						
(1) 生活習慣病の予防	○	○				
(2) 健康相談	○	○				
(3) こころの健康づくり	○	○	○	○		
(4) 感染症の予防・重症化の防止	○	○	○			
(5) 骨粗しょう症の予防	○	○				
(6) 成人歯科保健の推進	○	○	○			
(7) 食育の推進	○	○				
2 疾病の早期発見等の支援						
(1) がん検診	○	○	○			
(2) 国保健診(特定健康診査)等	○	○	○			
(3) 人間ドック・脳ドックの利用促進	○	○				
第2節 高齢者の介護予防						
1 要介護状態となるおそれのある高齢者の把握		○				
2 介護予防に関する普及啓発						
(1) 教室や講座などを活用した介護予防の啓発	○	○				
(2) 筋力アップトレーニングの普及	○	○				
3 通いの場(ふれあいサロン)の拡充	○	○			○	
4 リハビリテーション専門職との連携の推進		○	○		○	○
5 多様な訪問・通所サービスの提供		○				
6 生涯学習活動の推進	○	○				
7 スポーツ・レクリエーションの推進						
(1) スポーツ教室の推進	○	○				
(2) グラウンド・ゴルフの推進	○	○				
(3) ウォーキングの推進	○	○				
8 高齢者の就労支援						
(1) シルバー人材センターへの支援	○	○			○	
(2) 高齢者の雇用促進	○	○			○	
9 高齢者の交流機会の創出						
(1) 世代間交流の推進	○	○			○	
(2) 高齢者の交流事業への支援	○	○			○	
10 ボランティア活動の推進						
(1) 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進	○	○			○	○
(2) 学校応援団への参加の推進	○	○				
11 生きがい農業の推進	○					
12 老人クラブの活動支援	○	○			○	
13 健康福祉センター等の活用	○	○				
第3節 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施						
1 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施		○				
第2章 高齢者の日常生活を支える体制づくり						
第1節 相談支援等の体制の充実						
1 高齢者相談センター(地域包括支援センター)の体制の充実	○	○	○	○	○	○
2 相談窓口等の周知及び関係機関等との連携強化	○	○	○	○	○	○
3 地域ケア会議の活用等の推進		○	○	○	○	○
第2節 高齢者福祉サービスの充実						
1 敬老事業の推進	○	○	○			
2 緊急通報システムの普及			○		○	
3 配食サービスの普及		○	○		○	
4 コミュニティバス等による高齢者の移動支援	○	○	○		○	
5 生活困窮者等の自立の支援	○	○	○	○		
6 介護サービスの利用に係る負担の軽減			○	○		
第3節 家族介護者等(ケアラー)への支援の充実						
1 家族介護者等の介護負担軽減のための支援				○	○	
2 家族介護者への経済的支援						
(1) 家族介護者慰労金の支給				○		
(2) 家族介護用品の支給				○		
第4節 高齢者の居住支援						
1 高齢者の安定的な生活の場の確保		○				
2 居宅環境の改善支援		○	○			

	元気な 高齢者	フレイルの 高齢者	介護が 必要な 高齢者	家族 介護者	関係機関 ・関係団体	介護サービス 事業者等
第5節 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり						
1 自治協力団体の活動の促進	○	○	○	○	○	
2 地域通貨を活用した地域福祉サービスの普及	○	○	○		○	
3 地域ブロンズ会議の設置・活動の推進	○	○	○		○	
4 地域の実情に応じた生活支援体制の整備	○	○	○		○	
5 交通安全対策の推進	○	○	○		○	
6 地域における防犯活動の推進	○	○	○		○	
7 消費者被害の防止	○	○	○		○	
8 協力事業者による見守り体制の構築		○	○		○	
9 行方不明者の早期発見支援			○		○	
10 災害時要援護者への支援			○		○	
11 歩行に配慮を要する人のための駐車区画の適正利用の推進			○			
第3章 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり						
第1節 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援						
1 認知症への理解の促進	○	○	○	○	○	○
2 認知症に関する相談体制の周知	○	○	○	○	○	
3 認知症の日本人による発信機会の拡大			○	○	○	
第2節 認知症予防活動の推進						
1 教室や講座などを活用した介護予防の啓発(再掲)	○	○				
2 通いの場(ふれあいサロン)の拡充(再掲)	○	○			○	
3 生涯学習活動の推進(再掲)	○	○				
4 スポーツ教室の推進(再掲)	○	○				
5 グラウンド・ゴルフの推進(再掲)	○	○				
6 ウォーキングの推進(再掲)	○	○				
7 シルバー人材センターへの支援(再掲)	○	○			○	
8 高齢者の雇用促進(再掲)	○	○			○	
9 世代間交流の推進(再掲)	○	○			○	
10 高齢者の交流事業への支援(再掲)	○	○			○	
11 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進(再掲)	○	○			○	○
12 学校応援団への参加の推進(再掲)	○	○				
13 生きがい農業の推進(再掲)	○					
14 老人クラブの活動支援(再掲)	○	○			○	
第3節 認知症の人とその家族等への支援						
1 認知症の早期発見・早期対応への支援						
(1) 認知症ケアパスによる情報提供		○	○	○		
(2) 認知症地域支援推進員による支援		○	○	○		
(3) 認知症初期集中支援チームによる支援		○	○	○		
(4) 関係機関の連携による切れ目のない支援		○	○	○	○	○
2 認知症の人の権利擁護						
(1) 成年後見制度の利用促進			○		○	
(2) 高齢者虐待の防止			○	○	○	○
3 認知症バリアフリーの推進						
(1) 認知症の人の日常生活への支援(チームオレンジの整備)			○	○	○	
(2) 行方不明時の早期発見・保護			○	○	○	
(3) 地域における防犯活動の推進(再掲)	○	○	○		○	
(4) 消費者被害の防止(再掲)	○	○	○		○	
4 認知症の人の社会参加の促進(認知症カフェの普及等)			○	○	○	○
5 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保			○	○		○
第4章 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実						
第1節 在宅医療・介護連携の推進						
1 在宅医療・介護連携の推進			○	○	○	○
第2節 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備						
1 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備			○			○
第3節 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等						
1 介護人材の確保・定着及び資質の向上	○					○
2 介護現場の生産性の向上の推進等						○
第5章 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え						
第1節 災害に対する備え						
1 災害に対する備え	○	○	○	○	○	○
第2節 感染症に対する備え						
1 感染症に対する備え	○	○	○	○	○	○
第6章 介護保険制度の安定的な運営						
第1節 介護保険料の収納確保						
1 介護保険料の収納確保	○	○	○			
第2節 介護給付の適正化						
1 介護給付の適正化		○	○			○

第 5 次加須市高齢者支援計画

高齢者福祉計画/第 9 期介護保険事業計画
/認知症施策推進計画

発行日/令和 6 年 3 月

発 行/加須市

編 集/福祉部高齢介護課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目 1 番地 1

電 話 0480 - 62 - 1111 (代表)

URL <https://www.city.kazo.lg.jp/>

※この計画の主な部分には、どなたにも見やすく読み間違えにくい
ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

この計画は環境に配慮して再生紙を使用しています。



